

第百五十六回国会
衆議院

国土交通委員会議録 第二十号

平成十五年五月十四日(水曜日)

午前九時三十二分開議

出席委員

委員長 河合 正智君

理事 栗原 博久君

理事 田野瀬良太郎君

理事 今田 保典君

理事 赤羽 一嘉君

理事 石田 真敏君

理事 倉田 雅年君

理事 佐藤 勉君

理事 砂田 圭佑君

理事 谷田 武彦君

理事 西田 司君

理事 林 幹雄君

理事 福井 照君

理事 松野 博一君

理事 森田 一君

理事 阿久津幸彦君

理事 大谷 信盛君

理事 佐藤謙一郎君

理事 中村 哲治君

理事 伴野 豊君

理事 高木 陽介君

理事 土田 龍司君

理事 瀬古由起子君

理事 日森 文尋君

理事 後藤 茂之君

菅 義偉君

橘 康太郎君

玉置 一弥君

一川 保夫君

岩崎 忠夫君

小西 理君

実川 幸夫君

高木 毅君

中本 太衛君

西野あきら君

菱田 嘉明君

堀之内久男君

松宮 勲君

渡辺 博道君

岩國 哲人君

川内 博史君

津川 祥吾君

永井 英慈君

松野 頼久君

佐藤 公治君

大森 猛君

原 陽子君

金子善次郎君

国土交通大臣 扇 千景君

国土交通副大臣 中馬 弘毅君

国土交通大臣政務官 高木 陽介君

政府参考人 奥村萬壽雄君

(警察庁警備局長)

政府参考人
(国土交通省土地・水資源倉林 公夫君
局長)
政府参考人
(国土交通省都市・地域整澤井 英一君
備局長)
政府参考人
(国土交通省住宅局長) 松野 仁君
政府参考人
(国土交通省鉄道局長) 石川 裕己君
政府参考人
(国土交通省自動車交通局丸山 博君
長)

政府参考人
(国土交通省政策統括官) 河崎 広二君
参考人
(地域振興整備公団理事) 林 桂一君
参考人
(都市基盤整備公団総裁) 伴 襄君
参考人
(都市基盤整備公団理事) 西川 聰君
参考人
(都市基盤整備公団理事) 古屋 雅弘君
参考人
(都市基盤整備公団理事) 那珂 正君
参考人
(都市基盤整備公団理事) 中臣敬治郎君
参考人
(都市基盤整備公団理事) 中田 雅資君
国土交通委員会専門員 福田 秀文君

委員の異動
五月十四日
辞任
中本 太衛君
原田 義昭君
松本 和那君
山本 公一君
大谷 信盛君
補欠選任
小西 理君
石田 真敏君
渡辺 博道君
佐藤 勉君
松野 頼久君

永井 英慈君
土田 龍司君
二階 俊博君
中村 哲治君
佐藤 公治君
金子善次郎君
補欠選任
原田 義昭君
中本 太衛君
山本 公一君
松本 和那君
永井 英慈君
大谷 信盛君
土田 龍司君
二階 俊博君

同日
辞任
石田 真敏君
小西 理君
佐藤 勉君
渡辺 博道君
中村 哲治君
松野 頼久君
佐藤 公治君
金子善次郎君
補欠選任
原田 義昭君
中本 太衛君
山本 公一君
松本 和那君
永井 英慈君
大谷 信盛君
土田 龍司君
二階 俊博君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件
参考人出頭要求に関する件
独立行政法人都市再生機構法案(内閣提出第四五号)
成田国際空港株式会社法案(内閣提出第八六号)

○河合委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、独立行政法人都市再生機構法案を議題といたします。
この際、お諮りいたします。
本案審査のため、本日、政府参考人として国土交通省土地・水資源局長倉林公夫君、都市・地域整備局長澤井英一君、住宅局長松野仁君、鉄道局長石川裕己君、自動車交通局長丸山博君、政策統括官河崎広二君及び警察庁警備局長奥村萬壽雄君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○河合委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。
引き続き、お諮りいたします。
本案審査のため、本日、参考人として地域振興整備公団理事林桂一君、都市基盤整備公団総裁伴襄君、都市基盤整備公団理事西川聰君、都市基盤整備公団理事古屋雅弘君、都市基盤整備公団理事那珂正君、都市基盤整備公団理事中田敬治郎君及び都市基盤整備公団理事中田雅資君の出席を求め、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○河合委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○河合委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。岩國哲人君。
○岩國委員 おはようございます。民主党を代表いたしました。都市再生機構について幾つか質問させていただきます。私は、仕事の関係で、ニューヨーク、ロンドン、パリ、そして東京、世界の四大都市と言われるところに一つ一つ、家族と一緒に住んでまいりました。また、生まれ育った大阪を含めると世界の五大都市と言っているかもしれませんけれども、そういう都市がどのようにつくられているのか、そういう都市がどのような問題を抱えているのか、そこに住んでいる人はどういう思いで暮らしておられるのか、それを体験できたことは、大変貴重な体験をさせていただいたと思っております。
そういう体験あるいは感想を踏まえまして、扇大臣初め皆さんに質問させていただきたいと思っております。
まず最初に、世界の経済大国と言われながら国土面積においては著しく狭い日本の国土の有効利

用をうたっている国土審議会、この国土審議会については以前も質問いたしましたけれども、都市再生機構という場合に、国土審議会とどういう関係がこれからできていくのか、国土審議会の意見はどういうふうに都市再生機構の運営に反映されていくのか、上下の関係なのか、横の関係なのか、あるいは定期的な会合を重ねられるのか、あるいは都市再生機構のこの法案について、国土審議会の秋山会長からはどういう意見が提示されておるのか。

大都市のあり方について全く意見が出てこない国土審議会は無用の長物ではないか、そういう思いも含めまして、どういう貴重な意見が出てきておるのか、おらないのか、全く活動を停止しておるのか、そのことも含めて大臣の所見を伺いたいと思います。

○河崎政府参考人 国土審議会との関連のお尋ねでございますが、国土審議会は、御承知のとおり、国土交通大臣の諮問機関ということになっておりますので、国土審議会のいろいろな報告につきまして、大臣にそれがなされ、大臣からそれぞれ、都市公団なり地域公団に、こういう考え方で業務を推進するようにといったようなことが指示をされるというふうな格好になろうかと思えます。

ただ、今回の都市再生機構法の立案過程におきましては、その点について特に国土審議会の御意見を拝聴するといったようなことはございませんで、むしろ社会資本整備審議会だとか、そのほかの審議会の意見を聞きながら作業を進めていったという経緯がございます。

ただ、国土審議会、最近では平成十四年十一月に、基本政策部会におきまして、国土の将来展望と新しい国土計画制度のあり方に関する報告が取りまとめられております。

その中では、新しい都市再生機構に関連のありそうなのが幾つかございまして、我が国全体の人口の減少だとか、あるいは高齢化の中で地域社会の活性化を図るといったことが大事であるという点でありますとか、あるいは都市における国際

的な競争力、魅力の低下という問題が指摘をされている。さらには、防災上危険な密集市街地への対応でありますとか、知恵と工夫による個性ある地域づくりといったようなことが指摘をされていまして、都市再生に関連する課題も多く指摘をされているというふうな考え方をしております。

大事な国土全体の考え方を示しているものでございしますので、当然、今回の独立行政法人化に当たりましては、十分これらを踏まえるとともに、今後、都市再生機構が業務を実施する際には、大都市及び地方都市における都市再生の取り組みの中で、国土審議会が御指摘をされたような課題にこたえるように対応していきたいと思っております。

○岩國委員 今、幾つか例としてお話しになりました。これからの我が国の人口の減少傾向であるとか、あるいは高齢化の問題であるとか、個性的な都市づくりの問題、そういったようなことについては、一つ一つがすべてこの都市再生機構の根幹に触れていくような問題ではないか、私はそのように思います。したがって、国土審議会の意見というものがきちっと反映されていくような、そういうことが担保されるような経営形態をこの都市再生機構がとることが必要ではないか。

一般民間企業でいえば、社外重役という存在があります。ただ、国土審議会、暇なときに、益暮れに二回ぐらい開いて、聞いたふりをするぐらいなこと、何かいいことを言っていれば、そこからつまみ食いして自分らの法案に使っていくのか、こういう姿勢ではよくないと私は思うんですね。やはり、定期的な経営協議会とかそういうことの中に、国土審議会の会長なりあるいは幹部の方が入っておられて、全体的な整合性のとれた国土づくりの中に、都市再生機構がどのような役割を、あるいはより一層いい仕事ができることが担保されているようなことがなくてはならないと思えますけれども、この都市再生機構法案の中のどこにそれがあらわれていますか。

だいておつて拳々服膺したいというのであれば、その拳々服膺は、これからたび重なる、しよつちゅう行われるような形において、今度の法案の中、どこに、それが要だ、あるいは、それは必ず実行されますということになっておりますか。

○河崎政府参考人 今回の法案でございしますが、都市公団、地域公団、それぞれの業務の徹底的な見直しを行っております。

基本は、従来、国土審議会の御指摘とも関連するわけでございますが、これまで、高度成長期を通じて大都市へ人口が集中をして、都市が外延的拡大をしてきたというものが、今や人口の減少局面も間近に迫るなど、もういよいよ外延的拡大というものが終えんを迎えつつあるのではないかと、そういう観点から、この都市再生機構の業務を検討するに当たりましては、まず、既存の、できた都市を、いかにその中でいろいろな課題を克服していくかということに集中をしていくということと、既に成市街地において、都市再生分野において民間の事業機会を創出する、あるいは民間の潜在力を最大限に引き出すための誘導業務、条件整備に業務を重点化していくというふうな考え方から、具体的には、工場跡地の土地利用転換、これも国土利用の観点から、産業構造の変化に対応して、そうした土地利用転換が必要であるというふうなものでございます。

それから、戦後の国土づくりの中で、いわば二十世紀の負の遺産と言われているような防災上危険な密集市街地でございしますが、こういったものを解消していく必要がある。そういった部分で、都市再生機構は、いろいろな面で、民間事業者でやったり、あるいは関連公共施設整備をやったり、敷地の整備あるいは集約整形化を行うといったようなことをやっていくというふうなことで、国土の利用のあり方ということも踏まえた上で、事業の再構築を行ったということとございします。

するに、都市再生機構の中に、経営の中心にそういった立派な審議会があるのであれば、ある以上は、やはり活用すべきだと私は思うんですよ。しかも、思い出したときとか、益暮れ二回とか、あるいは都合のいいときだけという一方的な使い方ではなくて、やはりそういうことが経営の中にも浸透していくような形を考えるべきじゃないかと私は思います。役員構成の中にもそれを十分反映することは必要ではないかという御意見を申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

この法案の中で、機構の目的として、「大都市及び地域社会の中心となる都市において、市街地の整備改善及び賃貸住宅の供給の支援に関する業務を行う」、このように規定されていますけれども、この大都市や地域社会の中心となる都市というのは、四十七都道府県の中に、今現在皆さんが想定していらっしゃるのは数でいったら幾らになりますか。都道府県別にそういった資料も提供していただきたいと思います。とりあえず、総数として幾らの数を今現在想定していらっしゃるのか。

○河崎政府参考人 まず、具体的な数字に入る前に、大都市及び地域社会の中心となる都市というのは具体的にどういうことかということを御説明させていただきますと思います。

機構が業務の対象とする都市につきましては、現在、都市公団が対象として大都市その他の都市地域という都市公団の目的規定に書いてあるものと、それから、地域公団が対象としている地域社会の中心となる都市、これも目的規定に書いてございしますが、これらを引き継ぎまして、これらを包含する概念として、大都市及び地域社会の中心となる都市というふうに規定したところでございします。

では、現在、両公団の具体的な業務対象地域はどうなっているかということとございします。

これは、それぞれ業務方法書におきまして規定されておりまして、都市公団については、四大都市圏、首都圏、近畿圏、中部圏、北九州圏及び人

口五十万以上の都市、それから地域公団につきま
しては、三大都市圏外の都市圏人口十万人以上の
中心都市とされているところでございます。

そこで、機構が具体的にどういう対象地域にす
るのかということでございます。

私どもとしては、全国的な都市再生の課題に対
応していくという観点から、引き続きこれらの都
市を対象にしていこうというふうに考えていると
ころでございますが、具体的には、十六年度の予
算編成過程で財務省と協議しながら検討されるこ
とになると考えております。

したがって、現行の業務対象地域をそのままと
いうふうに前提いたしますと、都市の数では、全
国の約六百八十の市のうち三分の二強、人口では、
全国の市の総人口約一億人の約九割が対象となる
こととなります。

○岩國委員 次に、この二つの公団が合併するわ
けですけれども、一般民間企業でいえば、合併す
るときには当然、バランスシートといったものが
その合併時に非常に大事な判断材料になるわけ
ですね。

現在の都市公団それから地域公団それぞれのバ
ランスシートというのは、時価会計というものを
採用しておりますか。

一般報道等を見ますと、それぞれの公団におい
ても、取得した不動産に相当の目減りが起きている
。どれぐらいの目減りが起きているのか、どれ
だけ欠損が生じておるのか、こういったことにつ
いては担当の大臣も恐らく神経を使っていること
に思われます。時価会計でそれはきちとあらわ
れておるのか。時価会計はほとんど使われてい
ないのか。さらに、時価会計はごく一部使われ
ていないのか。それを全面的に時価会計で適用
した場合には、どれぐらい、あつと驚くような
数字が出てきそうなのか。それについてお答え
いただきたいと思ひます。

○河崎政府参考人 現在の両公団の財務諸表につ
きましては、特殊法人としての財務諸表というこ
とで公会計が適用されております。例えば、販売

用不動産なんかも原価による計上というふうな形
になっておりますので、それを時価に直して処理
をするといったようなことは、正式な意味では
やっておりませんが、平成十二年度から、財務省
の御要請に基づきまして、行政コスト計算書とい
うものを作成いたしまして、公表をいたしており
ます。

これは、民間に準拠した財務処理を試みにやろ
うということをやっているものでございますが、
その中で、販売用不動産につきまして、簡便な手
法で時価評価を行っております。これによりまし
と、平成十三年度末で、両公団合わせて五千四百
四十八億円の強制評価損が計上をされておるとい
うふうな結果になります。

それから、今後、新機構に移行するに際しまし
ては、移行する時点で承継する資産についてすべ
て時価評価を行うということ、本法に定めは
ございますが、機構が設立する時点で、第三者で
ある資産評価委員が時価評価を行うこととしてい
るところでございます。

それで、現在、両公団の保有資産というのは、
例えば七十五万戸の賃貸住宅資産でありますと
か、ニュータウンにおける土地でございますとか、
あるいは鉄道業務とか、多種多様で膨大でござ
いますので、実際に来年の設立する時点ですぐ評
価するというわけにもまいりませんので、相当の
作業期間が要すると思つています。

そのため、本法に基づく資産評価委員による正
式な資産評価の事前準備作業といたしまして、都
市公団に、不動産鑑定士と公認会計士で構成され
る資産評価研究会を設置し、検討が行われまして、
ことしの二月に資産の評価方法の基本的な考え方
について報告が出されたところでございます。現
在、それに基づいて両公団において、その報告の
時価評価の考え方に基づく評価作業に着手をした
というところでございます。

○岩國委員 それでは、その作業期間はどれぐら
いを想定していらっしゃるのか、いつごろ我々国
民はその数字を知ることができるのか。

それからもう一つ、扇大臣は、この損失の度合
い、評価損が、今銀行でも株式の評価損が大変こ
れは問題になっております。保険会社においても、
株式の評価損が原因で、老後の安心を保険に頼つ
ておられた人たちに大変な衝撃を与えていること
は御承知のとおりです。

この原価とそれから時価、バブル崩壊の影響を
受けて相当大きなものが出てくると思われますけ
れども、どれぐらいの評価損がこの合併時点にお
いて出てくるのか。一千億円なのか、五千億円な
のか、一兆円ぐらいなのか、大体どれぐらいの大
づかみの数字を頭に置いて仕事をしたいと思ひま
す。

○河崎政府参考人 時価評価作業のスケジュール
ということでございますが、正式には、先ほども
申しましたように、この法律で定めるところによ
り、資産評価委員が任命をされまして、その委員
が時価評価を行うということになりますので、当
然、来年の、しかもそれが時点としては来年の機
構発足時点、つまり平成十六年の七月一日時点で
の評価を行うということになりますので、少なく
ともそれより前に評価作業が終わるということに
はならないというふうに考えております。あく
まで今両公団でやっておりますのは、その資産評価
委員が評価をするための事前の準備作業をやつて
いるというふうにお考えをいただきたいというふ
うに思ひます。

それから、含み損の話につきましては、現在の
ところ、私ども、正式な意味で作成、公表してお
りますのは、先ほど申しました行政コスト計算書
における民間に準拠した財務処理として、販売用
不動産についての時価評価ということでございます
。先ほども申しましたけれども、平成十三年
度末で両公団を合わせて五千四百四十八億円の強
制評価損ということになっておるということでござ
います。

○扇國務大臣 先ほどから岩國議員と御論議が進
んでおりますけれども、これは、両公団のみなら
ず、あらゆる特殊法人等々の改革ということに関

しては、すべてこの資産評価制度というものを今
まで導入しなかったということ、また、それが公
表されていなかったということは、岩國議員御存
じのとおりでございます。けれども、それを今度
は全部国民の前に明らかにしよう。

ですから、今申しましたように、約五千五百億
弱という数字が現段階では出ておりますけれど
も、それは、今後、あらゆる面で両公団の話の中
で、今住んでいる人たちに、少なくとも七十五万戸
、二百万人が住んでいらっしゃるわけですから、そ
の人たちに、じゃ、この五千五百億弱の資産減と
いうものに対してどういうことをしていくかとい
うことに関しては、まず、不安を与えないとい
うこと、この法案の審議の最中から申し上げてお
りますように、現在住んでいる人の不安を解消する
こと。

また、先ほども岩國議員がおっしゃいました老
齡社会、一番古くから住んでいる人は特に老年を
召してまいりました。そういうことに対する、そ
の人たちの対処の仕方、それから、そういう方に
、今住んでいるところにも安心して住めるように
、あるいはバリアフリーでありますとか、そういう
不安を解消する方法を、この財務諸表の枠をな
るべく減らして有効に使っていく。

また、利用されていないものも現実あります。
それは御存じのとおりです。ですから、それを何
とか皆さんの、二十一世紀型にバリアフリーをつ
けたり、あるいは廊下を広くしたり、手すりをし
たり、デイサービスをするというようにすることに
回していけないかということで、資産評価委員とい
うものをつくりましますから、そういう人たちが今大
ざっぱなお話をしております。

現段階では五千五百億弱という数字が出ており
ますけれども、それがあから今住んでいる人に
不安を与えないというのが一番大事なことの
で、これは、工夫ができる、また、工夫をしなけ
ればならないというのが、我々の今の現状でござ
います。

〔委員長退席、菅義委員長代理着席〕

○岩國委員 その五千五百億というのは、来年の七月一日合併のときには、それよりさらに少なくなっているでしょうか、それよりもさらにふえるんでしょうか。

二番目に、そういう不安を与えているということであれば、その不安を解消するために、少しでも早くその数字をより確定的なものにすることが大切ではないかと思うんです。

それを、あと一年かかります、恐らくもっと大きな損失が出そうだから、先延ばし、先延ばしにしている。その政府は先延ばしにしているんじゃないかということが逆に不安を助長するものにもなりますから、そういう不安の材料を早く撤去する。数字は、たとえ悪い数字であろうとも早く確定する。そのためにやることは幾つもあると私は思います。

例えば、両公団が合併するというのは、人間に例えれば、男女が結婚するとした場合に、お互いが持参金を持ち寄る。向こうが一億持ってくる、こちらが五千万持ってくると思っておいたら、何と持参金どころか借金の証文しか持ってきた。こういうふうな話じゃどうにもならないわけです。ですから、やはりその持参金というのは、結婚する前ぐらいにある程度めどがつかなかったら、結婚そのものも考え直さなきゃいかぬということになるんじゃないでしょうか。

こういう考え方について、大臣はどう思われますか。

○副国務大臣 岩國議員がおっしゃっていることは、私も、私も、私もこの委員会が始まって、この法案審議の中でお答えしてまいりましたけれども、今までの特殊法人というのは、すべて財務諸表というものを公表していません。その中で公表しているのは四つだけでございます。例えばNTTでありますとか、たばこ産業でありますとか、これは公表していません。ただ、あとは、今までは、道路公団を筆頭に挙げていいいかもしれませんが、財務諸表そのものの自体をつくる必要がなかったということは、一方では親方日

の丸と言われてもこれは仕方がない。

そういう体質をすべて改革しようということ、改めて今、岩國議員がおっしゃったように、財務諸表というものを世間に、しかも一般の民間の会社並みにきちんと目に見えるように、株主総会に出せるようなものをつくって、そして国民に公表すべきであるというのが、今初めてこれは手をつけた。そして、今度初めて財務諸表というのが世に出ていくという時代になってきて、今までは隔世の感があるというのが現実でございます。

ですから、まず、改革の第一歩、ある財産をきちんとしなさい、どこまであるのかないのか、今岩國議員がおっしゃったように、赤字なのか黒字なのか、それすらわからないということでは、不安が募るのは当然のことでございますから。

先ほどから局長も申しましたように、現在も、少なくとも保有資産の時価評価ということで、どれくらいになるかということ、それぞれの会計士でありますとか不動産鑑定士等々、公認会計士、大変な作業ですけれども、あえてそれをして、国民の前に明らかにしようというので、今、その結果、私がプラスであるとかマイナスであると言っていることは僥越だろうと思えますけれども、少なくともマイナスが少しになって、あるいはプラスであればありがたいというのが現状であるということとは、岩國議員御存じだろうと思っております。

○岩國委員 これは、世間の常識というのは、結婚について私は例えて申し上げましたけれども、新しい公団を白紙で立ち上げる場合なら、バランスシートもゼロ、資産もなければ借金もない、これはわかりやすいんです。

しかし、今ある二つのものを合併させようというときに、どれだけ資産があるのか、負債があるのか、その身元をきちっと洗いもしないで、とにかく来年の七月一日合併させて、合併させてからおもむろに作業でもやって、それから、世間を驚かせる結果になるのかわかりませんけれども、資産内容を発表しようというのは、これは順序とし

ておかしいんじゃないでしょうか。

なぜ七月一日に、そこまで、資産内容がわからないままにその合併を急がなきゃいかぬ理由があるんでしょうか。その資産内容がきちつとしてから合併に踏み切るという、改革とおっしゃるんだったら、そういう手順の改革ぐらいやるべきじゃないかと私は思います、いかがでしょうか。

○副国務大臣 これは岩國議員、さっきも私が申しましたように、少なくとも特殊法人というのが七十四あるわけでございますね。その七十四の中で、この財務諸表を作成しているというのは、まだわずかに十一社にすぎない。

そして、その中で我々は、この新たな公団の統合ということで、これはなるべく私は余りはつきり言いたくないというのは、大ざっぱな数字を言って後を惑わしてはいけなと思っています。よく言わないんですけれども、そこでおっしゃるのであれば、現在、報告書の中で、資産評価の方法に基づいて保有資産の時価評価の実務作業中、これは先ほど局長が言いました。

十五年度に公団予算として十億円を投入してこれを調べよう、調べるだけでも十億円もかかるということも、これもびっくりするんです。アウトソーシングをし、公認会計士あるいは土地鑑定士等々でこれだけかかるということでも私はびっくりしたんですけれども、それくらいにして真剣になつてアウトソーシングすればソーシングするほど、今までは、これだけ何年もつづけたことがないんですから、これは大変なことだろうと思

います。

今、結婚するときはという例を岩國議員が挙げられました。結婚するときに、相手の生まれたときから何もオープンにしていなかったということ自体が間違っていたと私は思いますから、あえて今回、これだけの費用をかけてでも公表し、また、できたものはインターネットで全部公表しよう、私は言っています。そういう意味では、やがてそれらの、十一億円かけるといことがむだに

ネットでもこの財務諸表というものが見ていただけるようになるということは、これは七十四の特殊法人の中で十一以外のところはすべて同じでございます。

○岩國委員 ありがとうございます。

次の質問に移させていただきます。

大都市を中心にして、これから人口がどのようになっているのか。先ほど、この都市再生機構法案の対象地域が人口で九割を占める、これは大変、ほとんど日本じゅうが対象になるようなことになりすけれども、その中で、人口が全体としては減少するけれども、一方では都市化が集中する。となると、東京、大阪においては、都市再生機構の一番の中心になる都市であろうと思えますけれども、東京、大阪その他の大都市においては人口はふえるのか減るのか、どのようなシミュレーションを描いてこれから仕事をしたいこうとしておられるのか。

この点について、日本の人口は減るけれども、大都市においては人口はさらにふえていく、そういう前提でこれから仕事を進めていくとされるのか、あるいは、大都市においてもこれから人口は減っていく、東京においても、二十三区の人口というのはこれから減っていくんだ、そういう考え方を持っておられるのか。これは大づかみで結構ですから、御答弁いただきたいと思

います。

○河崎政府参考人 戦後から高度成長期にかけて、御承知のとおり、大都市に大変な人口が集中をした。そのために、市街地が大変な外延的な拡大をしたわけでございます。

ただ、今日、人口の減少局面が間近に迫るといったような状況で、かつてのように人口移動が非常に激しく起こるというふうな状況ではございません。むしろ、大都市においては、既成市街地の中で住宅だとか職業、業務、そういったものの再配置が行われるような状況になってきておりますので、これからはやはり、人口動態というものが、既成市街地の中でいかに住宅とかあるいは業務機能だとか学術機能とかいろいろなものを再配置す

るかということが焦点になってくるんだらうと思いますので、そういう観点に立つて新機構の仕事をやっていく必要があるというふうに考えているところでございます。

○岩國委員 東京をその例に挙げさせていただいてもいいと思いますけれども、ただ、住宅は、数をふやせば住環境がよくなったとは必ずしも言えないと思います。結局、住んでいるところから仕事をするとともに、速に移動できるかどうか。数はつくったけれども、毎朝毎晩の交通ラッシュ。これは、先ほど、私は世界の四大都市に住んでまいりましたという話をしましたけれども、あれほどの交通ラッシュ、ましてや、プラットホームで人間が人間の背中を押し込んであるの押し屋という職業、こういう職業が存在するのは、まさに都市政策の貧困さを絵に書いたようなものじゃないかと思えますね。

この押し屋と言われる人たちは、人数は今現在どれくらいですか。そして、三十年前、二十年前、十年前、現在、どのように改善しているんですか。あるいはさらに、そういう雇用はさらにふやしていらつしやるのか。

この押し屋という毎朝ほとんどのサラリーマンが見ている現象は、あれを見ながら、政治に対する不満、都市政策の貧困さを思わないサラリーマンは恐らくないと思えます。だからこそ、その統計こそが私は一番大切な仕事をやっている。これから都市再生機構がいい仕事をやっていくかどうかは、まさにあの押し屋の人数をどれだけ十年後に減らしてみせるかどうか。それが完全に減れば、これは東京の住環境がよくなったということが目に見えて、また統計でも一番わかりやすいと思うんです。

この人数、ちゃんと把握していらつしやるかどうか、それに関心を持ってもらえるのかどうか、お答えいただきたいと思えます。

○中馬副大臣 岩國委員御指摘のような状況は、戦後の高度成長の時代に東京、大阪を初めとした大都市圏で見られたことは、事実でございます。

しかし、その対応のまずさといましようか、おくれといましようか、そういうことがあつて、あのような状況が現実にあられておつたことも、これまた認めるところでございます。

しかし、ここに来て、前提条件が大きく変わつてまいりました。景気が悪くなったこともございすけれども、本場に一部の東京におけるそうした地域はありますけれども、大阪等も含めてほとんどのところは、そういう押し屋さんがいて押し込むというような状況は現実問題としてなくなつてきております。

数字であえて申しますと、東京圏では、これは昭和五十年ごろには二二・一。しかし、これも全般的にやないんですね。最混雑区間における平均の混雑率というところでございますが、これが二二・一という形で、御承知のとおり数字でございますが、混雑率をあらわす数字が二二・一でございましたが、現在ではこれが一七・五まで落ちてきております。

しかし、まだ一七・五は高いという認識もありましよう。しかし、大阪では、約一九・九が現在では一四・二、大幅に減つておりますし、名古屋圏におきましても、約二〇・〇が現在一四・九。そういうことで、今言いましたような押し屋さんが多いというような状況ではほとんどないと思えます。押し屋さんの数を計算はしておりませんけれども、押し屋というのは職業ではなくて、これは駅員の方が一生懸命やつていらつしやるだけでございます。

(菅義委員長代理退席、委員長着席)

しかし、今前提条件が大きく変わつてきたということをあえてここで少し申し上げますと、先ほど言いましたように、景気が悪くなったこと、産業構造が変わつて、生産基地のかなりの部分が中国に移つてしまつていふようなこと、それから、車が大きく普及をいたしまして、車で通勤される方もふえていふことも、これまた事実でございます。それから、都市鉄道が相当整備されました。今では、大江戸線までもできて、かつての私

鉄等も複々線にしたり、そういう形で、大阪の場合には逆に少しがらになり過ぎていふようなところもあるのが現実でございます。それから、週五日制になりました。そういうことで、週のうち二日は通勤、通学をしない。人口構成が変わりました。もう第一次ベビーブーマーの方々はそろそろ定年を迎えますし、子供たちは非常に少なくなつて、ある私鉄の幹部が言つておりましたけれども、通学定期は半減してしまつております。

そのようなことで、ある程度、通勤ラッシュのときに、がらがらといましようか、楽に座つていける状態であれば、私は鉄道事業は成り立たないと思ひます。全部赤字になつてしまつて、廃線せざるを得ないような状況にすらなるものだと思ひます。それがけしからぬということじゃなくて、現実問題はそういう状況に今のところ当面いたしております。

そうしますと、あえてその通勤ラッシュを、若干なりともまだ残つていふところは緩和するということであれば、これは、企業がそれぞれフレックスタイム制等でオフィスを、緩和するとか、あるいは少しずらすとかいふようなことを含めたことの対応も必要でございましようし、今おつしやいましたような、まちづくりそのものを変えていく、それはもう今始めていふところでございまして、今回の機構におきましても、その方の役目に、住宅をつくつてそこに住まわせるという、数は足りてしまつたわけですから、そうじゃなくて、逆に快適な住環境を整備していくということに一つの業務を移していくわけでございます。

そうしますと、先ほどからお話がありますように、古くなった住宅を建て直しても少しゆとりある住宅、バリアフリーの、部屋がたぐさある、あるいはまた、少し高層にして上の方はほかの方に貸すことによつて、従来の方は割合安い家賃で従来どおり住んでいただいて、しかも、高層化するることによつて緑がふえていく。通勤通学は、かなり都心回帰が始まつておりますから、そうした都心に快適な住宅をつくつてそこに住んでいただ

く、それがこれからの都市の姿だと思ひますし、そういうことを目指していくのがこれからの機構の役割、このように考えている次第でございます。

○岩國委員 先ほどいただきました数字、これは十年前の数字ということでしうか。二百二十一人、現在百七十五人。大阪では百九十九人、現在百四十二人。

○中馬副大臣 今私が挙げました数字は、昭和五十年と平成十三年との対比でございます。

○岩國委員 一般に経済環境から申しますと、この十年、二十年の間に、株価は下がる、それから職場は減る、不動産価値は下がる。その下がり方に比べると、これは意外に堅調だといふ、押し屋の数に比べると。例えば二百二十一が百七十五といふのは、これは半分にはなつておらぬ。

決して私はこれを喜んでいふわけじゃありません。先ほどから申し上げますように、朝夕の通勤ラッシュがこういう数字、端的にあらわれているのがここではないかといふことで御質問申し上げ、また、副大臣にわざわざごういった細かい点まで御答弁いただいて恐縮しておりますけれども、やはり住環境の整備といふのは、ほとんどの人は働くわけですから、通勤環境の整備を伴つたものでなければならぬといふ問題意識からこういうことを御質問させていただいていふわけ

です。これからいいますと、大阪はなかなか頑張つていふなど。大阪は不景気、不景気と中馬先生を初め皆さんおっしゃいますけれども、東京と同じぐらゐの押し屋さんがいらつしやるということとは、東京と同じぐらゐの経済活動を活発に、少なくとも職業の点については、雇用環境においては、それほど通勤ラッシュといふのは緩和されておらな

い。それは、実態はもつと深刻であるとするならば、いかに都市政策と通勤環境の整備がお粗末かということがここにもあらわれていふんじゃないでしょうか。

本日は、東京の経済規模の半分であり、あるいは東京以上に失業率が進んだ大阪であるならば、

この減少はもつと急激に減つていなくちゃいけないのが減つていないことは、恐らく、鉄道経営者のそういう通勤に対する態勢、あるいは大阪市、大阪府の通勤環境の整備に対する取り組みが、東京もおくれているけれども、東京以上におくれているということを端的にこの数字はあらわしているんじゃないでしょうか。

○中馬副大臣 都市政策につきましては岩國委員が詳しくございますが、私もその方で少しは勉強してきている者としてあえて言いますが、ここ今今そういう数字を申ししたのは、三大都市圏の最混雑区間における混雑率でございます。大阪というならば御堂筋線に代表されるところでございまして、岩國委員、御承知でございます。それがメーンであることは事実でございますが、あと、その後、四つ橋線だ、あるいはまた堺筋線だ、こういったのが全部できております。南北だけを見ましても、それから鶴見線とか、いろいろなところでできました。それは朝のラッシュアワーでもほとんど、ぎゅうぎゅう詰めというようなことじゃなくて、逆にがらがらのような状況でございます。そういう状況になってきていること。

大阪は私鉄が多々ございますが、五大私鉄のほとんどの経営者が、もうこれでは私鉄経営が成り立たないと言いつつ始めておるわけでございまして、朝の一時的な、一時間余りのところが少しは混雑することがあつても、昼間はがらがらでございます。そういう状況になってきていることがいいとは申しませんが、そのバランスを平準化すること、私は必要だと思つています。しかし、最混雑のところだけ取り上げて、それが混雑を緩和していないのはけしからぬとおっしゃる意味ではちょっと私はないと思います。

都市政策のあり方、先ほど言いましたように、せっかく一般の方々も、郊外に家を求めて、そしてそこで大変な通勤ラッシュを味わつておられた方々が、もう少しゆとりができて、少し安いところができきたならば都心に回帰しようという動きに今なつてきているわけですから、それをひとつお

手助けするのがこれからの機構の役割だ、このように認識いたしております。

○岩國委員 こういった住宅政策、広い意味の都市政策の中には、住宅政策があり、通勤問題があり、それから今言ったような交通政策。私は、私鉄の経営が困難であるということはずしも、昼はがらがら、それから朝夕のラッシュ、この繁閑が激しいということだけではなくて、私鉄の経営には、もつとほのかの問題も抱えていると思つております。昼はがらがら、朝夕だけが満員ですということだけで日本の私鉄経営が困難を来していることはないと思つております。

私も、小田急線、京王線、世田谷の中には東急も走っておりますけれども、そういうものを見ながら、今までの私鉄経営者というのは、これは釈迦に説法ですけれども、要するに、電車事業以外のところに一生懸命再投資をして、そしてその再投資の回収がうまくいかなかったところに問題がある。鉄道事業そのもののへ利益を再投資、もつと一生懸命やつておれば、これは随分違ったことになつていられると思つております。

もう一つは、交通政策、政府の都市政策の中にも問題があると思つております。大阪も東京も、見てみますと、朝はほとんど一方通行なんです。いわゆる上り線だけが込んでいます。そして下り線の方は、昼がらがらとおっしゃいましたけれども、朝からでもがらがらの電車が走っている。これは下り線なんです。

ですから、上り線は普通の料金を取るけれども、下り線、例えば千代田区、港区から中野、荻窪、八王子へ通勤するような逆方向の通勤に対しては、私は前から提案しておりますけれども、無料バスを提供するというような形で流れを平準化していく。それが鉄道経営の負担を取り去ることにもつながっていくのではないかと思います。そういったことも検討する必要があるのではないかと私は思つております。

朝夕のラッシュ、押し屋というものが、ああいう仕事あるいは作業が必要なくなるようにするた

めには、恐らく本数をもつと倍にしないかぬと思う。倍にすれば、昼間あるいは朝のうから逆方向はがらがらの電車がもつととつと走るといふことになりまして、もうこの辺で何か抜本的なことを考えないかぬだろうと思つて、それがひいては、二十三区の中の住宅政策どうあるべきかということにもまた返つてくるだろうと思つております。

私は、国土交通大臣として、国土交通省として、一つの屋根の中にいらつしやる限りは、交通問題と住宅政策、もう少し知恵を出して、改革とおっしゃるんだつたら都市政策の改革に結びつけていただきたい、そのように思つております。

次の質問、高齢化の問題についてお伺いしたいと思つております。

高齢者配慮型住宅の建設に真剣に取り組むべきときに来ているんじゃないかと私は思つております。以前は、一生懸命働く三十代、四十代の、小さな赤ちゃんがいる、そういう人たちを想定して住宅公団の建設が進められてきたわけですが、今は、ほとんど若い人はいない、小さな子供はいない、お年寄りが一人あるいはお年寄りだけの二人暮らし。自然に、建物は変わらぬのに、建物の中身は限りなく高齢者ホーム、老人ホーム的に変質しつつあるわけです。

鳥根県でもそういう老人ホームをたくさんつくりましたけれども、出雲市は中でも数が一番多い方です。老人ホームをつくるのはやめました。つくらないで、今住んでいらつしやる家一つ一つを、ひとり暮らしのお年寄り、二人暮らしのお年寄りだけの家、それを老人ホームに看板をかけた。そして、若干のリフォームを入れて、昔は部落と言いましたけれども今は町なんです、その町内の老人ホーム、三十二軒をまとめて里家制度という仕組みに変えました。同じ町内に住んでいる人はみんなヘルパーさん、そしてそこに三十二軒の、ひとり暮らし、二人暮らしの高齢者の家、そのままだがにらしてそれが老人ホーム。建設費は要らないけれども、若干の改修費は要ります。

そのような、いながらにして、これを東京で適用するならば、世田谷区にもたくさんありますけれども、今までのそういう集団住宅そのものを思い切つて看板を変えて、二十四時間ケアつきの、高齢者の方がそのままそこに住めるように、若干のリフォームは必要でしょう。そして、そこに住んでいらつしやる若い方は、あるいは奥様は、希望者はヘルパーさんとして、そういう大きな団地そのものを高齢者の団地に変えていく。

アメリカでは、御承知のように、アリゾナのサンティエーというのがあります。そういう砂漠のような中に忽然として、高齢者が一番住みやすい、高齢者だけが暮らせるようなそういう都市づくりをやつたことは御承知のとおりだと思つていただけます。今、東京でそれだけのことをやる資金もありません、土地もありません。

とするならば、今あるものをあした突然サンティエーに衣がえしていく、そのような発想あるいは取り組みというのはもう既にお考えになつていられるでしょう。この点について御質問させていただきます。

○岩國委員 岩國議員は御存じのとおり、日本は今まで世界のどの国も経験したことのないスピードで高齢社会に入ります。そして、我々はひとしく年をとるわけでございますから、今おっしゃつたように、高齢者が居住しやすい、ああ、ここに住んでいれば年をとつても安心だな、少なくともそういう公団住宅のあり方、そうあるべきが理想であると思つております。

理想は理想として、では、一歩ずつ近づいていくという、私たちはその施策をとつておりまして、公団賃貸住宅に居住する六十五歳以上の高齢者というものが、先ほど私はちやつと言いましたけれども、平成十二年度に公団の定期調査を実施いたしましたけれども、高齢者の割合は二一％に達しています。そして、初期の古い団地においては、長くそこに住んでくたすつておりますので、古い団地ほどまた高齢者の住居率というのは高くなつておりまして、昭和三十年代の団地では、そ

ここに住んでいらっしゃる方は、今、高齢者は三二％です。平均が二一％ですから、三十年代に建った団地では三二％で、一〇％も多いわけですね。

それだけ長く住んでいただいているというのはありがたいことですけれども、それだけ高齢化が進んでいるという証拠でございますので、我々は、このために、先ほど申しましたように、高齢者の皆さんが住みやすいようにということで、具体的には、建てかえをします。一年間に六千戸建てかえております。

ですから、その建てかえのときには、地方公共団体と連携を図りまして、そして地方公共団体の理解も得ながら、必要に応じて、現在のようなデイスサービスというものを、センターをその中につくる。新築のところには必ずデイスサービスのセンターを持つてくるというようなことも地方公共団体とやっておりまして、高齢者の支援施設、これは今までは二十四団地につくってあります。そして、その中では二十七施設にデイスサービスのセンターを設置いたしました。

また、公営住宅の併設をいたしまして、三十団地に約二千八百戸を、あらゆる面で地方自治体と共同して、高齢者の方々が安心して住み続けられるようにということで、これも話し合いを進めて、現段階でこれだけの数字が出てきております。

また、高齢者優良賃貸住宅制度というのもございますので、これを活用していただくということで、既に、既存の賃貸住宅のバリアフリー化、先ほど申しました廊下に手すりをつくりましますとか、あるいは段差をなくしますとか、そういうような居住の改善を行いましたものが、十四年度末現在では約九千四百戸、これを発注してケア済みでございます。そしてまた、なおかつ、それがバリアフリーをつくりましても、市場の民間の賃貸住宅よりも低価で家賃を提供し続けていこうということも、これも実行いたしております。

さらに、我々は、継続家賃の改定におきましても、低所得者の高齢者世帯の居住の安定を図ろうということにつきまして、御存じのとおり、家賃

の減額措置を実行しております。今までに家賃の減額措置を受けてくださった方が、少なくとも五万一千九百世帯の皆さん方がこの減額措置というものを利用していただきました。これだけの皆さん方が、五万一千九百世帯も利用していただいたということもやはりお役に立っているという証拠でございます。

今後とも、今おっしゃいましたように、我々は公団の賃貸住宅に必要な高齢者対策、これはもう必ず、日本の世界に類のないスピードに対応できるように対処をしようということで、若い人からお年寄りまで、若い人は若い人で低賃金だけれども住まいを持ちたいということでお役に立つ、お年寄りには安い値段で安心して住める、そういうだれでも、環境に即した、年齢に即したあるいは職業に即したものを選んでいただけて、長く住んでいただけるように努力しているというのが今の現状でございます。

○岩國委員 詳しく御答弁いただいております。ありがとうございました。

確かに、高齢化という現象は、ヨーロッパで八十年かかった、アメリカは四十年、それに日本は二十年のスピードでこの高齢化を迎えつつあるわけですから、その対応の速さも、あののんびりしておった、八十年かかって取り組んでいったヨーロッパのいろいろな国のシステムに倣うというのではなくて、あるいはアメリカの例に倣うんじゃないか、それ以上の速さで、それを飛び越えていかなきゃならない。特に高齢者対策、あるいは高齢者の皆さんのための住宅環境の整備というものが、今までのスピードよりもっと速めていかなくちゃならないと思うんです。年月は人を待つてくれないわけですから。

と同時に、ペットとの共生の問題ですね。これは、今の高齢者の方もそうです。我々の年代もそうですけれども、ペットと共生、一緒に住めるような住宅がどんどんなくなつてきております。あるいは、新しく建てられているところには、犬はだめ、猫はだめ、人間は結構だ、こういう共生で

きないような住宅がふえている。

私も現に、次の選挙区をどこにしようかと思つて、うちの家内はきょうもまた出かけておりますけれども、猫と一緒に入れてくれないのですから、私のところの猫ちゃんと別居しなきゃならない。それは、別居するか、一緒に住むことを選んで選挙区をあきらめるか、私の家内はきょうもその選択で出かけておりますけれども、こういう深刻な問題もあるわけです。

結局、猫と一緒に同居できるような住宅がきょう見つからなければ、私はまた別の選挙区をあしたから探さなきゃいけない、こういう深刻な家庭問題もございまして、これは冗談ですけれども、そういったペットと共生できる、これは東京でも大阪でも、外国の現象だけではないと思うんですね。私たちのように、外国から帰ってきたからそういうあれがあるんだということじゃなくて、もう日本各地でこの問題は起きていると思います。

私は、かつてニューヨークから帰ってきて、東京に住もうと思ったとき、結局、犬と一緒に住めるところはほとんどありませんでした。犬を散歩させるところは、代々木公園と千鳥ヶ淵、それから港区の有栖川公園、この三カ所しかなかった。したがって、その三カ所のすぐそばでしか私はマンションを探せなかった、幸い見つかったから私は今は住むことはできましたけれども。

こういう高齢者の問題というのは、だんだん家族と離れて住む、したがって、そのかわりにと言つてはあれですけれども、ワンちゃん、猫ちゃんと一緒に住みたいという切実な問題を抱えていらっしゃる方は、恐らくきょうの傍聴者の方の中にもたくさんいらっしゃると思いますけれども、こういう心の問題というものも、単に毎月の家賃がどうというこの問題をさらに超えて、心のケアの問題もこれから十分に配慮していく必要があるんじゃないか、私はそのように思います。

では、最後に、先ほど二十七団地ということをおっしゃいましたけれども、九ごと高齢者に優し

いニュータウンづくりをこれから、今計画のところはどういうところがありますか。固有名詞だけで、今計画しておられるところは。せっかくこれだけたくさんの方々が来ていらっしゃるし、関心も持っておいでになっているわけですから、今、九ごと、そういう高齢者に向いたまちづくり、あるいは既に既成のものをその上にリフォームしていこうというところを、だだだつと名前だけでも結構ですから、おっしゃっていただけますか。

○副国務大臣 今、少なくとも賃貸の整備とあわせて高齢者支援施設、これを併設しているところというのが、先ほど申しましたように、建てかえの二十四団地、二十七施設でございますけれども、大体例を挙げるといふことでございますので、地名で言いますと、にしき平和台、これは建てかえてございます。東京都練馬区でございます。これは二百四十戸、建てかえが三百三十戸、これは高齢者デイスサービスセンターが設置されます。それから、公団と併設して供給しておりますところ、これは武蔵野緑町団地、武蔵野緑町パークタウン、これも東京都武蔵野市でございます。それから、公団住宅を借り上げて公営住宅として供給しております、これは百合ヶ丘の第一団地、サンラフレ百合ヶ丘というものでございます。

挙げていくと切りがございませんけれども、このように名前を挙げただけでも、多くの皆さん方に、既に地方自治体とも一緒になって高齢者対策というものをとっているということを御認識賜り、また、今のペットというものも、次の二十一世紀、高齢社会の第二の問題でございますから、これも別途また御参考になさせていただきます、論議していきたいと思っております。

○岩國委員 質問を終わります。ありがとうございます。

○河合委員長 伴野君。

○伴野委員 民主党の伴野豊でございます。本日は、独立行政法人都市再生機構法の法案ということで、岩國議員の後を受けてまして、時間の許す限り、幾つか大臣初め関係各位に質問をさせ

ていただければ、そんなふうにも思っております。今回の法案でございますが、いわゆる都市基盤整備公団の改革に沿った法案であろうと思っておりますが、都市計画にかかわった学生ならば、二十数年前であります。都市基盤整備公団、組織がいろいろ変わっておりますから一概には言えませんが、その当時のパンフレットを見て、都市計画に携わった多くの学生は、こんなところで働いてみたい、いわゆる当時、都市計画の最先端を事業化していく一つの組織であったような気がするわけでございます。

ただ、組織というのは、今さら申し上げるまでもなく、目的、使命があつて、その目的、使命に沿つてどういう事業をやっていくか、またその財源はどうしていくんだ。間違つても、組織がまずあつて、その組織をどうするから事業をどうするというような話であつては本末転倒になるわけでございます。いつの日も、その時代に即した使命、目的をいかに効率よくアウトプットを出していくか、評価されるものをしていくかということであろうかと思ふんですが、重要なことは、やはり常々評価して見直していくこと、硬直化させていけないことが重要なことではないかと思ふわけでございます。

そういう観点から今回の組織再編というものが行われていくんだらうと思ふわけでございますが、その方向性がどうであるか、まず確認させていただきたいと思ひます。

平成十一年七月十六日に独立行政法人通則法というのが出されました、独立行政法人制度の目的というのが明確にされているわけでございます。その中でも、特段、行政のスリム化、効率性や質の向上及び透明性というのがきつとその目的にうたわれておまして、では、どういう具体的な方策で行っていくのか。外部有識者を初めとする第三者機関の評価委員会において、中長期計画に基づいてどう行われたのかという事後評価をしていくんだ、それは三年から五年を一つのめどとし

てやっていくんだ、いろいろ掲げられたわけでございます。

今回、独立行政法人を新たに都市再生機構ということで設けるに当たり、その前段として、当然、今は大体、これは平成十四年度のデータでございますが、都市基盤整備公団の職員数というのは四千五百八十三名ですか、役員の方も、総裁一名、副総裁二名、理事十名以内、監事二名以内というような規定の中で多分いらつしやるんだと思ひますが、今後、こういった職員の数、それから役員の数、どうなっていくのか。また、事業に合わせ今後どう削減されていくのか。あるいは、必要などころはまた新たな人が必要になつてくる場合もあるんだと思ひますけれども、間違つても、よく言われます省庁からの安易な再就職先にならないような手だても当然考えていらつしやるかと思ふんですが、そのあたり、お聞かせいただければと思ひます。

○中馬副大臣 新たにできます都市再生機構の役員数の見直し等についての御質問でございます。御承知のとおり、今回は、住宅公団と昔は言つておりました都市基盤整備公団と地域振興整備公団の一部を統合するわけでございます。

役員数でございますが、都市基盤整備公団の方は、法定では十五人でございますが、現在任命されている役員は十四人でございます。地域振興整備公団の方は、十二人でございますが、現在は十一人でございます。しかし、こちらの部門の方に統合しますのはそのうちの五、六人だと、業務としても思つております。

それで、合わせますと約二十人になるわけでございますが、これを当分の間は十六人以内でやつていこうとしたしております。そして、最終的には、これが本則では十三人、このように縮減することに決まっております。ただ、この十六人といひますのは、撤退業務を行いますから、その間、三人は役員としてとどまらうことにいたしました。

職員数でございますが、職員数につきましては、

整理合理化計画策定時点、十三年度におきましては約五千人でございましたが、これを、成立後五年後までに約千人定員削減を行うことを計画いたしております。

また、先ほど申しました役員につきましても、極力、民間の方々を含めて、経験を有する人材を適材適所で登用していくことを考えておりますし、また、お話がございました天下り先に安易にするなどということでございますが、もちろん、そういうことは、先ほど言いましたような考えで、やるつもりはございません。しかし、逆に、専門性の高い技術を必要とすることもございますから、そうした能力をお持ちの方は国家公務員出身者でもどんどん登用していく、これを排除するものではありません。そういうことでやっていくつもりでございます。

○伴野委員 私自身も、すべての天下りを否定しているわけはございませんで、天下りという表現がいいかどうかもあると思ふんですけれども、どうしても、報道なんかを見ますと、画一的に、一覧表で出てしまつていような気もするんですが、いろいろ組織を移れるときに、どんな退職金がふえていってしまうようなことだけはちよつと、これは常識的な範囲内にしていただきたいなと思ふわけでございます。

今、副大臣がおっしゃられたように、何十年も本当にノウハウを蓄積されて、その方が野に下つていらつしやるよりは、本当に必要なところで力を発揮されて、それで、やはり評価されるお仕事をされていただくならば、私は、これは逆に、お願いしてでも来ていただくかなきゃいけないケースもあるかと思ひます。

いずれにしても、やはりアウトプットと評価だと思ふんですね。そのあたり、ぜひともきつとさせていただきまして、しかるべき使命、目的に合った事業と組織をきつと構築していただきたいな、そんなふうにも思ふわけでございます。

続きまして、先ほど、私どもの岩國議員からも、今までの組織についての採算性がどうであつたか

というようなことも幾つか指摘されていたかと思ふんですが、先般、五月九日の参考人の中にいらつしやいました青山学院大学の山口先生なんかも幾つか指摘されていまして、私は、ある程度、今までのこの組織が目的に合つてそれを実行されてきたところもきちつとある、しかし、いろいろな時代の流れで、利息ばかりがふえていつてしまうような、買い付けに似たような事柄が幾つか指摘されていたと思ふわけでございます。

このあたり、あの参考人の山口先生がおっしゃられたことも、多分お聞きになったり、あるいは資料でござらんになつていらつしやると思ふんですが、そのあたり、今、どんなふうに見ていらつしやるか、よろしく願ひします。

○河崎政府参考人 都市再生機構の採算性についてのお尋ねだと思いますが、今回、都市再生機構に移行するに当たりましては、独立行政法人制度として、先ほど先生触れられましたけれども、業務運営について評価委員会による外部評価が行われるという仕組みが構築をされておまして、採算性についても厳しい評価が行われることとなります。

このため、機構におきましては、従来以上に経営の合理化、効率化を促進していくことが必要でございます。具体的にいいますと、業務全般にわたる工事コストの削減、あるいは経費の削減、組織人員のスリム化などに一層努めていくこととなります。

一方、今回の改革によりまして、機構の行う業務は、民間を都市再生に誘導するための条件整備に重点が置かれるということになりますので、例えば、大規模な工場跡地の土地利用転換や密集市街地の整備など、長期間を要し、収益性も低い業務が多くなるということが予想されます。

これらの業務を実施していくためには、公共性の高い事業を行うという観点から、長期、低利の資金や出資金、補助金等の国費の投入も必要になるといふふうに考えております。

機構としては、限られた財政援助の中で、効率

的な経営を行いまして、採算性に十分意を用いつつ、都市再生の成果が最大限上げられるように努力していくことが必要ではないかというふうに考えております。

山口参考人の意見等も十分参考にしながら、今後対応していきたいと考えております。

○中馬副大臣 参考人の話は、私も聞いておりませんでしたが、ちよつとかわつて答弁させましたけれども、ともかく、これは株式会社じゃないんです。ちよつと傍聴の方も御心配の向きもありますが、どんな利益を追求して、家賃でもどんな上げていくんじゃないかといったような御懸念が私どものところにも寄せられました。

しかし、これはあくまで公的な機構でございますし、これからの都市を整備していく一つの手段で、政府の手だてだとも考えております。逆に、収益性が上がつて民間でできることは民間に移していくわけでございまして、収益性が乏しい、しかも公共性が必要だというところには、この機構がその役割を担っていくわけでございまして、かなり長期、低利の資金等、国からの国費の投入ももちろん要求していきますし、それで何か利益を追求するのではないことだけは誤解のないようにお願いをしておきます。

○伴野委員 ちよつと私の質問が具体的にでなかったのかもしれませんが、いずれにしましても、山口参考人が御指摘されているような、収益に貢献しない都市整備部門の資産をふやしてきた嫌いはないかと、あるいは賃貸住宅部門で稼いだ利益が支払い利息で消えていってしまったのではないかと、それから、本来、財投の資金ではない資金でやるべき事業があつたのではないかと、この御指摘もあるわけでございまして、このあたりのところ、新しい機構をつくるわけでございまして、今までの反省に立ち返りまして、きっちり新しい仕組みをつくつていただければ、そんなふうに思っております。

続きまして、具体的に、では、今後の都市再生機構の使命、目的というの、当然、時代とともに

に変わつてきているわけでございまして、今後の事業の見通し、例えば施行地区数、施行面積、それに応じて、職員の数や、あるいはそういうノウハウを持った職員を今後どう養成していくかという養成計画もあるかと思うんですけれども、このあたりのところ、もし具体的な数字でお示しいただければ、よろしく願ひします。

○河崎政府参考人 都市再生機構は、都市再生に民間を誘導することを目的として設立されるということでございます。したがって、現在、両公団の既存の業務を徹底的に見直しを行う。それから、都市再生に関する事業についても、従来の土地取得から建築物の建設、管理までみずから一貫して行う、いわばフルセット型の業務から、民間の再開発を支援するバックアップ型に業務内容を転換するということにしているところでございます。

具体的に申し上げますと、これまで幅広く手がけておりました郊外部のニュータウンにつきましては、新規事業からは撤退をする。また、特定公園施設といひまして、国営公園内の有料施設についても手がけておりましたけれども、これも新規は廃止をする。さらに、賃貸住宅の供給事業につきましても、みずから賃貸住宅を建築するのではなくて、民間事業者による建設、管理を支援するという形に転換をする。さらに、再開発事業につきましても、再開発事業の施行者になつた場合でも、施設建築物につきましては、できる限り民間に行つてもらつたといふような業務の見直しをすることにしております。したがひまして、当面、機構の事業量は、具体的なところはまだ数字がないわけでございますが、漸減をしていく見通しでございます。

こうした改革の趣旨を踏まえて、既に平成十五年度の予算におきましても、事業費ベースで、例えば都市公園でいいますと、対前年比一三％の減というふうな形の予算を組んでいるところでございます。

ただ、このように、当面、機構の事業量は漸減をするというところでございますが、私どもとして

は、一方では民間の投資の促進を図ることによりまして、民間を含む全体の都市再生事業については、従来以上に促進できるようにしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○伴野委員 いずれにしましても、改革の議論が出てまいりますと、どうしても、荒っぽい意見としまして、この際だから、本来やるべきことを含んでもやめてしまふというふうなお話もあるやに聞いておるわけでございますが、本来やるべきことはきつちりやっていただく。そして、今後それをどういう見通しでやっていくか、非常に重要だと思ひますので、そのあたりのところを、きつちつとした計画をお立ていただき、着実に実行していただければ、そんなふうに思ひます。

それで、今回の対象となつている都市再生機構だけではなく、独立行政法人がいろいろ議論された中で、官と民のあり方というのがよく言われたわけでございます。民がやるべきところは積極的に民の知恵やあるいは創意工夫を活用して、民でクローズしてやっていっていただく。また、では、官は何をやるか。採算性ということを考えれば、非常に採算性の悪い部分で、官がやらなきゃいけない部分は、財源とあわせてきつちり官が責任を持つてやっていく。

では、独立行政法人は、その間で、どこを役目としていくのかということでございますが、官でも民でもない、どちらかというと、最初は官で立ち上げておくべきようなことを、だんだん信頼性を高めていって、次第に民で任せるところは民で任せていく、そんなような、スロープではないですが、急に民でやるにはなかなかというふうなところも、今後はこういう独立行政法人がお助けしてやっていくべきところもあるのではないかと、役割分担を明確にしていくことだと思ひます。

その中で、今までは、どうしても、事業をやる側と事業を受ける側というのが分かれていたような、もつと言ひ方をかえますと、サービスを提供する側とサービスをいただく側というのが、案外、

私はいただく側、あなたは提供する側というふうに分かれていたような気もするんですが、今後は、サービスを受けているようで、自分もそこに積極的にかわつていかないとサービスが向上していかないというふうなこともたくさんあるんじゃないかと思ひます。

そういう観点を含めて、幾つか質問をさせていただきます。今、撤廃業務という中にも、本来やつてもらわなきゃいけない業務があつたんじゃないかと私は個人的には思つておるんですね。例えば、公園の整備なんかは民の方に本当に任せるべきことなのか。この辺は、財源を明確にして、やはりきつちつと、できるだけ公に近いところがやられた方がいいような気がするわけでございまして、今後、今回の再編によつて、都市再生機構がお受けにならないんだつたら、これは国土交通省さんが直轄でやられていくのか、このあたりの関係。

それからまた、よく都市の集中というのが議論されるわけでございますが、当初はなかなか採算性に合わない、ニュータウンという言い方が正しいのかどうかわかりませんが、新しいまちづくりをしてしまつては、これをただ単に採算性だけで、採算性がとれないところはやらないんだというふうなことになつてくると、本当にいいのかわからない、いかがでしようか。

○高木大臣政務官 都市基盤整備公団の今回の撤廃となる事業についてのお尋ねだと思いますけれども、まず、今回の改革におきまして、都市公団が、伴野委員も御存じのように、平成十三年十二月の特殊法人等整理合理化計画によつて、まず一つは新規のニュータウン整備業務等から撤退する、二つ目が国営公園内の有料施設の整備事業から撤退する等、地方公共団体や民間事業者との適切な役割分担を図りつつ、既存の業務の徹底的な見直しを行つてきたところであると思ひます。

これらの業務というのは、社会経済情勢の変化

に伴って、今後人口や世帯数の伸びの鈍化が見込まれることや、民間事業者の能力が向上して、一定の支援を行えば民間事業者による実施が可能となっていることなどから、国の機関である機構がみずから実施する必要性が低下していると考え、今回見直しを行いました。

しかしながら、今委員御指摘がありましたように、郊外の居住の実需要に対応した良好なニュータウンの整備、また国営公園における施設の整備は引き続き必要である、このように認識しておりますので、関連公共施設整備に対する国庫補助等により、地方公共団体や民間事業者によるニュータウン整備の円滑な実施を図るとともに、国営公園における施設についても、国の直轄、または民間委託により建設、管理等、真に必要な事業については確実に実施できるように今後も措置してまいりたいと考えております。

○伴野委員 今の政務官のお答えを聞きまして少し安心したわけでございますが、ぜひその本来やらなきゃいけないことがネグレクトされないように、国、地方公共団体、役割分担はあるんでしょうけれども、ぜひ、このあたりのところはきっちり役割分担していただいて、やるべきことはやっていただければ、そんなふうに思っております。

続きまして、今まで公団が蓄積した経営能力あるいは技術的能力というのは否定されるものではないと思っております。それはいろいろな時代に合わなかった部分や、住民の方の御不満の受け口がどうであったかというところが若干あるわけでございますが、例えば技術力というふうに見た場合、先駆を行っていた、今も行っている部分もあると思います。行っていた時代があるわけでございまして、こういうようなノウハウを分散させたりあるいは縮小させることは、国益という面からは非常にマイナスになるのではないかと思うわけでございます。このあたりはどう受け継いでいけるのか。

それが、もし今後拡張していただけるようなことがあれば、やはりマーケティング調査力というのはぜひつけていただきたいな、そんなふうに思うわけでございます。このあたり、いかがでしょうか。

○高木大臣政務官 今、御質問を全体的に見ますと、都市再生のあり方みたいな部分であると思うんですが、都市再生には民間事業者の役割が必要であり、都市の魅力や国際競争力を高めていくために、オフィスビルの建設だけではなくて、例えば、居住、商業、福祉、文化、アミューズメントなど、都市に必要な幅広い機能の整備を中心に担っていただく必要があるというふうに考えております。

このため、都市再生分野において民間事業者が積極的に活動ができて、その資金と能力が最大限に生かされることが重要であると認識しております。

しかしながら、都市再生の課題である、例えば、臨海部の工場跡地等の土地利用転換とか、または防災上危険な密集市街地の整備、また空洞化した中心市街地の活性化など、権利関係が複雑になっておりまして調整が難しいところ等と、または大規模で長期間を要するなどさまざまな問題がありますので、民間事業者だけではどうしても対応が困難な場合がある。

こういうところで、今回、機構においては、民間による対応が困難な部分については、まず調査、計画、関係機関との調整等のコーディネートを実施する、二つ目が民間では実施困難な工場跡地等の敷地の整備、三つ目が民間都市開発事業に関連して必要な公共施設の整備等、事業の条件整備を行うなど、具体策を通じて都市再生というものに對しても積極的にいかかわっていく、このように考えております。

ただ、一つ今から質問させていただきたいのは、先ほども岩國議員が質問もさせていただいておりましたし、きょうもたくさんの方の傍聴者の方もお見えになっていらっしゃるわけでございまして、今まで都市基盤整備公団さんに住宅提供をされた方々、先ほども高齢化のお話もございましたけれども、そういう方のこれからケアというのは、やはりぜひ今までのノウハウを生かして、なかなかここは採算が合わない部分がたくさんあるかと思えます。ですから、過剰の期待というものもなかなか難しい面もあるかと思いますが、このケアをしていただかないと、今までやはり都市基盤整備公団さんの関係の住宅、一つのブランドとして期待していたわけでございまして、例えば住宅を、いわゆる住宅、住まいというものを中心とした生活全般の御相談に乗っていただけるようなお仕事も、ぜひ、これからは新しい機構でも何らか工夫をしていただくことができないものなのか。

どうしても今までは、多分公団の方は技術屋さんも多かったと思うわけでございますが、どうしても住まいというものをハードで考え過ぎていて嫌いではないか。やはり生活の中の住まいという位置づけからすると、特に今、いろいろな住宅を初めとする問題、すぐちよとしたことでも相談に乗っていただける方があるかないかで自分の生活が快適になるかどうか。高齢者の方ですと、夜中にトイレが詰まってしまうとか、あるいは急に熱が出たとき、そんなようなことも、では、それはほかでやってもらえればいいではないかと御意見もあるかもしれないが、やはりそれが住を中心とした、積極的にこの機構のビジネスチャンスにしたいというふうな考え方で、そこに住んでいらっしゃる方の生活をトータルにお世話するんだというぐらいの気概で職員の方にやっていただければ。

あるいは、それはだれからか、上司から命令されてやるというのではなくて、自分はそのいうところ意識を持って、だから、例えば機構の中の提案制度で、そういうことをやりたい、自分

の事業としてやりたい、今まで建築屋だったけれども、少しそういう高齢者生活の福祉の面を住の部分から考えていきたい。その中で、全部機構がやれないのであれば、さまざまな組織を活用する、つなぎ屋さんといいますが、コーディネートとして自分はやっていくんだというようなことを積極的にやりこなしていただくいいんじゃないかな。かゆいところに手の届く、ハードだけでは対応できないところに少し積極的に考えを移していただけないものかな、そんなふうに思うわけでございますが、いかがでしょうか。

○古屋参考人 私どもの団地、大変高齢化が進んでまいりまして、委員御指摘のような対応、いろいろな方々の御協力を得て進めなければならぬというふうには思っておりますが、いずれにしても、私どもだけでできることというのはおのずと限界もございまして、地方公共団体や、それから民間のいろいろな福祉サービスを提供なさる方々やNPOや、もちろん居住者の方々、こういった方々の御理解、御協力をいただきながら進めていく必要があるだろうと思っております。

私ども、高齢者対策でもってやっている施策、先ほども御紹介いたしましたように、住宅内外のバリアフリー化を進めるでありますとか、バリアフリー化された住宅を低所得者の方には安くお貸しできるような高優賃と呼ばれる住宅を供給したり、あるいは周辺の集会施設や多目的広場、ゲートボールができる、子供も遊べるといったような、そういう環境づくりといったようなこともやっております。

それから、特に建てかえのときには、大臣から再三申し上げさせていただいておりますように、いろいろな福祉施設や少子化の支援施設を呼び込んでおりますけれども、既存の商店街の施設なんかも活用して、いろいろなそういうサービスをなさる方にお貸ししていこうということで、例えば、いろいろな訪問介護の相談とか、通所介護の相談でありますとか、リフォームの相談でありますとかをなさっているNPOに現実に私どもの施設

をお貸ししまして、そういったサービスを主体的にやっていた例も最近出ております。

そういうわけで、今後とも、いろいろな方々の協力連携を図りながら、高齢者の方々が安心して、また潤いのある生活ができるような団地環境の整備に努めてまいりたいと思います。

○伴野委員 どうしても人は、よく私は自分の秘書にも言うんですけれども、いろいろな方から何か自分が日ごろやっている仕事以上の相談を受けますと、どうしても、それは私の仕事ではないと言ってみたり、あるいは、自分がやるべき仕事は先にあって、そこにふえていくと、その相談をないがしろにしてしまいがちなんだ、いつも、相談事というのはチャンスと思えというようなことも言っているわけでございます。

私自身の経験として、国鉄からJRになったときに、一番の気持ちのの違いといえますか、やはり国鉄時代というのは、いろいろなところから御相談を受けると、自分の仕事があていくという感覚で、どうしても、できるだけ聞きたくないというかほっておきたいという感覚があったのではないかと。JRになってから、変わっていいところだったというのは、やはりそういう相談事というのはすべてビジネスチャンスになっていく可能性がある、できないことはできないときちつと言うべきことだと思っております。

ですから、これから、高齢者の方々がたくさん住んでいらっしゃるというところは、本来御相談されるべきことではないようなこともあるのかもしませんが、これはやはり、すべてビジネスチャンスと言う言い過ぎかもしれませんが、そういう観点で、例えば、田舎にまだ誰も住んでいない家がほたらかしくなっている。だけれども、自分はここで、都会で住んでいきたい、これはどうしたらいいんだというような、ちよつと資産運用にかかわるような話にも積極的に乗ってあげて、それがこれからの機構さんのビジネスチャンスになっていくようなことになってもいいんじゃないかなと思っておりますので、そのあたり、

積極的に手を伸ばしていただけたところは伸ばしていただけていいんではないか、そんなふうにしておりま。

そうした中で、ちよつと時間もなくなつてまいりましたが、少しまたちよつと技術の方へ戻します。

その中で、住んでいらっしゃる方が、今の自分の住まいというのは客観的に見てどうであるかというの、いろいろな御相談をする上でのまず第一歩ではないかな、そう思うわけでございます。そうした中で、住宅性能表示というのが今までは上に重要になってくるんではないかと思うんですが、このあたりの思いと見通しをお話いただければ、こんなふうに通じています。

○古屋参考人 住宅の性能表示の問題でございますが、当公団は、この性能表示制度ができる前から、住宅性能水準という、一定の技術レベルを確保しようという設計標準を持っております、これに基づいて、いろいろな安全性でありますとか良好な居住環境を整えた住宅あるいは団地環境を整備してまいったわけでございます。その後も、高齢化に対応したバリアフリー化の要請でありますとか、あるいはIT対応でありますとか、高齢者福祉施設の呼び込みでありますとかといった新しいニーズにも対応した団地環境づくりをしてまいりました。

それで、住宅の品質確保法ができて、委員御指摘の住宅性能表示制度ができましたので、私も率先して、平成十三年の十月から以降の供給団地、これは建てかえも含まれますけれども、こういったものについては住宅性能表示を導入いたしました。それで、一般に新しくお入りになる入居者の方々は、初めて入るわけですから、どんな住宅かわからないというふうなことの理解を増進するためにも、この評価書を現地の案内所に置くとかパンフに記載するなどして、住民の方々に、これからお入りになる方々にも、私どもの住宅性能を承知していただくよすがとさせていただきます。今までの実績でございますが、十

三年の十月から約一万戸程度につきまして、第三者機関との評価契約を結んでおるところでございます。

また、既存の住宅でございますが、これは既に入居者がお入りになっておられますから、いろいろな性能のふぐあい等がありますれば、入居者の方々から私どもにすぐクレームが寄せられますし、それから、重要な外壁点検でありますとか屋根防水でありますとか、そういったことについては周期的に点検なり修繕を行うというような体制をとっておりますので、住宅性能表示でねらっている趣旨のことは、居住者の皆様方の声を通じて私どもも反映させていただいているというふうなことでございます。

こういった努力を通じまして、品質の維持向上に努めてまいりたいと思います。

○伴野委員 ぜひ積極的にやり取りいただければと思うわけでございます。

時間も限られておりますので、最後に大臣に、一つだけどうしても都市再生について御意見をいただきたいと思っております。

東京都内だけを見ても、六本木ヒルズや丸ビル、すばらしい都市再生が点としては非常に行われているような気がしておりますし、そういった面では私なりに評価をしているところでございますが、どうしても、すべてを民だけに任せておきますと、面であらえど、あるいは少し視点を交えたときに、本場に都市再生というのがすべてバラ色かといったような観点も若干なきにしもあらず。どうしても、過去の歴史、伝統的に見た場合に、これでよかったのかなというように都市再生も今後出てきてしまうのではないかなという危惧も一方で持っております。

そうした中で、先ほども申しましたように、計画というのは常に時代とともに見直されるべきものだと思ひますし、計画してしまつたからといって硬直化されるべきものでもないと思ひます。そしてまた、やはり常々評価されるものだと思うんですね。できるだけ厳しい面で、いろいろな人に

評価してもらおう。丸ビルにしてもあるいは六本木ヒルズにしても、周辺も含めて、今のところはよくできているんではないかなという気はするんですが、今後十年、二十年、やはりきつちり評価されていかなければ、評価した上で、この都市再生は成功であったか、あるいは、ちよつとこのあたりがふぐあいだから直していこうという反省も生まれてくるわけでございまして、このあたり、今後の都市再生の見通しとともに、大臣のお考えを聞かせていただければ。

○副国務大臣 今御論議いただいておりますように、伴野議員がおっしゃる通りに、二十一世紀の都市は変わらなければならないように、いわゆる日本の高齢社会、そういうものと、今までの居住者そのまゝ高齢化したときにどうするかといういわゆる居住対策、そしてバリアフリー等々。二十一世紀はソフトの世紀と私は位置づけておりますけれども、そのソフトとは何だということ、二十世紀の負の遺産というものもあると思ひます。つくり続けてきたけれども、国際的に見て少し魅力のある都市ではない。

少し外れるかもしれませんが、例を挙げれば、一千六百万人一年間に出ていって、外国から日本に来る人は五百万人だ。その五百万人を二〇一〇年に倍増して一千万人にしよう。だけれども、それは、外国から来た人が、来たところに、例えば東京だけではありません、各地方都市に行つて、すばらしかった、日本のあそこはすばらしい、もう一度行こう。外人が来てくたすつても、この倍増計画というのもの、そういう都市の魅力というものの、外国人が来て、すばらしい日本であつた、文化的にもあるいは美観的にも、そして住んでいる人たちがここにこして豊かな生活を送っている顔が見える、そういうような都市づくりというものが二十一世紀でなければならぬ。それが、私が二十一世紀はソフトの世紀だと言っていることの大きな点でございます。

そういう意味では、私は——ちよつと済みません、ビデオは撮らないでいただきたいと思います。傍聴者の方はビデオを撮らないでいただきたいと思います。

そういうことで、私は、二十一世紀の今の都市基盤整備公団を今後新しくしようということとしておりますけれども、今回、この法律を皆さん方に提示したことによって、今伴野議員がおっしゃいましたように、例を挙げれば、例えば六本木ヒルズとか丸の内、汐留というように、改めてきちんとしたものが目に見えるので説明しやすいですね。

本来は、国がそういう都市政策というものを、こういうものが新しい都市ですよということで整備できればいいんですけども、例えば、六本木ヒルズ一つとってみても、あれは十七年かかっている。そして、六百人の地権者がいた。十七年かかっても、きちんと設計図をかいて、そしてこうなりますよと言ったら、六百人の地権者がきちんとな納得してくださって、十七年間我慢してくださったということもあるわけですから、私どもは、今、伴野議員がおっしゃったように、きょうも朝からいろいろな先生方と議論していますように、グラントデザインを持って、ここはこういう姿になるんだというのを見せなければ、やはりみんな口で言っただけではわからないわけです。

ですから、そういう意味では、私は、今、伴野議員がおっしゃった、我々がそれを提示し、なお、提示したものを、先ほども岩國議員がおっしゃった審議会の先生方にも提示したもので、ああ、ここここはいいなと言っているただく。一から、ゼロから審議会に丸投げするのではなくて、国土交差点省がきちんとランドデザインを何例か示して、そしてその中で審議会の意見も聞いて、国民に提示して、地域の皆さんの意見も聞く、そういうつくり方をしていくべきである。また、そういなければ、みんなに愛される都市計画というものが成り立たないであろうと私は思います。そういう意味では、細かいことをたくさん申し

そういう意味では、細かいことをたくさん申し

上げたこともありませんけれども、今申し上げましたような手順を踏んで、そして国民に、二十一世紀、少子社会になっても、こういう町で、こういう職業の場所あるいは住まいの場所、職住近接といえますけれども、そこに託児所もある、ある、いはデイサービスのセンターもある、そして公園もあり、美術もあり、そして文化もある、そういうものが我々は、新たな、各都市に、都市計画といつて、大都市だけではなく、全国の都市にそういうものができていけばいいなというふうな考えております。

○伴野委員　時間も残り少なくなつてまいりましたので、このあたりでやめていきたいと思いますけれども、今大臣も御指摘いただきましたようにやはりきめ細かい対応といえますが、今は確かに再開発されたところ、オープンされて非常に華やかに人がたくさん集まる。人が集まつて交流すること自体、私は否定しませんし、それはすばらしいことだと思ひます。

しかし、人が集まることによって新たに発生する問題、例えば六本木ヒルズや丸ビル、あのあたりを見ましても、一つのビルを自治体と考えれば、たくさん自治体が入っているような感じがします。そこで、そのあたりの危機管理に対する連絡徹底底とか、あるいは、日本の誇るいわゆる交番システムというのは非常によかったわけでございまして、そういう観点からすると、余り脅威を与えるような交番システムじゃ困るわけでございます。その町になじんだ自然な交番のあり方といいいますか、いてくださった方が、これから人が集まることによっていろいろなふぐあい、問題が出てきたときにすぐ対応できる。

それから、緊急医療システムなんというのもあるんじゃないかと思いますので、そこに集う人が何か危機に、あるいは災難に遭ったときにどうしていくんだという対応をぜひきめ細かく見ていただけのような、そういうった人間本位の都市再生であっていただきたいな、そんなふうに思っております。

では、時間が参りましたので、次の質疑者の中
村議員と交代させていただきます。ありがとうございます。

○河合委員長 中村哲治君。

○中村(哲)委員 民主党・無所属クラブの中村哲治でございます。

扇大臣、お久しぶりでございます。

扇大臣、質問に入ります前に、先ほど大臣記者席に座っている新聞記者に対して写真を撮らないうようにというように御発言なさって……（扇国務大臣「ああ、新聞記者ですか」と呼ぶ）今、お間違ひになったというふうに自分でお認めになっておりますけれども、マスコミに対しての圧力になるような行動と受け取られないようにというところで、御助言させていただきたいと思ひます。それでは、質問に入らせていただきます。

今までの法案の質疑の中で、必ずしも、この質問のペーパーに、質問というか御説明のペーパーにありますような、国家プロジェクトへの対応、また経過措置業務については触れられてこなかった、なかなか触れているのが少なかつたと聞いておりますので、私は、そのことを中心に本日質問させていただきますと思います。

都市公団は、日本住宅公団からさまざまな組織の形を変えてきておりましたけれども、その時代に沿って、その時代時代、非常にすばらしい仕事をされてきたというのが公団の役割だと私は実感しているところでございます。

しかし、時代によって業務の内容を変えないといけない。その中で、経過措置業務、また経過措置業務とともに国家プロジェクトへの対応、こういったものが今日問題になってくるのではないかな、そういったことを感じています。

さて、ニュータウン業務についての質問をさせていただきます。

特殊法人等整理合理化計画の中でも、新しいニュータウン開発業務はしない、継続的な業務に関しても早急に見直しまたは処分をしていく、そのような方針も示されております。

そこで、お聞きいたします。

いわゆるニータウン業務について、残りの事業量はどれくらいあるのか、そして、これらの事業の採算、完成時期の見込みはどのようになっているのでしょうか。

○中臣参考人 お答えいたします。

私ども都市公団のニュータウン開発事業につきましては、これまで二百七十二地区に着手してきておりまして、このうち、平成十三年度末現在で、百九十五地区の事業が完了しております。したがって、いまして、事業施行中は五十九地区、そして事業準備中が十八地区でございます。

それから、お尋ねの採算性の問題ですが、採算性については、近年の継続的な地価下落によりまして非常に厳しい状況にあることは認識しております。今後の地価動向等の設定によりまして大きく変動することや、法案成立後行う資産の時価評価に予断を与えることとなりますので、数字については控えさせていただきたいと思います。

それから、完成時期の見込みでございますが、完成時期の見込みにつきましては、今後の宅地需要動向あるいは地権者交渉の状況等にもよりましかれども、おおむねの地区について、独立行政法人移行後約十年で法定事業を完了していきたいというふうに考えております。

○中村哲委員　つまり、都市の外延的拡大という意味でのニュータウン業務については、継続中の案件も含めて、法人ができてから十年間で大体終えていこう、そういうお話だと理解させていただきます。

またこれは確認なんですけれども、公団が新しいニュータウン開発業務をしないということは明確におっしゃっているんですけれども、逆に自治体の側で、ニュータウンを公団によって開発をしてほしい、そういうった思いもあつて、公団によるニュータウンの開発を前提として準備なさつているところというものはあるのか。例えば、公団のニュータウン開発を前提として都市開発公社が土地を取得しているような、そういうったケース

というものはないと考えてよろしいですね。

○中臣参考人 ございません。

○中村(哲)委員 それでは、次の質問に移ります。ここに、特殊法人等整理合理化計画、平成十三年十二月十八日、特殊法人等改革推進本部が出されたものがあります。その都市基盤整備公団のところの市街地整備改善事業についてのところ、このように書かれております。「現在事業を実施中の資産についての時価評価の結果を踏まえ、採算性に問題があるプロジェクトの見直し、既に取得した土地の処分等を早急に進め、含み損の大幅な圧縮を図るとともに、できる限り多くの継続事業を速やかに終了させる。」そのように書かれております。

都市公団の貸借対照表を見ますと、都市基盤整備勘定におきまして、大体十七兆円の資産がある。以前お聞きしたところ、大体五兆円分ぐらいが今残っている事業かなという話もあったかと思うんですけれども、この特殊法人等整理合理化計画の文書の中でありまして時価評価、含み損というのは現在どのような状況になっているのか、時価評価はどのような状況で、含み損はどの程度発生しているのか、お答えください。

○古屋参考人 先ほど来御質疑がございましたが、機構に承継される資産の正式な評価というのは、法律が国会の御了解をいただいた後に、国の方で評価委員が評価をなすっていただくわけでございますので、現在私どもが把握している範囲で申し上げますと、平成十二年度から行政コスト計算書というものを財務諸表に参考資料として添付させていただいております。これは、民間の会計基準と同等の、いわば時価評価をしてみたらどうかということをやっておるものでございますが、これにつきましては、販売用不動産につきまして、いわゆる強制評価減というものを立てるわけでございます。

これは、具体的に申し上げますと、販売用不動産で時価が簿価に対して三〇%超下落しているものを欠損と認識いたすわけでございますが、これ

によりまして、平成十三年度末におきまして、販売用不動産の強制評価減は五千三百九十億でございます。平成十二年度に三千七百三十九億、平成十三年度に一千六百五十一億でございます。

多くが宅地開発に関連したものでございますが、委員御指摘のように、このような状況で、大変厳しい経営環境にございますので、私どももいろいろな計画の見直しやら、販売事業の早期完了などに努めまして、含み損の圧縮や事業の早期終息に努めてまいりたいと考えております。

○中村(哲)委員 時価評価も、それは完全なものではない、そういう御趣旨だと理解させていただきまして、その中でも五千三百九十億円の含み損が今発生している。それは、この貸借対照表の中では、この含み損は載っていないというふうに理解してよろしいんですね。

○古屋参考人 いわゆる公企業会計、公団会計によりまして財務諸表に行政コスト計算書というものがあるわけで開示されております。この行政コスト計算書の中で、民間企業仮定貸借対照表あるいは損益計算書というものが表示されております。その中で、いわゆる強制評価減が欠損としてどういうふうな数字になっておるかということが公にされておるところでございます。

○中村(哲)委員 少し質問の仕方が悪かったのかもしれませんけれども、事前に配られております説明資料の中で、平成十三年度決算で、都市公団の財務状況というのがあります。この中に、都市公団の今の資本金は約七百五十三億円ということが書かれております。そして、含み損が五千三百九十億円あるということになると、自己資本というの、実際的には二千億程度だというふうに理解していいのかわるか、その点の確認をさせていただきます。

○古屋参考人 私ども、当公団の出資金は、平成十三年度末で七百八十四億円、これは鉄道事業等もございまして、でございます。それで、実は十五年度の当初予算ベースでは、これが八千億を超えてございます。

一方、強制評価減等で、五千三百九十億の強制評価減を立てておりますけれども、このうち、私どものいろいろな業務の効率化によって収益が上がった部分といったようなプラス要素もございまして、それを抜きますと、十三年度末現在の欠損金は四千七百七十五億円でございますので、片や資本金が八千億超ある、欠損金は四千億強、こういう状況でございます。

○中村(哲)委員 差し引き大体四千億ぐらいというふうに理解していいということだと思います。そうすると、大臣、事実だけ知っておいていただきたいので、十七兆円ぐらいある資産規模で、今四千億ぐらいしか自己資本がない、そういった財務状況がある中でまた不動産を扱っている業務をしていかないといけない、こういった状況にこの公団があるということを議員の皆さんとも情報共有させていただきたいと思っております。

大臣と昨年四月八日の決算委員会でもやりとりをさせていただきました。そして、先ほど理事の方からも、ニュータウン型開発業務の未認可のものが十八件あるということございました。大臣も、昨年四月八日の決算委員会において、「具体的に見直しの内容について、平成十三年度の年度内、もう過ぎていきますけれども、この年度内で地元の地方公共団体との協議に入って早急に成果を上げるように、そして指導するということになっております。」とおっしゃっているところでございます。

そして、その結果、十八件がどうなったかというの、本日皆様にお配りさせていただいたペーパーでございます。現在、十八件のうち、見直し方針調整済みのものが九件、九地区あります。そして、見直し調整中の地域が九地区あるということでございます。その見直し調整中、下半分のこの九地区、この現在の見直し、これからの見直しというものはどのようなふうになっているでしょうか。○中臣参考人 この問題をお答えする前に、ちよっと最初のお尋ねの件で、再度確認の説明をちょう

とさせていただきます。完成時期の見通しの問題でございますが、おおむねの地区については、独立行政法人移行後十年で法定事業を完了させるということでありまして、すべてを完了させるという意味ではございませんので、御理解いただきたいと思います。

今お尋ねの未認可十八地区のうちの調整中の九地区についてどういう状況かということですが、九地区のうち六地区については、既に地方公共団体のおおむねの了解は得ております。最後の詰めを現在行っているところでございます。それから、調整が残っているのが三地区ありまして、これについては、今後とも引き続き精力的に地方公共団体との協議、調整を進め、早急に方針を確定してまいりたいというふうに考えております。

○中村(哲)委員 それでは、この見直しした結果、事業中止が決まったところもあります。こういったところは今後どのような土地の処分なり利用がなされるようになるのか、一般論としてお聞きいたします。

○中臣参考人 公団の実施します都市整備事業は大規模なものでありますので、事業中止等は地域のまちづくりにも多大な影響を及ぼします。そのため、公団保有地の土地利用あるいは処分にあたっては、その影響を最小限に抑えて地域のまちづくりに貢献するような配慮が必要であるとまず認識しております。

具体的には、地区ごとの固有の課題に対応した土地利用や処分が考えられますが、例えば、公団保有地を地域のまちづくりに必要な公園緑地や道路用地として活用すること、それから、地区内の農地を保全し、農業公園や市民公園などとして活用すること、そして公団の用地買収に協力していただいた元地権者への売却、すなわち元地主さんによる買い戻しということですね。それから、民間事業者へ一部の土地を譲渡することなどの検討を行っているところであります。いずれにしましても、今後、関係地方公共団体や地権者の御理解をいただきながら、土地利用、

処分を進めてまいる所存でございます。

○中村(哲)委員 これからよく地方自治体等と相談しながら、処分については考えていくという御趣旨だと思います。

そこで、私が今回取り上げたいのが、見直し調整中の九地区のうち、最大の面積の地区となっている高山地区であります。

二百八十八ヘクタールの大規模開発が今からなされるということでございますが、この高山地区に関しては、地下鉄が生駒駅から京阪奈新線として延伸される。そこで、新駅と近くなるということとあつて、そういうことも理由として継続案件になったというのを聞いております。この高山地区について、事業化区域についてどのように考えているのか、お聞きいたします。

○中臣参考人 当地区は、まず、国家的プロジェクトであります関西文化学術研究都市の文化学術研究地区として位置づけられております。そのことと、今先生御指摘の京阪奈新線の整備による立地のよさから需要増が見込めること、そして、広域的な都市計画道路ネットワークの形成にとって重要な役割を担っていくこと、こういったことから、事業化の方向で地方公共団体と関係者と現在調整を行っているところであります。

しかしながら、現下の宅地需要の動向を踏まえますと、従来の計画のまま全面的に整備を進めることは妥当ではないということで、これは、全域二百八十八ヘクタールありますが、これを区画整理区域とした上で、当面整備する範囲を、現時点で需要の見込める新駅に近い約半分のエリアに限定し、その他のエリアについては、将来の需要に備え、区画整理事業としては、都市計画道路の整備と、これに伴い生じる最小限の造成工事と防災工事とに定める方針であります。

○中村(哲)委員 その中で、私は、昨年の決算委員会で中臣理事とお話をさせていただいたところで、このような観点での質問をさせていただきま

し。

約半分になるということです。しかし、そういったことというのは、先ほども、見直しのときに、まちづくりと非常に関係してくるので周辺でよく話し合つてということをお答えなさつていたように、二百八十八が約半分になるわけですから、この地域にお住まいになつていらっしゃる方々地方自治体と非常に関係してくる、影響が大きいということが言えると思います。

しかし、逆にちょっと減らすべきだと考える人も、市民の中にはそういう人もいらっしゃるわけですね。もともと自然を残してほしいから、もう大規模開発はやめてくれ。市のお金や県のお金をどれくらい取られるかわからない。だから、もともと情報公開して、参加させていただきたい。そういった仕組みを考えるべきなんじゃないかということ、副大臣も含めて昨年議論させていただきました。

その中で、中臣参考人はそのとき、協議内容の文書化それから議事録の作成について述べておられました。

つまり、事業主体である公団は、関係の公共団体、奈良県や生駒市と相談するときに、その協議の内容を文書化したり、その議事に関しては議事録にきちんと残して文書化する。そういった形にすれば、公団は情報公開の対象ではない、情報公開主体ではないけれども、県や市の判断で情報公開して県民の参加を求めるということに関しては、そういうふうな文書化しているのでもやりやすくなるだろう。そういった観点で、積極的に、協議結果の文書化とか議事録の作成についてはやってまいりますというふうな述べておりました。が、一年たつてみてこれはどうなつていっているのか。余り文書化がされているものはないと聞いておるものから、正式な協議がなかったというふうな理解していいのか。そのあたりのところを御説明いただきたいと思ひます。

○中臣参考人 先生御指摘のように、確かに一年前に、協議内容を文書化することや、必要な議事録については公共団体と確認の上つくることにつ

いて協力すると申し上げました。

今お尋ねの件ですが、現在、当地区の事業化に向けて地方公共団体と調整しながら見直しの具体案を練り上げていられる段階でありまして、基本的な方向については何度か打ち合わせをさせていただいております。しかし、協議内容を文書で確認する段階には至っていないというのが現状でございます。したがって、今後できるだけ早期に協議内容を文書で確認するようなことができるようにしたいというふうに考えております。

○中村(哲)委員 私が申し上げましたのは、文書で確認することによって至らなければ文書にならないのであれば、中での議論がされているかということが全く見えないわけですから、そこは文書化する必要があるのではないかとということで申しておたわけでございます。

でも、確かに去年の御答弁においても、その経過についてそこまで文書化しますというお約束はなかったと思うんですけれども、そこは今後とも善処していただきたいと思ひます。

このような形でしか、私が質問する形でしか情報が出てこないというのであれば、市民や県民にとって情報がなかなか出てこないということになりますので、その点については今後御配慮をよろしくお願いしたいと思ひます。

関係して、次の質問に移ります。

この高山第二工区の開発については、先ほどおっしゃつておりました地方公共団体との協議の中で、その前提となる都市計画道路の費用負担の部分で折り合いがついていないというふう聞いております。

かなり技術的な話になるわけですが、都市計画道路というものは、国が半分補助金を出す。その補助金についてだれが出すかということで、直接補助という形式と間接補助という形式があります。直接補助というのは公団が負担するというやり方、間接補助というのは県と市が負担するやり方でございます。

県や市のお話を聞いておりますと、この特殊法

人等整理合理化計画が出る前までは、直接補助でいく、つまり、都市計画道路の半分は国が出して半分は公団が出す、こういう方式でいくというふうな聞いていた。しかし、見直しの結果、公団が、それでは成り立ちませんので、半分が国、そして半分は県や市さんで出してください、そういうふうな主張を変えてきたと聞いております。

そして、県会議員から県の職員に、これは今どうなつていんだと聞いたところ、公団から県には、これは国から強い指導があるんですというふうにお話しされる。そして、国に聞いたら、それは事業当事者である公団と県さんがしっかりと話し合ってください。これはどっちに行つても、どっちもたらい回しされるということで困つてい

るという話を聞きました。

私は、直接公団の皆さんや国交省の皆さんとお話をさせていただきまして、実質的な理由をきちんと言えていただいておりますけれども、現場ではそういうふうになつていないということですので、公団が県に間接補助への変更を求めている実質的な理由というものは何なんですか。

○中臣参考人 まず、区画整理補助の前提となります都市計画道路の整備は、広域的な都市計画道路のネットワークを形成するものでありまして、広域的に利便が享受されるということから、地方公共団体により整備されるのが本来であると考えております。

また、現下の厳しい経済状況下では、当地区の土地区画整理事業について、公団が直接補助により国の補助以外の部分を負担することは困難である、これは見直しの結果、そういうことがわかつております。

したがって、事業成立のため、間接補助方式とした上で、国庫補助以外の部分の負担を公共団体に求めているところであります。

○中村(哲)委員 非常に技術的になつてきたので頭が混乱してくるんですけれども、そこで、確認させていただきたいんです。

もしこの地域が中止を決めることになつたとす

る。例えば、県が強硬に直接補助を主張した、そ

うすると、公団側としたら、こを県が道路の開
発額を出してくれたら何とか収支が合うのかなと
考えていたんだけど、直接補助ということにな
ったから、どうしても中止せざるを得ないとい
う判断を仮に公団はすることになるかもしれない。

そういったケースを考えた場合、もしこの地域
が仮に中止した場合、県も中止は考えていないと
言っておりまだけれども、仮に中止した場合の話
です、都市計画道路はだれが整備を行うんでは
うか。その費用負担というものはどのようにな
るのでしょうか。

○中村参考人 区画整理事業を行わない場合は、
一般的には、土地区画道路整備は地方公共団体が
実施することになるかと思ひます。その場合、国
の補助以外の全額を地方公共団体が負担すること
になります、これは公共団体の御判断ということ
になりますけれども。

○中村哲委員 この問題の背景にはどうい
うところがあるかと申しますと、私も、この地域には
緑を残してほしいから事業計画は中止するように
働きかけてくれないかという話をよく聞くん
です。住民の中でも、賛成派も中止派も、二つに分
かれていくという状況です。

私の立場は、どちらかというと中間派でして、
最初から中止する、最初から推進するというの
ではなくて、どういったメリット、デメリットがあ
るか、費用負担はどれくらいかかるのか、法的
にはどういふ仕組みになっているのか、そうい
った情報を公開して、市民で情報を共有して、あ
るべき開発のあり方、中止するにしても開発するに
しても、あるべき開発のあり方を考えていこうと
いうのが私の立場です。

そういったときに、中止派の人に、自然環境が
欲しいからというところで中止する、それはわか
りました。しかし、皆さんは、中止するといつた
ときに都市計画道路まで要らないんですかと聞
いたときに、いや、道路はやはり要るんじゃない
かというふうなことをおっしゃる方が多いん

ね。

特に、この関西学研の地域というものは、い
ろんな地域にまたがっています。京都府や大阪府
ともまたがった地域になっておりますので、京
府のクラスターの方で開発されて道路ができて
いる。そこになぜ自分たちの町がつながってい
ないんだ、その高山第二工区の周辺の大規模開
発されている鹿ノ台という地域の住民の皆さん
とかは、そういうふうにもおっしゃいました。

そういったことを考えると、必ずしも道路ま
では要らないとは言えないという方が多いのか
という実感があるんですね。そういったときに、中
止をして道路だけつくるとなると、果たしてその
費用負担はどうなっていくのか、ここが関心事
となるわけです。

しかし、そこで、今、中村参考人から御答弁が
ありましたように、中止して都市計画道路をつ
く場合と、間接補助をして都市計画道路を土
地整理事業においてつく場合と、それは地方公
共団体の負担は全く同じである、そういうふう
に考えてよろしいですね。

○中村参考人 先生おっしゃるとおりでよろ
しいと思います。

○中村(哲)委員 そこで、事実の確認はさ
せていただきまして、次は、それなら国家プロ
ジェクトというものの関係はどのようになるのか
ということを確認させていただきたいと思ひま
す。大臣にお聞きいたします。

この事前の御説明のペーパーにもあります
ように、この新しい法人、都市再生機構は、国家
プロジェクト等への対応をすと言われておりま
す。そして、その中に関西文化学術研究都市
の整備も入っております。ここで言うところ
の国家的プロジェクトとは、どういう意味で
出されているのでしょうか、国土交通省にお
聞きいたします。

○倉林政府参考人 お答え申し上げます。

関西文化学術研究都市につきましては、関
西文化学術研究都市建設促進法第三条の規
定に基づき基本方針におきまして、公団の都
市開発のノウハウ

ウ等に着眼いたしましたして、都市公団等の公
的事業者が地方公共団体との連携のもとに、主
導的に都市建設に係る事業を推進することが
定められているものでございます。

そういうことで、新法人につきましても、関
西文化学術研究都市整備のように、特別の立
法措置によって、一定の政策目的を達成する
ために、国の機関や地方公共団体が連携して、
都市開発を行うプロジェクト、これはすなわ
ち国家的プロジェクトということだと思ひま
すが、そういう国家的プロジェクトへの対応を
新法人の業務として位置づけたものでござ
います。

○中村(哲)委員 局長に確認させていただ
きたいんですが、そうすると、地方公共団体
との協力の中で進めていくということですので、
法律の範囲内で決められていることで国家的
プロジェクトの役割というものは変わっていく
、そのように考えてもいいということですね、
逆に言うと、国家プロジェクトというものは、
法律によって定められているから国家プロ
ジェクトとしての役割を、今性質を帯びてい
る。

では、その国家プロジェクトの内容という
ものを法律によって規定されるわけだから、
法律を要することによって、国家プロジェクト
という内容も変わっていくというふうに考
えてもいいということですか。

○倉林政府参考人 十分御質問を理解して
いるかわかりませんが、国家的プロジェクト
という意味は、この今の法律に基づきま
して基本方針を定めております。高山地区
には先端技術大学院、精華地区には高等研
究所、そういったものを配置する、そ
ういうことを国として決めて、みんな
で協力してやっています、公団にお
いても、そういう都市開発のノウハウ
があるのでやっています、ということ
でございます。

ちよつと先回りするようでございますが、
しかし、都市計画道路の整備をどうい
う負担で行うかというところにつ
きましては、都市計画道路の国庫
補助と地方公共団体の負担という
ことは、ルール

はございます、基本がござい
ます。そして、先生が言
われている直接補助につ
きましては、結局、従
来、ずっと地価が上
がってきたわけだ
ね、右肩上がりで、
そういう中で中長
期のこういう事業
を進めますと、先
行的に土地を買収
したときに含み益
が出るわけござ
います。そういった
ものを、公団の利
益とするのではなく
て、公共施設整備
の地方公共団体に
与える、そういう
ことをやってきて
いるわけございま
して、そういう状
況が今あるかない
かということとは
関係なく、今の地
価の状況、事業の
状況、そういった
ことで決まるわけ
でございます。

○中村(哲)委員 次に、公団にお聞き
するんですが、今、局長の答弁を受けて、
国家プロジェクトであるかということ、
今後のやり方が大きく変わらな
いというふう
に理解してい
いかどうか。
国家プロジェクトとい
いながら、ど
んどん負担が重くな
ってくるん
じゃないか
というこ
とを自治
体は懸念
しておる
と思うん
ですね。今
回、直接
補助が間
接補助に
なった。こ
れから工
事とか計
画を始めて
いくのに、
今後ずっと
長期間に
わたって
いく計画、
開発の中
で、最初の
段階でこ
れだけ最
初に言っ
ていたこ
とと違っ
たんだら
う、どん
どん後
になって
負担が重
くなるん
じゃない
か、そう
いった懸
念は、自治
体も、そ
して県民
や市民も
持つてく
る可能性
があるか
と思うん
ですね。
それだ
ったら、
もう計画
は中止し
た方がい
いん
じゃない
かという
ふうな考
えになる
方もた
くさん
いらっ
しやる
と思ひま
すので、
その点
の確認
をよろ
しくお願
いいた
します。

○中村参考人 まず、先ほどの局長
のお話にもありましたが、みんな協
力してやっています、というこ
とがござい
ますから、
国家的
プロジェクト
であ
っても、
すべて
国の負
担で行
うもの
ではな
く、地
方公共
団体に
も一定
の役割
がある
。した
がいま
して、
国と地
方公共
団体と
の適切
な役割
分担に
よ
り進め
ることが
まず基
本であ
るとい
うふう
に認識

しております。

ただ、事業実施に当たりまして、地方公共団体との役割分担については、十分に協議を行い、合意を得た上で進めてまいりたいということであります。

先生御心配の地方負担がどんどんふえるのではないかとありますが、これは、地価下落が長期化したり、予定した保留地処分が見込めないような状況に陥った場合には、通常、減歩率のアップとか、コスト縮減による事業費の削減といったような区画整理事業の中で対応することが基本にはなります。

しかし、その際、公共施設整備に対する役割分担の見直しを行うことがないとはちょっと断定できないわけですが、しかし、その場合でも、地方公共団体と十分に協議を行い、合意を得た上で事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

○中村(哲)委員 つまり、今後の見直しの過程において、やはり公共施設として新たに買っていくだいたいということはないとは言えない、そういう御答弁だと理解してよろしいんですか。

○中臣参考人 公共用地として買ってもらうということとはちょっとよくわからないんですけども、いずれにしても、役割分担は一応、事業に着手するときに決めますよね、費用負担の話ですけれども。

ただ、先ほど言いましたように、どういう状況が出てくるか読めないところもありますから、仮に厳しい状況が起きたときには、基本的にはみんなで協力しながら事業改善をしていくということになるわけですが、そのときに、やはり再度、公共団体にも一定の協力をお願いすることもあるかもしれないということですね、それは断言はできないんですけども。そういうことは決して、絶対ないよとは言えないということを申し上げていくわけです。

○中村(哲)委員 絶対ないよとは言えないという程度の話だというふうに理解させていただきま

す。

そこで、一番重要なことは、県や市などのように今後協議をして具体的な内容を詰めていくのかという話だと思います。

公団の皆さんとお話をさせていただいて、非常に熱意を持って、また使命感を持って、この事業にも、またほかの事業にも取り組まれているということを実感しております。

その中において、このニュータウン型開発の問題点として、都心回帰が今、時代としてある。そうやってきたときに、ニュータウン同士の競争になつてくる。だから、高山第二工区という新しい公団がつくるニュータウンについても、都市の外延的拡大をしているほかの地域との競争にもなつてくる。より魅力あるまちづくりを公団としてはしていく必要がある。

そのために、公団は、開発が終わった将来的にはのいていくわけですから、そこを継続的に見ていくことになる奈良県や生駒市などという地方公共団体とよく協議していく必要があるんじゃないかということが言えると思います。

それで、具体的に、上物をつくらないという方針の中で、具体的なまちづくりはどのようなようになっていくのかなというのを疑問として私は感じます。

私もニュータウンをかなり抱えている選挙区におりますので、その中で見ておりますと、ニュータウン型で、かなりきれいに整備されて、開発がされた、そういうところは、実は、高齢化が進んでいくと、コミュニティが形成されないような仕組みになってしまっているんじゃないか。住居の建て方、駐車場の持ち方、そういうことも含めても、新しい考え方や方針というものがあっても、新しいかというふうに考えております。

都市公団から昨日いただきましたパンフレットにもありますように、都市公団として七つの提言をいただきますが、自然環境とも十分協和しながら、コミュニティを生かしたまちづくり。また、ニュータウンのときには、若い世代がどんどん

入ってきて、年齢構成がかなり偏るんじゃないか、そういった過去の反省もあります。そういうことを踏まえて、新しい町ができたけれども、そこには若い層だけが入るんじゃないかと、年齢構成が偏らんと入っていく、そしてその町の年齢構成が偏らない形にしていって、こういったことが新しいニュータウンではまちづくりとして必要な観点として出てくると思うんですね。

このあたりのところを、新法人である都市再生機構、県や市、そして、この開発をやっていくのは不動産会社ということになっていくのかもしれないけれども、こういった人たちの協調、そして、もし上物をほかの会社に任せるのであれば、そのときの条件の示し方、このようなところはどのようになっているのか、御説明ください。

○中臣参考人 高山地区を含めまして、これからニュータウン開発にどう取り組むかということについて、現在私どもが取り組もうとしている内容について、時間の関係で、簡単に話させていただきます。

これまで当公団は、大都市圏の宅地需要に対応するために、ニュータウン事業で、道路、港湾などの基盤施設の整った良好な宅地を大量に供給してまいりました。しかし、先生も御指摘のように、一時期に集中して大量の宅地を供給するという結果、画一的な宅地、ハード中心のまちづくり、町の育成という視点の欠如など、反省すべき点多々あります。

こういった点を踏まえまして、今後ニュータウンを魅力のあるものにしていくためには、三つの視点を持って、新しい試みに取り組んでまいりたいと思います。

先ほどの先生お示しいただいた私どものレポートには七つの提言というのがありますけれども、それを少し総合的に三つの視点にくくったものでございます。

第一には、地域の個性を生かしたまちづくりである。そのためには、歴史、文化、豊かな緑などの地域固有の資源を尊重したり、居住者の参加に

よる環境に負荷を与えない循環型の暮らしや、省エネルギーなどによる環境共生のまちづくりを実現すること。

それから第二に、定期借地等を活用したまちづくりであります。それによって、多様な年齢層の同居を促進するとともに、空間のゆとりなど、郊外ならではの魅力あふれた生活が実現すること。

第三に、まちづくりから、まち育てへの転換であります。コミュニティ醸成の参加型まちづくりを推進するとともに、高齢者、子育て層の生活支援など、生活者の視点に立ったソフトな仕組みを地方公共団体や居住者あるいは地域のNPO等と連携しながら充実させ、町をばぐぐんでいくということが重要だと思っております。

当公団は、このような二十一世紀にふさわしい魅力あふれる郊外の暮らしのあり方を新郊外居住と名づけて、今後、高山を含めて、全社的に取り組みを強化していきたいと思っております。それで、多様な居住の選択肢の一つとして、豊かな郊外の暮らしの実現に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○中村(哲)委員 ありがとうございます。時間ももうあと少しになってまいりましたので、少し大臣と都市再生についての話をさせていただきます。

大臣は、都市再生の具体例について、六本木ヒルズ等の民間主導で進んでいる事例を御紹介されました。それらは、大臣自身が認められているように、民間主導で進んでいることだということに言えます。

そうだとすれば、なぜ都市再生機構が必要なのでしょう。具体的に都市の再生事業において機構が果たそうとしている役割は何だとお考えでしょうか。

○副国務大臣 御存じのとおり、今までの公団の歴史というものが、七十五万戸つくってまいりまして、二百万人が居住している。その人達を全部

民間にと、そうはいかないですね。

今までは、多くの国の施策、そして戦後の日本復興のために公団の果たした役割、この数字をもつてても大きな役割を果たしてくださった。また、賃貸も含めて、高収入だけではなくて中低所得者にも行き渡るようにという今までの役割。そういうものを、今現実に新しい、先ほども、午前から論議がありましたように、日本が、地域の文化あるいは伝統、景観、そして住まいの憩いの場、そういうものをすべて網羅してつくつてきたかという反省の上に立ちますと、必ずしもそうではない。まず、住居を差し上げよう、住むところを安定して供給しようというその方向に偏り過ぎていて、ゆとりがなかったと言えることも事実だと思います。

けれども、高齢社会になって人口も減る、しかも、住んでいる人たちが高齢者が、先ほども例を挙げましたように、特に都市においては高齢者が今の居住の中の三割、三二%ですけれども、平均では二一%高齢者である。そういうことに対応できるようにするためには、今民間に全部委託しても、それは民間ではできません。それは、公団がつくつて、そして公団がつくつてきたものを今いかにリニューアルするか。しかも、一年間に六千戸建て直したときには、今言ったように、先ほども岩國議員にお答えしましたけれども、少なくともデイサービスのセンターを入れようとか、あるいは託児所を入れようとか、あらゆる二十一世紀型のソフトを加味したものをつくろう、建てかえのときにはですね。

ですから、それが必ずしも、民間に全部、建てかえも民間にして、もう要らないじゃないかというところは、それは飛躍のし過ぎであって、今までの七十五万戸の責任というものもあります。今の二百万の居住者に不安を与えないということも我々の大きな役目ですから、一挙両得にすべて民間にゆだねるということは不可能に近いし、かえって不安を与える。賃貸の高騰ということも考えられますから、今は考えられません。

○中村(哲)委員 大臣は私の質問の趣旨をちよつと取り違えていらつしやるんだと思うんです。それは事前のレクでちゃんとお話しさせていただいたと思うんですが、今、大臣の御答弁は賃貸のお話だったと思うんですね。私がお聞きしているのは、今回、新法人のメーンの業務になる都市再生の業務のお話をさせていただいていっているんです。

都市再生の業務において、六本木ヒルズを中心として民間がかなりやっていますよね。しかし、今の賃貸部門の二百万居住者の七十五万戸の話をしているわけじゃなくて、既存の市街地で新たに都市再生をやる部分について、なぜ都市再生機構が担うべき必要があるのか、そこについての質問をさせていただいたかったです。質問のやり方が悪くて申しわけございません。

○属国務大臣 質問を取り違えたわけではなくて、今後のあり方を申し上げたんです。

今おっしゃったように、都市の再生ということでは必要かといえますと、大規模な臨海の工場跡地等々ございます。そういうものをどのようにしていくかという転用、そして、大都市の防災にもそういうところを利用してこういう新たな都市計画というものが今できております。

その意味で、我々は、都市再生機構が今後、都市の再生における民間の取り組みをしながら、六本木のことも話をしましたけれども、民間と国とが新たな都市再生をどう持つていくかということの四つの点があるかと私は思います。

それは一つには、権利の調整のコーディネートが必要である、それは国と地方。そして二つ目には、細分化の土地の集約的な整形化、これは今のようになまばらになっているものを一つにして、大型の、大規模の工場跡地等々の敷地の整備をしなければいけないというのが二つ目の大きな今度の都市再生機構がするべきことである。また三つ目には、関連の公共施設の整備が必要である。これは先ほども細かいことを言いました。四つ目には、民間による賃貸住宅の建設の支援のために敷地の整備をしよう、公共の土地も民間のために利用し

ていただく。

今回の都市再生機構というものが民間と協力しながらできることというのは、以上の四つに集約して私は今の段階では言えると思いますので、すべてを民間で対応することは困難であるということとは御存じのとおりです。

ただ、少なくとも、六本木ヒルズということをつき口になさいましたけれども、あれはやはり、図面を出して、さつきも私は岩國議員に申し上げた、十七年かかって六百世帯というのをこつこつと口説いていって、地権者に協力を得られて、目に見えるものがどんなものが夢としてあるんだかといったら、こういうものなんですというものを民間がつくつてくれたことに対しては、私は、例としては、目に見えるものという意味では大変よかったと思つていっているという意味でございます。

○中村(哲)委員 時間が参りましたので、必ずしも質問と答弁がかみ合つていないと思いませんが、終わらせていただきます。ありがとうございます。

○河合委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時五分休憩

午後一時一分開議

○河合委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。一川保夫君。

○一川委員 自由党を代表いたします、質問させていただきます。

国土交通委員会でございますので、ちよつと冒頭に、法案の審議と直接関係ない話題でございますけれども、私は、石川県に在住している、しかも山手に在住している人間でございます。白装束軍団と称するバナウエーブ研究所のキャラバン隊が白山という山の周辺の山間部を迷走していた時期もございまして、今、福井県にちよつと定住いたしておりますけれども、十年近く前から、我々も出沒していたのを眺めたことはございま

す。

最近、我々、一般の有権者の方々とお話ししたときも話題になることは、自分たちがちよつと道路に駐車するとんでもないおしかりを受けたり、あるいは車を改造するといろいろと指摘をされるし、また、この委員会でもいろいろな話題があったと思うんですけども、今回ああいうふうにいると報道されている状況を見まして、一般の国民が、ちよつと山菜取りのシーズンでもございましてけれども、あいつた山間部の道路を自由に行き来するのが非常に通行しづらい、あるいはいろいろな不安感がある、また、そういった山を所有している所有者にとっても非常に心配な状況だったというふうに思います。

今現在の状況ということになりますと、けさほどのニュースでは強制捜査に入ったという報道が流れておりましたけれども、今回の、白装束軍団と称するバナウエーブ研究所なる、そういう人たちがあいつた山中をいろいろと動き回るといふこの実態に対して、これまでどういう対応をしてきたのか、あるいはまた、今後どういう対策をとろうとしておられるのか、そういったところを警察庁並びに国土交通省の方から、その現状なり、また今後の対応方針についてお話を聞きたい、そのように思います。

○属国務大臣 細かいことは、聞いていただければまた局長からお答えいたしますけれども、私に随時報告が入っておりますところでは、少なくとも道路運送車両法違反ということで、まず、車に対して、前方が見えませんが、それから、余にもあのマーク、何マークと言つていいのかわかりませんが、私も今回の事件までこのバナウエーブという研究所のあり方を知らなかったものですから、まず、道路運送車両法違反ということで、視界が見えるようにしなければいけないということで、まず注意に入りました。

そして、道路運送車両法違反ということで、きょう十四日ですが、十五日以内というゆとりでこれを撤去しなさいということを命令しまして、それ

で、入ったときに、十五日以内という約束でこれを見守るということ、まず、岐阜から動いたときには、前方をなるべく、何か変なマークが張っているものですか、それを外して、今、岐阜から動き出しましたという報告を私は受けました。けれども、厳格に、今おっしゃる通りに、一般の道路交通法違反で皆さんが道路にとめていても注意されるという時代ですから、そういう意味では、厳重に道路運送車両法違反ということで注意を国土交通省の地方運輸局が申し渡しをしているというのが現状でございます。

細部にわたっては、もし御希望であれば局長から答えさせます。

○丸山政府参考人 大臣の御答弁を若干補足させていただきます。

日付といたしましては、五月二日の日に、警察の要請を受けまして、パナウェーブ研究所が使用しております車十四台につきまして保安基準適合性の検査を行い、その結果、六台につきまして、ただいま大臣からお話ございましたように、窓ガラスへのステッカーの張りつけということがあった、それから、最大積載量表示義務というのがかかっておるわけでございまして、これもしていないということ、この二点につきまして、道路運送車両法に基づきまして、十五日以内に保安基準に適合するよう整備することを命令いたしましたところでございます。

今後、パナウェーブ研究所が命令に基づきまして整備を行った場合には整備命令を取り消すということになるわけでございますけれども、仮に命令に従わなかった場合につきましては、一つには、自動車の使用を停止するための手続というのが一つでございます。もう一つは、必要に応じて、整備命令違反ということで警察に告発するということになると思われれます。

今後とも、警察庁などと連絡を密にしまして対応してまいりたいというふうに思っています。

○奥村政府参考人 お答えをいたします。

白装束で、非常に異様な外観の集団でございます。これが十数台の車両で、岐阜、長野あるいは石川等の山中を徘徊いたしまして、道路に駐留したりしてきたところであります。不安を感じられた地域住民の方々から一〇番通報が寄せられるといったトラブルがこれまで生じておったところであります。

このため、警察におきましては、この集団に対しまして、必要な警戒あるいは指導、警告等を行ってきたところでありますけれども、今月の一日に、この集団のメンバー九人に対しまして、道交法違反、これは無余地駐車でありまして、道交法違反に反する告知をしたところであります。

この団体は過去にも各地で同様のトラブルを起こしております、平成三年以降、三件の事件で逮捕等の強制捜査を行っておるところでございます。

さらに、本日、先ほどお話がありましたように、キャラバン隊が使用車両を他人名義で登録していたということで、電磁的公正証書原本不実記録、同供用の容疑で、この団体の関係施設十数カ所、それから車両等の捜索を行っておるところでございます。

それから、これまた先ほどお話がありました、国土交通省の方から整備命令を出されておりますので、この法令の定める期限までに必要な整備がなされないというときは、国土交通省と連絡を密にして厳正に対処してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、警察といたしましては、住民の方々あるいは国民の不安を解消することとが必要と考えておりまして、この団体につきましては今後とも十分に注意を払ってまいりますとともに、違法行為につきましては厳正に対処してまいりたいというふうに考えております。

○一川委員 最近、このことについてのマスコミの報道が非常に過熱をいたしておりますので、なおさら一般の住民にとっては非常に不安感が募るわけでございますけれども、一方では、そういう

いろいろな取り締まりについて、一般の国民とはちよつとバランスを欠いた点があるのではないかと、このような指摘もありますので、そういったところについては十分御指導をお願いしておきたい、そのように思っております。

では、次の話題に移りたいと思いますので、どうぞ、結構でございます。

まず、この法案についていろいろとこれまで審議がされてまいりましたけれども、基本的なところで大臣並びに関係の局長さんのお考えを確認するわけです。

今回の都市再生機構という組織に移行するという中で、民間活力というものをできるだけ誘導しながら、場合によっては、民間とのいろいろな共同事業化の推進を図れるものについては極力そういうふうな方向に持っていきたいというふうな趣旨の説明がずっとあつたわけでございますけれども、特殊法人を基本的には民営化するという大きな一つの時代の要請という中であつて、独立行政法人という形で今とりあえずそういう方向に動くうとしていくわけです。

この都市再生機構、前身の昭和三十年の住宅公団なり、また地域振興整備公団、そういったものが、いろいろと時代の変化に応じて業務内容に見直しをかけてきたのは御案内のとおりでございますけれども、今回、この時期に都市再生という名前をつけた新しい組織を再スタートするという面では、できるだけ業務内容を点検した上で、民間に本当に移行できるものについては民間に移行させる一つのチャンスではなかったのかというふう

に思っております。

これまでの公団業務なり公団の推移をずっと見ておりますと、何となくその組織を残すために、いろいろな、その時代時代の必要とするような業務を抱えながら公団組織を残してきたような感があるわけでございますけれども、私はやはり、今回、住宅公団からの、そういった公団住宅の管理業務は別にしましても、都市整備に係る業務については民営化できるところは極力民間の力にお願い

します。その方が、そこで働いている皆さん方もいろいろな面で生きがいを感じ、やりがいを見出しながら業務に熱中できるのではないかと、そういうような感を持っておりますし、それからまた、都市という我が国でもそういうポテンシャルの非常に高い地域の再生でございますから、やり方によっては民間の力で十分やってくれる分野がたくさんあるわけでございますので、特殊法人の民営化という大きな時代の要請からすれば、一つのパイロット的な役割といたしますか、モデル的に、この都市整備公団の業務の一部については積極的に民営化を図るべきじゃなかったかというふう

に思っております。また、残念ながら、今回はまだそういうところまで行っていない。引き続き、独立行政法人都市再生機構という中でそういう業務を行っていくということになっていくわけ

でございます。

こういった、真に民間に移行するというようなことについてこれまで検討されてきた経過があるのかどうか、あるとすればどういう検討をされてきたのか、ということと、それから、今後、この都市再生機構なる組織が、時期を見て極力民営化を図っていききたいというふうな方向なのかどうか、そういうことも、今後の対応策も含めて国土交通省のお考えをお聞きしたい、そのように思っております。

○河崎政府参考人 まず私の方から、民営化についての検討の経緯ということについて御説明をさせていただきます。

御承知のとおり、特殊法人の改革につきまして、平成十二年十二月に閣議決定されました行政改革大綱におきまして、すべての特殊法人等の事業及び組織の全般について平成十七年度末までに抜本的に見直しをするということが閣議決定されました。これを受けて、各法人について、業務内容や組織形態に関する検討を行ってきたところでございます。

その検討結果を踏まえて、御承知のとおり、平成十三年十二月に特殊法人等整理合理化計画が閣

議決定をされました。この中で言われておりますが、幾つかの判断基準がございまして、すべての法人について、民営化した方が効率的ではないかという判断基準での検討を経た上で、廃止または民営化できない事業であって、国の関与の必要性が高く、採算性の低い事業を行う法人は、事業の徹底的な見直しを行った上で、原則として独立行政法人化することになったわけでございます。

その中で、都市基盤整備公団につきましては、事業の徹底的な見直しを行った上で、民営化できない、国の関与の必要性の高い事業のみを行うという形で、御承知のとおり、民間を都市再生に誘導するための条件整備というものに集中するという観点から、新たに独立行政法人として再出発をすべきであるということが決められたわけでございます。

これを受けてまして本法案を提出させていただいているわけですが、都市基盤整備公団を廃止し、地域振興整備公団の地方都市開発整備も統合して、新しい独立行政法人都市再生機構を設立するというようにしたところでございます。

○一川委員 言葉でお話しされるとそういうふうなことになるかと思いますが、この委員会を通じていろいろと質疑を聞いておりまして、具体的にどういう業務をどういうふう整理したかというところがちよつとわからなかった点があったのではないかとふうに思っております。

私は、公的な部門である程度カバーしなきゃならぬ必要性が非常にあるという部門、あるいは、しかし、効率性、採算性から見るとちよつと難しいかなというところ、確かにそれはいろいろ分野にあるかと思えますけれども、本当に公的にちゃんとカバーすべきものについては、都道府県なり市町村なりという実質の行政が、もう一回見直しの中で直接タッチするということがあつてもいいのではないかと感じいたします。また、民間の本当にいろいろな蓄積された力をこ

の際活用するのであれば、大胆に民間の方をお願いをするということもあつてもいいのではないかとふうに思いますので、今後の一つの検討課題の中に入れていただいて、またしっかりとした点検、見直しをしてほしい、そのように思っております。

それで、次に、これは大臣がもう常におっしゃる中で、都市を再生する必要性の一つの大きな理由の中に、国際競争力を持たせなければならぬということ、これを扇大臣はよくおっしゃいます。外国の観光客は、よその国の大都市にはたくさん観光に来るけれども東京には余り来ないというようなことも含めていろいろなお話をされますけれども、では具体的に、例えば東京、大阪等の大都市に本当に国際競争力を持たせるためにはどういう町を目指すのか、そのビジョンはどこにあるのかというところが一つポイントになるわけでございます。やはり、国際的な資本力、そういうものをできるだけ投資を促進させるような基盤をつくるか、あるいはまた、優秀な人材がその町に流入するような基盤をつくっていくということになるかと思うんですけれども、具体的に、都市を再生して、なおかつ国際競争力のある町というのはどういふ町なのかというところを、もう一回、ちよつと整理してお答えいただければありがたいと思います。

○扇國務大臣 国際化の前に、さつき機構の話が出ましたので、ちよつとそのことを簡単に申し上げたいと思います。

一番大事なことは、先ほど局長が言いましたように、廃止または民営化できない事業、それがあつかないか。そして、なおかつ国の関与の必要性が高くて、採算性が低くて、業務実施における裁量の余地が認められる事業ということで、ちよつと簡単に例を挙げさせていただきますと、公団住宅と民間の住宅の比較、これが一番簡単だと思うんですね。今の公団の住宅と民間と比較しますとどんなところが違うか。

端的に言いますと、平均家賃でも少なくとも五

千円ぐらい違うというのが一つ。それから、平均の住戸の面積で挙げても、これは五十二・三二平方メートルで、民間は三十九というところで、片方は五十二・三、片方は三十九、広さも違います。それから、バリアフリー化なんでも、公団の場合は現段階で二二％バリアフリー化できております。ところが、民間の場合は、今バリアフリー化は〇・三％です。という意味で、民間と公団との差というものもあります。

そういう意味で、少なくとも、公団で高齢者とか母子世帯に対します家賃の軽減措置というのをつくっていただいたのは一川議員も御存じのとおりですけれども、その高齢者とか母子世帯に対します家賃の軽減措置というものも七万九千世帯が利用していただいているということも、やはり大きく貢献してきたということ、今すぐ民間にそれができるかという、必ずしも今、即民間にということが一足飛びにはできないという事情は、今の例をもつても、簡単にですけれども、列記しただけでもわかつていただけるのではないかと思います。このことも一点、私はお答えしておきたいと思

います。

それから、今の国際化の話でございますけれども、これはもう、この委員会ですら私共が皆さん方に申し上げていることですから、これはスイスの調査機関が調査した結果でございますけれども、バブル期に世界の第一位と言われました日本が今、国際競争力、これは一位だったんです。それが今は三十位にまで日本の地位が落ちております。

なぜこれが三十位に落ちてきたかというのは、少なくとも、現実的に、この間もどなたかにお答えしたと思いますけれども、東京で開催されます国際会議、今の現状では、国際会議の数は世界でもこれまた三十三位なんです。そして、外国への旅行客は千六百万人で、入ってくるのは五百万以下という状況。

それから、例えば、東京の魅力と課題に関する外資系企業のアンケートというのを調査いたして

おりますけれども、その外資系企業の調査結果でも、ビジネス環境に関しては、空港へのアクセス、これが外国に比べて大変悪い。また、オフィスの環境に関しては、オフィスの設備、情報通信施設でありますとか個別の空調、あるいはセキュリティ等々が、国際的に見て日本のビルはオフィスに関しては環境が悪いという結果が外資系の企業のアンケートでも出ております。

そして、先ほど申しました空港からのアクセスということから考えますと、欧米先進国では、国際空港、国際港湾から十分以内に高速道路なりあるいは鉄道に連結できている。ところが、日本の場合はそれができていないということ自体もこの外資系企業の、アクセスの悪さというものが指摘されているとおりでございます。

そういう意味で、海外の企業とかあるいは海外の投資家とか、そして日本に旅行しようという人たちの引きつける魅力が少なくないということを如実にこの数字はあらわしていると言えます。

具体的には、今申しましたように、まず私たちが新しい都市再生ということではなければいけないことは国際空港の整備。いつも言いますように、香港あるいは上海、韓国から成田まで来るのに一時間から一時間半、二時間以内。ところが、成田でCICQを通るのに一時間並ばされる。成田から国内線に乗りかえる羽田まで一時間半かかって、タクシーで二万以上。これはとても日本に行こうという気にならないというための国際空港の整備とか、そのアクセスの改善を、まず国際競争力にたえ得るようにならなければいけないというの、一番大きな問題点であらうと思

います。

二つ目には、耐震性とか、今申しましたように、外国の企業が、情報通信施設が悪い、いわゆる光ファイバーでも、各ビルの中に光ファイバーが引いていない。ビルはたくさん建っているけれども、その中で通信施設の光ファイバーがあるものは、二十四時間外国と通信可能なものというのがわずかしかなければ、これも私たちは改善しなきゃいけないということです。

都心の三区のオフィスの中で、耐震とか情報化の面でストックがどれくらいあるか。七割が問題を抱えているんですね。三割しか満たされていない。新しいビルはできていますけれども、今までの七割はまだそういう施設ができていない。

ですから、国際競争力にふさわしい機能を備えたオフィスを私たちは努力して推進して、民間を率先してあつせんしていこうということで、少なくとも、商業と文化、そして居住とコミュニティといった複合的な魅力を備えたまちづくりが必要であるというのが、新たな都市再生の大きな課題になっております。

それからもう一点は、密集市街地です。どうしても、都市集中で、戦後慌ててつくった町というのは密集に今現在なっています。そこにゆとりがない、緑がない、交通の便が悪い、渋滞がある。東京都の車の渋滞、高速道路、都内一つとつても、一四％は東京都を素通りしているんですね。ただ通過しているだけ。けれども、外環とか圏央道とかができていないものから、都内の一四％はただ高速道路に乗って通過していつちやう。

それだけ東京は混雑し、なおかつ込み、そしてCO₂の排出量を東京都は全部しよっている、そういう状況も、都市再生、そういうもので考えていかなければいけない。そういう二十世紀と二十世紀の違いというものを、改めて我々は、今回の法案等々、皆さんの御意見を聞きながら、一刻も早くその措置をしなければいけないというのが今の状況でございます。

○一川委員 都市再生ということをやらなければならぬ事態になったということは、基本的には、私は、やはりこれまでの都市政策そのものをものと反省しながら、物によってはうまくいかなかったということも当然あるわけでございますので、そこを肝に銘じて、しっかりとした対策が必要ではないかというふうに思っております。

午前中、岩國委員からも話がありましたように、国土計画全体のビジョンの中で都市というものを

どういうふうな位置づけ、どういうふうな整備していくか、やはりそういう写真真というものを常に下敷きにしながら物事を考えていく必要があるのではないかと、そのように思っております。

そこで、最近、東京へ出入りする人の印象、まあ我々もそうなんですけれども、東京都内、特に高層ビルが相当目立ってまいりました。こういう現象は何が起因するかというのは、正確に私はつかんでおりませんけれども、ある人に言わせると、東京都の中のそういった超高層ビルも、ある程度需要に応じて当然物事は動いているんだらうから、それなりにうまくいっているんじゃないかという見方もあるわけです。しかし、業務用のスペース、オフィスに使うスペースがそんなに需要があるのかなという感じもちよつとしますし、それからマンション等の居住空間も、あれだけたくさんつくって本当に需要があるのかねという感じもちよつとします。どこかで相当やはり空き家が生じているんじゃないかという感じもいたします。

そういうことを考えますと、最近、マスコミでは何か二〇〇三年問題というような言い方もしておりますように、一つの課題として問題意識を持ちつつあるというふうに思います。この業務スペースあるいは居住空間としてのスペース、そういったものが、今日、都市再生と称して東京なりに相当、この前の六本木ヒルズじゃありませんけれども、大変大きなプロジェクトがだんだん目立ってまいっております。

現状では、都市の政策としては、そういうものが上手に位置づけられて、しっかりとした対応ができていのかどうかということが非常に気になるわけでございますけれども、全体の需給バランスというのはどういうようになっているかということも含めて、今取り組んできている、まあ都市再生になっているのかどうかわかりませんけれども、ああいう超高層ビルのいろいろなプロジェクトに対する評価、あるいは今現在抱えている課題みたいなものがどういったところにあるのか、

ちよつと御説明願いたいと思います。

○澤井政府参考人 いわゆる二〇〇三年問題に関する御指摘でございます。

これは、東京二十三区、特に都心区で、ことしに限ってそうした大型の優良オフィスビルの供給がふえているという問題と私ども理解しております。そうしたことで空室が生じるんじゃないかと懸念があるということも承知しております。

近年のオフィスの供給状況を見ますと、いわゆるバブル期におきましては、むしろ小規模なペンシルビルが卓越して多く供給されておりましたけれども、最近では逆に、優良な大型ビルの供給がむしろ多いというのが、まず基本的な状況としてございます。こうした優良な大型オフィスビルの空室率を見ますと、二〇〇一年ぐらいまではかなり低うございました。市場では五割ぐらいの空室が適正空室率だと言われておりますが、三割台でございました。

こうした中で、本年のオフィスビル市場を見ますと、一つの特徴として、国鉄清算事業団用地に係る開発案件、品川駅東口ですとか汐留ですとか、そういったものの市場への供給の時期が集中したということがベースにございまして、大型ビルに限って言えば平年の倍ぐらいの床の供給、数字的には二百万平米を超える大規模ビルの供給がなされております。こうしたことで、大型ビルも含めまして、現在、オフィスビル市場全体で空室率が上昇しているものと考えておりますが、逆に、この大量供給というのは、最初にも言いましたように、本年に限った一時的なものでありまして、現に把握されている限りで、先ほど二百万平米と言いましたが、来年は降数は数千万平米の水準にまた戻るといふ見通しでございます。

そのようなオフィスビル需要が本にあるのかということでございますけれども、もちろん都市再生というのは、オフィスだけじゃなくて、商業、居住、文化、コミュニティ、いろいろなことを民間の力でやっていただいております。

オフィスビルに限っていいますと、現在のオ

フィスストックの現状を見ますと、先ほど大臣も答弁されましたように、耐震性がまだ十分じゃないというビルが多うございます。また、情報化その他の対応にも不満があるということで、一番優良なビルが集中していると思われまして都心三区においてすら、七割ぐらいのビルについて不満が持たれております。そうしたビルのストックをいものに置きかえていくということが一つ。

それから、オフィスの一人当たりの床面積、これも欧米と比べますと、まだまだ日本は低うございます。最近でございましたと欧米並みのものもございまして、平均しますと相当小さい数字になっております。

こういったことを解消していくことを考えますと、需要の絶対量は相当大きなものがまだあると思っております。

○一川委員 時間が参りましたので、これで質問を終わらせていただきますけれども、最後に一点、私の方からの要望でございます。

先ほど大臣もちよつと補足説明されましたけれども、住宅管理部門については私は早急に民営化しろとは言っていないんです。都市整備部門について今PFI方式等々でいろいろなことも言われている時代ですから、極力民営化した方がよろしいんではないかというふうに主張させていただいております。むしろ公園で造成したこの住宅管理部門については、私は、非常にいろいろな面でそのひずみが生じてきていますし、居住されている皆さん方も大変御苦労もありますし、将来に対する不安感が強いと思うんです。特に高齢化現象が顕著にあらわれてきておりますし、いろいろな面で負担が重荷になってきているという現状でもあらうかと思っております。

そういう面では、私はやはり、公園で造成した住宅についての活性化ですか、そこに住んでいることが非常に豊かに住める、そしてまた、そこに一回住んでみたいという気持ちになるような住宅、地域にぜひ再生、それこそ再生するようにぜひお願いをしまして、私の質問を終わらせてい

ただきます。

○河合委員長 大森猛君。

○大森委員 日本共産党の大森猛でございます。
先日の当委員会での参考人質疑で、公団自治協の参考人の方から、今年度の公団家賃値上げについて、最大一万円、平均月千七百円、年間数万円規模となり、高齢者の方からも、あるいは子育て真っ最中の若い世帯からも、この大変な不況の中で、生活の基盤を不安定にするという立場から、強い不満の声が上げられました。

今回、私、質問することになりました、例えば茅ヶ崎市の鶴が台団地を初め全国各地から、こういう家賃値上げの問題での疑問やいろいろな問題での要望等をぜひ取り上げてほしい、こういう声も寄せられました。そして、きょうもこのように本当に超満員の傍聴の方であります。

なぜこういう状況なのか、これはもうはつきりしていると思うんですね。再生機構になったら家賃がどんどん上がるんじゃないだろうか、取り立てが厳しくなるんじゃないか、そういう不安が大変強いということがここに示されているのではないかと思います。

そこで、ちよつと公団の方にお聞きをするわけなんです、今、家賃値上げ等々との関係で、家賃の滞納状況が大変増加しているんじゃないだろうか。これは事前にお聞きしたところによれば、法的な措置、明け渡し断行、強制執行ですね、これをされた件数が、平成九年で千五百八十一件、平成十四年で三千二百五十八件と、二倍以上にもふえているわけですね。法的措置の最後の明け渡し断行がこういう数であるということは、その背後に、恐らくこれは数万規模の家賃滞納、厳しい状況があると思います。

そこで、家賃滞納三カ月で契約解除通知など一定の措置をとられることにされているようでありますけれども、そういう三カ月滞納で契約解除通知など一定の措置をとられた件数はこの五年間でどういう変化をしているか、まずお示しをいただきたいと思ひます。

○古屋参考人 公団の家賃制度につきまして、ちよつとお答えの前にお話しさせていただきたいと思ひますが、家賃制度の仕組みあるいはその運用の仕組みについては、機構になりましても基本的にこれを踏襲するということでございますから、制度の変更で何か変わるといふことはございません。

家賃の改定に当たりましては、特に低所得者の方々の居住の安定というものに配慮しまして減額の特別措置等を講じてきておるところでございます、そのような内容は今後とも踏襲されていくというふうに理解をしております。

それで、滞納の件でございますが、滞納が生じる理由はいろいろあるかと思ひますが、滞納が生じましても、何か機械的な処理をするということではなくて、居住者との交渉を継続しながら、いろいろな、お支払いのお願いをする、あるいは御相談に乗っていくということをやっております、な、お滞納が続くときに、初めて訴訟なり明け渡し請求をしまひるわけでございます。

そういった法的措置の前後にわたりまして、例えば、滞納者が家賃を一部支払う、分割して支払う、あるいは将来ちゃんとこういうふうな支払うからという一定の誠意が見える場合にはその相談に応じたり、あるいは、病人でありますとか特別の事情がある方につきましては、公営住宅の窓口に私ども職員も一緒に行つて御相談に乗つてもらふ、あるいは福祉事務所とも連携を図るといふような、個別の生活事情を勘案しながらやっておりますわけでございます。

いずれにしましても、公的機関としての債権でございますから、これは適正に最終的には執行させていただく必要があるということでございます。

それで、滞納のうち、いろいろな法的措置に至つたものがどれくらいあるかというお尋ねでございますが、この五年間でお話しするようにということでございますから、今のような努力をしてなお訴訟の提起に至つた件数を申し上げます。

平成十四年度末では七千九百七十件、平成十三年度末では七千七百八十件、十二年度では七千四百九十三件、十一年度では六千二百七十一件という状況でございます。

また、先ほど申し上げましたようないろいろな事情を勘案しながら引き続きお住まいをいただくというようなこともやっておりますので、訴訟を提起したから直ちに退去していただくということではありません、その間にいろいろなことをやりながら、最終的に強制執行に至つたという件数を申し上げますと、平成十四年度では三千二百五十八件、平成十三年度では二千九百九十二件、十二年度で二千九百五十五件、十一年度で二千五百四十二件という状況でございます。

○大森委員 当然のこととして、いろいろな配慮を当然されなくてはならないわけなんです、しかし、そういう中でも、この間、その件数が二倍以上にふえてきているということが問題だと思ひんす。

今お答えがありませんでしたけれども、私どもの調査では、家賃三カ月滞納で契約解除通知等の一定の措置をとつた件数が、一九九七年は一万五千九百八十三件、二〇〇一年は二万八千二百四十五件と、四年間で二倍近くになっているわけですね。特に千葉地域では、契約解除通知が、一九九七年、六百七十七件だったものが、同じ二〇〇一年には一万二千四百八十八件と、二十倍近くにもふえているわけです。

これは、自民党政治のもとでの深刻な不況、企業倒産やリストラ、失業が戦後最悪になっている、こういう背景も当然あるわけでありまして、けれども、やはり公団の取り立てが厳しくなっているんじゃないだろうかということもあると思ひんす。そういうのがありますから、これが再生機構になつたらさらに厳しくなるんじゃないだろうか、こういう不安だろつと思ひます。

この間、団地居住者の高齢化、低所得化にもかかわらず、市場家賃を基準にして家賃を値上げしたことも関係があると指摘せざるを得ないと思ひます。

ます。

実際、公団の新法人設立準備室の「公団経営の効率化への取組みについて」という文書の中では、収益向上の改善策として、家賃増収への取り組み、こういう項目を設けて家賃値上げなどを示唆したり、管理事業での増収策として、建物や敷地の広告スペースとしての活用、あるいは駐車場賃料の引き上げ、こういうものも入つておるわけですね。

ですから、今後、当然収益の改善向上等には努力していただかなければなりませんけれども、居住者の負担ばかりにそれを押しつけてはならないということで、改めて今、これは先日の公団自治協の参考人の方が示された、今の居住者の生活実態あるいは負担能力に見合う家賃制度等にすべきではないかということをお聞きしたいと思ひます。

○松野政府参考人 家賃改定に当たりまして、今後とも従来どおり、公団のときと同様、原則は市場家賃というところでございまして、家賃改定に当たりまして、低所得高齢者等の方につきましてはそれなりの適切な減額を講じていくということには引き続き実施していくというのが基本でございます。

○大森委員 今後、管理あるいは建設等を民間任せにしていけば、居住の安定確保どころか、やはりこういう面が、厳しい状況がますますふえてくるんじゃないか、家賃の滞納の増大とか法的措置の増大につながってくるんじゃないか、引き続きそういう強い危惧があるということも申し上げておきたいと思ひます。その面からも、重ねて、収入実態に見合う、負担能力に見合う家賃にすること、あるいは福祉的措置をきちんとつていくことを要求しておきたいと思ひます。

次に、建てかえ問題についてお聞きをしますが、この間、公団は、平成十三年度の計画で、年平均九団地、五年間で四万戸の建てかえが必要だ、こうされてきたわけでありまして、それに基づいて、既に住民側にも計画を公表しているとい

う団地もあると思います。

その場合、十三年度の四万戸の建てかえ計画、あるいは既に住民側に公表されている計画は、機構に移行してもこれらの計画は変更されないかどうか、まずこの点からお聞きしたいと思います。

○中田参考人 お答えいたします。

公団住宅の賃貸住宅の建てかえは昭和六十一年度から実施しております。これまで約九万八千戸着手済みでございます。年間の事業量は、着手ペースで八千戸ということになります。着手ペースといえますのは、一応、今住んでおられる皆様方に、この団地を建てかえますよということ正式に説明会を行う、こういう意味での着手ペースということであつておる戸数でございます。移行期でありますけれども、平成十五年度も、事業計画において約八千戸を予定しております。

機構におきまして、同程度の規模で、地域の整備課題への寄与、賃貸住宅の需要、それから事業採算性等の事業の効果を勘案しつつ、居住水準の向上、敷地の適正利用を図る建てかえ事業を推進してまいり予定でございます。

○大森委員 関連してお聞きをしておきますが、建てかえに当たつて生まれた余剰地について、これを民間に売却するというのが今後の新法人の方針ともなっておりますか。

○中田参考人 建てかえ事業は、居住水準の向上と敷地の適正利用ということを目として実施してまいりましたところでありまして、実際の具体の事業の推進に当たりましては、まちづくりの視点に立つて、地方公共団体と連携を図りながら、従前の居住者の方々への居住の安定やコミュニティの維持に配慮して進めているところでございます。

公団においては、必要な賃貸住宅の敷地を確保した上で、地方公共団体との協議によりまして、周辺市街地の整備に必要な公共施設、こういうものの整備、それから、公営住宅あるいは社会福祉施設等の敷地を確保し、さらに、多様なニーズに対応する民間住宅等の敷地として譲渡する

いうようなことも含めて、トータルな姿として良好な住宅市街地を整備するというふうなことに努めてまいりたいというふうに思っています。

今後の機構におきまして、公団と同様に地方公共団体との連携に努めるとともに、このような形で建てかえ事業を続けてまいりたいことを予定しております。

○大森委員 公営住宅やら公営施設等を一定導入するのは当然あり得るとしても、民間に土地を、既存のこういう団地から切り売りしていくというのは、これは後でも触れますけれども、大変問題だと思ふんですね。

あわせて、もう一つ関連してお聞きをしておきますが、建てかえという場合に、現居住者と違う場所に建てかえる、これは建てかえと言うかどうか、それは問題でありますけれども、他の場所に移転をさせる、こういうことも考えておりますか。

○中田参考人 現公団では、建てかえ事業の根拠となりますのは公団法の二十八条の二項二号でありまして、その中で、「現に存する賃貸住宅を売却するとともに、これらの存していた土地の全部又は一部に新たに賃貸住宅を建設すること」ができるということになっておるわけでございますが、その中に、「新たに建設する賃貸住宅と一体の賃貸住宅を当該区域内の土地に隣接する土地に新たに建設する」というふうなことに、これも含むというふうなことが出てございます。ということで、隣接してつくることはできるということでございます。

したがいまして、建てかえ事業を実施することは、隣接地でつくるということは可能でございますが、近接した土地に新たに土地を取得して建てかえ事業として実施することはできないということでございます。このことは、今度の機構法案におきまして同様の規定がございますので、扱いとしては同様になるというふうに思います。

○大森委員 先ほど示した公団の資料に関連する「新法人における賃貸住宅等事業について」という文書の中では、隣接だけじゃなくて、近接地に

ついても検討をされているわけですね。これは、お話がありましたように、法的にも大変問題があるということで、安易なこういう手法はやるべきではないということは申し上げておきたいと思ひます。

そこで、具体的にお聞きをしますけれども、千葉県の船橋市の高根台団地、ここでは、現在、約四千六百戸の住宅の建てかえ計画が進められております。第一期が五百八十四戸、それから第二期事業が九百九十五戸が対象になっております。

ところが、公団は、第一期のこの五百八十四戸の建てかえの説明では、住民側に六百戸という説明をされております。ところが、第二期からは、現在の住宅をすべて建てかえるのではない、従前から住んでいる世帯で建てかえ後入居を希望する世帯分だけ、つまり、戻り入居分しか建設しない方針だ、こういう説明をされているわけですね。

第一期の戻り入居が約三分の一であつたから、戻り入居が同じだとすると、建てかえの結果、三分の二、戸数が減つてしまふ。実際、公団の計画書でも、一期、二期合計で六百戸なんだと。説明の自身が変わつてきているわけですね。これは大変重大な問題だと思ひます。そして、今お話があつたように、建てかえ後の三分の二の土地は民間に売却するというのも当然これは検討されることになると思ひます。こういうやり方は、私も、高根台団地で初めて伺いましたが、高根台団地にとどまらず、今後の機構の基本的な方針にするということでしょうか。

○中田参考人 高根台団地におきましては、これは昭和三十六年度に当初の入居を開始した、従前戸数が四千六百八戸、敷地面積四十ヘクタールという非常に大きな大団地でございます。その中で、建てかえ事業を今一期として、先生御指摘のように、平成十二年の三月、第二期を平成十五年三月に着手して、順次事業を進めているということでございます。

その実施に当たりましては、まず従前居住者の希望状況に応じて戻り入居者用の住宅を建設する

ということを最優先にしまして、その上で、敷地の適正利用により生まれる敷地について、周辺市街地の整備に必要な公共施設、公営住宅、それから少子高齢化への対応のための社会福祉施設、さらには、多様なニーズに対応する民間住宅等の用地として活用というふうなことを考えて、全体として良好な住宅市街地として再生するように努めているというところでございまして、以上のような団地、今の段階では、戻り入居者の住宅以外の公団住宅は行わないという方向で考えております。

なお、先ほど申しました全体のまちづくりの問題でございますが、高根台団地の建てかえ後の土地利用計画等につきまして、船橋市、団地自治会それから公団による三者協議の場を設けまして、順次話し合いを進めているところでございます。この中で、三者協議の場に加えて作業部会というふうなところも設けて、団地の、今まで非常に、大規模団地で、つくるときも大分苦労したわけですが、その中で持ってきたいろいろ、都市、いわばまちづくりとしての問題、こういうものについて公団が懸案を示しながら、点検をし、進めているということでございます。

○大森委員 私が伺つたのは、建てかえについて戻り入居だけに限定するというのが今後の機構の方針なのかということ伺いました。この点、よく聞き取れなかつたので、もう一度この点をお聞きしたいと思ひます。

○中田参考人 先ほど、一期の戻りが低いというふうなことがありまして、現在建てかえに對して、ここではまず、戻ってくる方が少ないということがあつたので、最初少ないのじゃないかというふうなこともちよつとあつたと思ひますが、実際にはこれは、戻りが三〇％、それから、この団地が大きいですから団地内の本移転が一八％、それから、すぐ近くにまた大きな団地がございまして、そういうところに例えば一六％も人が移れるというふうなことがこの地域の事情としてあります。という意味では、これを合わせますと、通常の団地

で約六割の方が戻りたいと言われますが、大体それに近い応募、いわば希望があるというふうな実態でございます。

今回、ここではできるだけ今住んでおられる皆様方に一番重点を置くという意味で、現状ではまず戻りを中心に、駅に近いところに、皆さん方の場合、一番要望が高いであろうところに集中して、戻り住宅を現在計画しているというふうなことでございます。

○大森委員 これまでの建てかえというのは、それは戻り場合のハードルが非常に高いということで、戻りたくても戻れない方もあるわけで、実際に建てかえ戸数よりは戻り入居者が少ないという面はあったと思います。しかし、建てかえ戸数がこのように三分の一になるようなケースはなかったわけです。

それを今回こういう形でやるということで、これはいろいろな点で非常に重大な問題を含んでいるわけなんです、現地の皆さんは、そういうことにすれば本当に帰ってくる年齢層等が限定されてしまうということで、それこそ、まちづくり、地域社会をつくっていくという点でも非常に問題だという指摘もされているわけです。

問題は、こういうのを基本方針にするのか、これは全く高根台団地に限ったことで、今後は基本的には拡大をしていくのかどうか、そのことをお聞きしているんです。重ねてお答えください。

○中田参考人 現在この団地では、先ほど申しましたように、非常に大規模な団地であるというふうなことで、それから、今の戻りというものにまず対応していくというふうなことがあります。

その中で、先ほど言いましたように、まず戻り者のいろいろな希望を入れながらある部分つくりましますけれども、全体の土地利用計画については、まさに今いろいろなところで議論を始めているところでございます、三分の一しかつくりたくないというふうなことに決まっているわけではございません。

それからもう一つ、こういう大きな団地ですの

で、ある部分、どうしても時間が長くなります。一気にやるということができませんのでという意味で、一部の街区につきましてはそのまま、十年以内にはさわりませんよというふうなところを多少暫定的に決めまして、そういうところに一たん移ってもらおうというふうなこともあわせてやっておりまして、三分の一しか建てないとかんたかというのを専横的に決めていくというふうなことではございません。

○大森委員 実際に、第一期、第二期の事業に当たっては、六百戸というふうになっているわけですね。五百八十四戸、九百九十五戸、合計で約千五百ですね。それに対して、六百戸で三分の一に決めているじゃないですか。これは先ほどの、今後五年間の計画である年八千戸のペース、五年間で四万戸、この建てかえ計画にも反する中身になるのではないかと思います。

私も、今回の法改正で、公団、機構が今後はみずから土地を取得して新規の供給はしないということになるわけなんです、このことだけでも大問題だと考えておられるわけなんです、このように、現にあるストックまで三分の一に減らすということは大変問題だと思ふんです。特殊法人整理合理化方針でも、今申し上げましたように、新たに土地を取得しての供給については制限しているものではありますけれども、既存のストックを減らすということとはどこにも書いていないじゃないですか。これは、みずから手をがらんじがために縛ってしまふようなやり方ではないかと思ふんですね。

現在ある七十六万戸のストックをどんどんこれは減らしていくことにつながっていくと思ふんですが、これをもし全国的な方針にするということであれば、その本当のねらいはどこにあるのか、これをお聞かせいただきたいと思ふます。

○松野政府参考人 建てかえに当たった基本的な考え方ということでございます。まず、用地の活用に当たりまして、委員御指摘のように、居住の安定という観点から、従前の住

んでおられる居住者の戻り入居用の住宅を確保するということが必要でございます。さらに、まちづくりのため、その入居者の方々のため必要となるような公共施設、あるいは、場合によっては低所得者の方がおられて、公営住宅、社会福祉施設を併設するという必要がある場合もございます。

そういうことを実施した上で、さらに余剰地が生まれるケースがございます。それにつきましては、その地域の住宅需給状況がどうかということ、賃貸住宅の需要がかなり大きいということ、つきましては、民間の住宅を支援するという形で賃貸住宅建設が行われる。あるいは、その地域が賃貸住宅需要というものがそれ以上は余りなくて、むしろ分譲住宅の需要があるということ、ろにつきましては分譲住宅、あるいはさらに商業施設の用地として民間に譲渡するということがあり得るわけです。

ただし、全体として公団の持つております七十五万戸のストックを、これはファミリー向けの大変重要な社会的な施設でございますので、それをどんどん減らしていくというふうなことを考えているわけではございません。これは基本的に、そういうものは有効に今後も活用していくということが基本でございます。

○大森委員 こういう高根台団地のように、戻り入居に限定した建てかえでつくり出した余剰地を民間に売却していくということは、きょう午前中にも議論がありましたけれども、あるいは先日の参考人の質疑でも参考人から意見陳述があったように、公団のこの間の経営のツケ回しだとも言えると思ふんです。バブル期、あるいはバブル崩壊後もどんどん土地を購入して、広大な、事実上の塩漬け土地のようなものも生まれている。しかも、先日の委員会でも答弁があったように、きょうの答弁でもありましたけれども、莫大な含み損、譲渡損が生まれているわけですね。

高根台団地といえ、それこそ四十年間、地域住民の方が住んでこられたところであります。こ

れは、建てかえ対象の団地は、すべて、三十年、四十年、地域住民の皆さんが住んできたところだと思ふんです。そういうところの土地というのは、そこに四十年住んできた住民の、居住者の共通の財産、そして国民共通の財産であると思ふんです。それを、こういう莫大な土地購入、こういう土地購入で借金、利子の返済が大変だということの埋め合わせにそういう土地を民間に切り売りするということであれば、これは本当に許されな

いことだと思ふんです。

○大森委員 今、大森議員のお話もそうですけれども、きょうも午前中からここで御議論をいたしました。それは、都市公団のニュータウンという開発、これは、少なくとも、戦後から今日、バブル崩壊しましたけれども、今日まで、多くの皆さん方、長期間にわたって、大都市圏等々で著しい住宅地不足あるいは住宅不足等々というものを解消しようということで、多くの政策の中で、これまではみずから一万三千ヘクタールの宅地供給を行っているわけでございますし、また、三百万人が居住するというような市街地を形成したこれらの努力というものと、また、都市におけるさまざまな経済効果を支える、少なくとも、勤労者のための居住環境の改善に大きく貢献してきた、そのことだけは参考議員もお認めになって、なおかつ、それを安定して継続できるようにしてほしい、そういう御要望でございます。

それは大森議員がおっしゃるまでもなく、我々もそのつもりで、今まで果たしてきた役割をここでさっぱり、また不安に陥れるということであれば、今日までの努力が無に帰すということですから、どうなっても我々は、今申し上げました戦後の七十五万戸、そして現在も二百万人という状況を壊していくつもりもありません。

今おっしゃったように、建てかえというものをしなければならぬ時期に来ていることは確かでございます。けれども、建てかえるときに、なる

べくは今までもおり、安心して帰ってこられるような戻りというものが確保しなければいけませんけれども、願わくは、先ほどからもお話出ていました、二十一世紀型にするということで、建てかえるときには、少しは今よりも高くなつて、空き地をつくつて、緑をつくり、あるいはそこで介護施設等々の設備もできるようにしよう、子供の保育所も、あるいは託児所もつくろうというような、そういう新たな二十一世紀型にしていこうというのは当然のことでございます。

だからといって、家賃にはね返つては困る。それはだれしも思ひは同じでございます。安ければ安いにこしたことはない。これが、少なくとも庶民の、あるいは借りる人の気持ちでございますから、少しでもそういうものに私たちは反応し、なおかつ御要望にこたえていこうというために、新たなものには事業を中止して手を出さないかわりに、少なくとも、事業の区域の縮小を図りながら充実を図っていくということで、より二十一世紀型にしていこうという気持ちだけは、ぜひ、大森議員もおわかりいただいたと思いますけれども、今回、都市公団が機構になつてもその精神は継続されるというふうにおとりいただいて結構でございます。

○大森委員 質問時間が終わりましたので、終わりますが、先ほど指摘した経営の実態等々について、本当に、高齢化、低所得化、そしてこの不況の中で、大変な思いをして家賃を払っている居住者の皆さん、国民に、そういう実態を全面的にきちんとして明らかにしていくことが大変重要だ、そういうことをなおざりにしたまま、公団を廃止し機構に移行するのは反対だということを申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

○河合委員長 原陽子君。

○原委員 社会民主党の原陽子です。よろしくお願いたします。

平成十五年五月十四日

先日の質疑の中で財務諸表のことについて最後大臣が答弁なさったところなんですが、今国会中、六月十八日まで、道路公団の財務諸表とともにこの都市基盤整備公団の財務諸表を出すように指示したと前回答弁をいただいたんですが、この大臣の指示は、そのとおりで、六月十八日までの期限内に履行されるのかどうかということをまず御確認させていただきたい。

○副国務大臣 今、原議員がおっしゃいましたように、そのことは午前中にも話が出ましたね、財務諸表の話が出ました。そして、今回、私も言いたくなかつたんですけれども、財務諸表をつくるのにこの公団だけでも十一億円かかるという話を午前中もいたしました。お金がかかることは私も本意です。けれども、財務諸表の話は、道路公団も含めての先日のお話でございましたけれども、すべからず、今回はすべてのところに財務諸表というものをつくっていくかなければいけないというのを私はお答えしております。また、第三者の資産評価委員会、これも設置して財務諸表というものをつくっていく、少なくとも各特殊法人のうちに、今御存じのとおり、特殊法人七十四、原議員にもこれはぜひ知っておいていただきたいと思ひますけれども、七十四の特殊法人のうちに、財務諸表的なものが、的というか、完全な財務諸表でもありませんけれども、それをできているものというの、確実には四、少なくとも十一しかないですね。

ですから、私、こういうことを余り国会で答えたことがないんですけれども、せっかくですから、ちよつと頭に入れていただきたいと思ひます。

七十四のうちに、財務諸表を作成している法人、まず、日本電報株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、いわゆる電電ですね、これが日本、東日本、西日本、三つあります。それから、日本たばこ産業株式会社、そして電源開発株式会社、関西国際空港株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、帝都高

速度交通営団、この十一しか財務諸表というものは発表しておりません。

七十四のうちの十一ですから、六十三は今まで財務諸表らしきものもつくつたことがない。これが、先ほど私が岩國議員とお話しておりました、親方日の丸的といいますか、民間からいえば、何をしているんだ、財務諸表もなくてよく予算がとれたなというような考えをお持ちだろうと私は思ひますけれども、原議員もぜひ、この七十四の中、今私が申しました十一しかないということ、あとの六十三は、すべからず、今、新たな機構とか新たな民営化に向けてそれぞれが汗を流して、初めての財務諸表づくりに取り組んでいるというのが実態でございますから、順次出てくるものと思ひつています。

○原委員 ありがとうございます。

これは政府に聞くのか公団に聞いたらいいのかちよつとわからないので、質問をしてから、どちらかお答えできる方で答えていただきたいんですが、私がお聞きしたかったのは、前回の質疑の中で、要するに、道路公団の財務諸表とともに都市公団の財務諸表を六月十八日までに出すように指示をしたという大臣の答弁があつたので、それを大臣の指示のとおりで、六月十八日という期限までに履行をされるということなのかどうかということ。では、大臣にお願いします。

○副国務大臣 今のお話、原議員が錯覚を起こしていらつしやいますのは、道路四公団の統合という問題があります。この間お話ししたのは道路公団という話でございまして、道路公団が、御存じのとおり、総理が任命されました民営化推進委員会、いわゆる七人の侍と言われておりますけれども、その人たちの意見書が出たのが昨年の十二月です。それで、その意見書の中には、移行するまでに実行するべきものということで、平成十五年九月までに、九月ごろと書いてあるのか九月までと書いてあるのかちよつと今、移行する間に、九月を目途に財務諸表をつくりなさいと意見書に書いてあるんです。

私は昨年それを受け取りまして、総理から、意見書をもつたものを、担当大臣である私に、これをきちんと整理し、なおかつ法案化するようという御下問がありましたから、私は、十五年の九月、ここの九月に財務諸表が出たのは十六年度の通常国会に法案ができません。しかも、八月に概算要求ですから、道路公団に関しては今国会中ということで、少なくとも、六月の十八日が今国会終了ですから、財務諸表をつくつてほしいということ、これは明言してあります。

そして、今おっしゃつたこの都市再生機構にしましては、これは違ひまして、都市再生機構というのは平成十六年の七月一日に機構を設立いたしますので、それまでにしなければ機構設立できないでしようということですから、期間が違ひますけれども、財務諸表を出せということに関しては同じでございます。

○原委員 では、六月十八日までに出すのは道路公団の方の財務諸表であるということと間違ひがないということだと思ひます。

ぜひこの都市公団、そのときに大臣は、今後移行までに財務諸表を公表していくということも答弁の中で述べられておりますので、都市公団の財務諸表も移行前までに出すということをぜひお約束していただきたいと思ひます。

○河崎政府参考人 独立行政法人制度におきましては、御指摘のとおり、法人設立に当たつて、承継することとなる資産について、承継する時点での時価評価を行うということになっております。したがって、都市再生機構を設立するに当たつての時価評価の時点というのは来年度の平成十六年七月一日ということになりますので、それ以前には正式な時価評価はできないということでございます。

ただ、大臣からは、今回、都市基盤整備公団、地域公団につきまして、新法人移行を機に、厳格な時価評価を行つて、これまで以上にしっかりと財務諸表ができるようにという指示を受けております。大臣の指示に従ひまして、的確に対応し

ていきたいというふうに考えているところがございます。

○原委員 ありがとうございます。

先ほど、移行前までに出すということで大変も大きくうなずいてくださったので、財務諸表に関しては正確なものをつくり公開していくという大臣の強い意思もあると思いますので、ぜひこの点の、財務諸表をつくりていく段階を公表することもしつかりやっていただきたいと思います。お待ちしております。

今現在の公団法の中でも財務諸表というものは既につくっているようで、今回は、独立行政法人通則法というんですか、この中で、「独立行政法人の会計は、主務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。」ということになっていきます。

今回、企業会計並みの財務諸表をつくりていくということなんですが、これまでと具体的にどう変わってくるのかということを御説明いただきたいと思ひます。

○河崎政府参考人 先ほど大臣が御説明された十一の法人というのは、既に企業会計原則の財務諸表作成をしている法人ということでございまして、現在都市公団で作成している財務諸表は、いわゆる公企業会計の財務諸表ということでございまして。したがって、これが独立行政法人になりますと企業会計原則が適用されるということになるわけでございますが、そのときに、現在の会計処理と具体的にどのように違うかということをお説明させていただきますと思ひます。

まず、先ほど来議論されております、両公団から機構に承継される資産について、本法に定めるところにより、第三者である資産評価委員が時価評価を行うというのがまず第一点としてござい

ます。また、従来、販売用不動産につきましては取得原価で計上してきておったわけでございますが、企業会計原則に従った場合には、いわゆる強制評価減制度の導入、したがって、著しく時価が下落

した場合には、時価でもって評価を強制的に減ずるというようなことを行うことがござい

ます。それから、従来、例えば賃貸住宅に係る補給金というのは金額が確定した段階で予算措置をするというふうなことがありまして、発生した時点では予算措置がされていらない。それは将来の予算措置だということなことで、これを当期の費用に計上せずに、繰り延べ資産という形で計上しておりましたけれども、これも企業会計原則になった場合には、一定の場合を除いてそういう処理がでないことになるというござい

ます。また、引当金として、特別の引当金というのをこれまで計上しておりました。例えば分譲価格調整準備金あるいは公租公課準備金といったようなものでござい

ますが、これも企業会計ベースでは計上することができなくなるといったような点が、主な異なる点でござい

ます。以上でござい

ます。○原委員 もう一度国土交通省にお尋ねしたいんですが、財務諸表を作成していく段階で固定資産がどれぐらいあるかを確定する場合に、先ほど時価という言葉が出ていたんですが、その評価方法によって時価が違ってくるというふうな指摘もあると思ひ

ます。この点はどういうふうに考えていかれるのか、もう一度お願いいたします。○河崎政府参考人 両公団の保有する資産、多種多様で、かつ膨大でござい

ます。できれば、不動産鑑定評価をすべて行うということができればいいわけでございますが、それをやっていますと大変なことになるというようなことで、実は、それにかわる手法として、都市公団内に設置した、不動産鑑定士あるいは公認会計士の皆さんによる資産評価研究会において資産の評価方法についての検討が行われまして、この二月に基本的な考え方が示されております。

正式な資産評価の方法というのは、これも本法に定めるところにより資産評価委員が決定することになるわけでございますが、公団の資産評価研究会における結論としていただいた資産の評価手法を、当面、準備作業として適用していくということでございます。

その内容は、両公団が保有する主な固定資産につきまして、賃貸住宅でありますとかあるいは販売用地でありますとかという用途、規模、それから事業の進捗状況、完成しているのかあるいは途中経過であるかといったようなことでござい

ます。それから、各地域、地区、幾つかのグループに区分をいたしまして、グループごとに現行の不動産鑑定評価基準に沿った鑑定評価手法を適用して、効率的かつ客観的な時価評価を行うということにしております。

そういった意味で、現行の不動産鑑定評価基準に沿った形での鑑定評価手法ということでございます。ますので、この方法で資産評価を行えば適正な時価評価が行われるものというふうに考えているところでござい

ます。○原委員 では、その資産評価研究会、これは公団です。公団にお尋ねしたいんですが、同じような内容の質問になると思うんですが、公団は、資産評価研究会がことし二月に報告書を出して

しまして、いわゆる塩漬け土地から、賃料から収益が出ている土地まで、どのような評価方法で今後評価をしていくつもりでいらっしゃるか、御答弁をお願いいたします。

○古屋参考人 正式な評価は、今国土交通省からお答えがありましたように、法案が国会の御了解を得られた後、国の資産評価委員が決定する評価手法に基づいて行われるわけでござい

ますので、私どもはこれに先駆けまして、公団としまして、いろいろな、不動産鑑定士とか公認会計士さんから成る評価研究会、十四年の六月に設置をいたしまして、いわば前倒しの勉強をさせていただいたというところでござい

ます。その研究会におきましては、私どもの多種多様な資産に適合した評価手法について御議論いただきました。ことし二月に一定の検討成果が取りまとめられたところでござい

ます。

これによりまして、今国土交通省からもお話ありましたけれども、一筆ごとに厳密な不動産鑑定をするというところは大変費用も期間もかかるわけ

でございますので、ある程度不動産鑑定基準というものを基礎に置いた評価手法でやるべきだとい

うことで、不動産の種類に応じたグループピング、あるいは進捗状況、用途に応じたグループピングなどをしながら適用手法を選んでいくのが適切であるというふうな内容の報告でござい

ます。もう少し具体的に言いますと、例えば資産の種類、大きく言いますと、販売用、販売目的に持っている不動産、それから、賃貸住宅のように賃貸事業用に持っている不動産、非常に大きく分ければそんなふうになるかと思ひますが、販売用の不動産につきましては、類似不動産の取引事例を収集しまして、そこから算出した、比準価格と鑑定用語で呼んでおりますけれども、そういったものによって時価を算出するのが適切ではないかという御提言。それから、賃貸住宅等賃貸事業用の不動産につきましては、そこから得られる収益、将来にわたっての収益を現在価値に戻しまして得られた収益価格というものと、それから、同じ不動産を今調達すれば幾らになるであろうかといった、専門用語で積算価格と申しておりますけれども、そういったものを比較考量して算出するのが妥当ではないかといったような御提案をいただいているところでござい

ます。○原委員 そのさまたまな考え方の中で、例えば土地価格の下落による損失が正当に評価されていくための工夫というものはどういうふうにあるべきであるとお考えになられているか、もう一度公団にお尋ねをしたいと思ひ

ます。○古屋参考人 資産価値の下落についてのお尋ねでございますが、独立行政法人になる際の資産評価は、先ほど国土交通省から御説明がありましたように、独立行政法人設立の日の資産をそのときの時価で評価するわけでござい

映された評価になるわけでございます。

それから先のいろいろな資産価格の下落がどう反映されるのかということにつきましては、これは、先ほども国土交通省の御説明ありましたように、会計基準の中で、強制評価減というものを当然織り込んだ新しい民間企業会計基準が適用になる方向でございますので、そういった中で経理処理がなされていくというふうに理解しております。

○原委員 もう一問公団にお尋ねをしたいんですけれども、先日の審議の中で、大臣が、新法人に移行した後も財務諸表を全部インターネットで公表されるということを御答弁なさったと思います。私は、それぞれの資産にどのような評価方法を採用したかということがちゃんと公表されるべきであると思っています。第三者の目で土地の評価方法がチェックできることは、資産評価の正確性を担保する上で非常に私は重要な点だと思うのですが、この点、公団としてはどのようにお考えになられるか、御答弁をお願いします。

○古屋参考人 機構になりました、民間会計基準に準拠した財務諸表というのは当然公開をされ、またいろいろな、インターネット等も活用しながら、国民の皆様は理解の行き届くような開示をしていくのは当然でございます。

その中で、いろいろな評価のやり方についても開示をとお話でございますが、先ほど申し上げましたように、新しい会計基準になりますと、その資産評価の変動につきましては、例えば強制評価減方式が適用されて、先ほどの質疑で申し上げましたけれども、現在三〇%以上下落したらそれは評価減幾らを立てるといったような金額だとか強制評価減の考え方だとか基準だとかは、当然、各独立行政法人、統一的な会計処理の中で行われ、その基準も明らかになっていくものと考えております。

○原委員 私は、そもそも、詳細な財務諸表というものをちゃんと出してから、組織改革とか経営改革というものを進めていく法案を出すべきだった、そういう手順を踏んでいくべきだったと思っています。

過去の審議に戻ってみて、平成十一年に行われた法改正のときの附帯決議をちょっと見てみますと、「関係法人を含め、財務内容等の情報公開を進めることにより、公平、透明な業務運営を行うよう努めること。」というふうに平成十一年の段階の附帯決議でちゃんとつけられているのに、何ですぐにこれを進めることができなかったのかというところをお尋ねしたいと思います。これは政府からお願いします。

○河崎政府参考人 前回の都市公団設立の法律のときの附帯決議で書いておりますのは、あくまで、現在の公会計原則による財務諸表等とか、あるいは業務内容の詳細な報告というものをきちっといろいろな形で開示、提供するようにというような御趣旨だということに考えておりました、それについては誠実に対応しているというふうに存じております。

○原委員 ちょっとこの問題についていろいろと古い新聞記事とかを調べてみますと、読んでみますと、九七年の読売新聞の記事では、建設省と住都公団、関連子会社のおいしい三位一体の関係という言葉とか、子会社利益計上、天下り・工事独占受注というような記事が出ていました。こういう記事が出て、その後、この関係は全く解消されていないというふうに言えると思います。

なぜかといいますと、事前にいただいた資料を見ますと、平成十三年の段階でも、都市公団の方は、子会社十八社に百十九億円の公団から支出されていて、また、取引額でいうと、百十億円のうち、日本総合住生活株式会社が九割を占めています。この取引額に比例するように、日本総合住生活というのは天下りの数も格段に多くなっています。この問題を機構になっても続けるとしたら、やはり私は改革というふうには言っていけないと思います。

また十一年のときの附帯決議のところに戻るんですけれども、もう一点、この附帯決議の中で、

平成十一年に都市公団に移行する際に、「関係法人との随意契約の適用を厳格に行い、競争入札を原則とする」という附帯決議がついているんですが、実際のところ変わっていないのではないかと、このあたりは印象を受けているのです。

これからは何をどのように改革していくて、指摘されているような問題をどういうふうに関係していくおつもりでいらっしゃるのか、答弁をお願いします。

○松野政府参考人 二つ御質問があったと思いますが、出資子会社への天下り問題、それから発注の問題でございますが、現在、都市公団それから地域公団の子会社、関連会社、これが合計五十八社ございます。その中で、社長が三十一名が公団出身者である。役員が全体で五百七十一名でございますが、そのうち二百六十九名が両公団の出身者でございます。

こうした公団と子会社あるいは関連会社との関係、天下りについては国民から強い御批判をいただいておりますが、今回の改革によりまして独立行政法人へと移行するに伴いまして、効率的で透明な経営を図っていくということを実施していきたいと思っています。

そういった意味で総合的な見直しをしてまいりたいと思いますが、子会社あるいは関連会社は一般の民間企業でございますから、役員人事について介入するというには一定の限界がございますけれども、当面、子会社、関連会社におきまして公団出身の社長三十一人を半減させるというようなことを図ってまいりたいと思います。

それから、発注の問題でございますが、公団の出資子会社の業務は、そもそも公団が本来みずから実施すべき業務、これをアウトソーシングして経営の効率化を図るという観点から子会社に実施させているものが多いわけでございます。例えば、二十四時間体制で公団住宅の居住者からの要望があったときにすぐ対応するというような必要性がございます。この緊急事態に対応するといったようなことを実施していただいているとい

うことから、随意契約で行われるものの中にあるというのはやむを得ない面がございます。

しかしながら、できる限りこれも民間参入の機会を拡大していく必要があるということでございまして、管理保全業務をできるだけ随意契約から競争入札にする、あるいは、子会社は大規模な修繕工事の受注から撤退するというようなことを進めてまいりました。子会社、関連会社の売り上げに占めます公団の割合が、平成十年、五一%でございましたが、十三年度はさらに下がりました四四%になっております。

今後、基本的には公団が実施すべきような内容のものをかわって実施するといったものにつきましては随意契約で行われることがやむを得ない部分がございますけれども、可能な限り少しずつ業務の見直しを進めていく必要があるのではないかというふうに考えております。

○原委員 ぜひ改革がちゃんと進んでいくようにお願いをしたいと思っています。

最後に、大臣に改革ということで決意をお聞きして質問を終わりたいと思うんですが、こうした、今で言う国土交通省、住宅の公団、関連子会社といういわゆる三位一体の関係とされているものは、やはり道路公団のときと、道路と同じ仕組みになっていると思っています。こうした仕組みをおいしい関係と言われて批判されるような関係を変えていくという改革に対する大臣の意気込みというかお考えを最後にお聞きして、質問を終わりたいと思います。

○副大臣 何度もお尋ねに關してはこの委員会でも議論されておりますから、長々と申し上げる必要もありません。

ただ、今申し上げましたように、少なくとも、五十八社あつて三十一人の社長がいる、これを半減すると簡単に言いますけれども、本来は民間会社です。民間会社の社長に、かえろ、あなたはかわりなさいと言う権限は私にはないんです。けれども、今は民間会社ですけれども、もともと公団が出資して、そして子会社、関連会社をつ

くつていつて、その株を全部民間が買い取ってしまつて、民間になつてゐると大きな顔をするんですけれども、少なくともその企業が五〇%以上公団の仕事を受けてゐるというのは子会社、関連会社であると私は位置づけてゐます。

そういう意味では、私の越権行為だと思ひますけれども、世間の皆さん方に、株主総会が済んで、これだけ言つてゐても社長でゐることは、社長自身が肩身の狭い思ひをし、その会社の信用にかかわつてゐるということで、私はあえて、越権行為で訴えられるかもしれませんけれども、社長を半減しろというふうに言つてゐるわけでございます。それ一つとつてみても、いかに改革が必要かということがわかりただけと思つてゐます。

○原委員 そうした改革への意気込みを持つてゐる大臣と一緒に、私もこの特殊法人改革がちゃんとした改革になつていくようにこれからも一生懸命勉強していきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

これで質問を終わります。

○河合委員長 金子善次郎君。

○金子(善)委員 保守新党の金子善次郎でございます。

都市再生機構法案の審議に当たりまして、恐らく私が最後の質問者でございますので、これまでの質疑を総括するような、確認の意味合いを含めまして、数点質問をさせていただきたいと思ひます。

昨年の通常国会では都市再生特別措置法が成立いたしました、民間事業者による都市再生を支援する仕組みというものがつくられました。今回、さらに都市再生に民間を誘導するというようなことを基本的役割とする新しい法人がつくられようとしてゐるわけでありまして、

ところで、都市再生の課題というものは多岐にわたつてゐるわけございまして、民間あるいは新法人の役割だけではなく、国あるいは地方公共団体の果たすべき役割も極めて大きいものがあると思ひます。こうしたことを踏まえまして、いま

一度確認の意味で、都市再生の意義と申しますか、総体的な見方と申しますか、都市局長さんの方から御答弁をお願いしたいと思ひます。

○澤井政府参考人 都市再生の意義ということでございまして、しばしば議論も出ておりますが、我が国の都市、現状を見ますと、木造密集市街地の存在というふうな防災上の問題あるいは交通渋滞のような交通上の問題、さらには緑やオープンスペースの不足、そういった多くの問題を抱えてゐます。

また、これから二十一世紀にふさわしい都市を目指すという観点からも、先ほど来御議論にございまして、オフィスストックの向上あるいは国際的なアクセスの向上、保育所待機児童解消、バリアフリー化、そうした少子高齢化対応の問題、さらには複合的で魅力ある都市空間の形成、そういったさまざまな課題、古い問題あるいはこれから起こる問題、さまざまな問題があると思つております。

こうした状況を改善いたしまして、地域の有する歴史、文化、民間事業者や住民の創意工夫を生かした個性あるまちづくりを進めることで、我が国の活力の源泉であります都市を、情報化、国際化、少子高齢化といった社会経済状況の変化にも対応し得るものにしていくことが、総じて言えば都市再生の意義だと思つております。

また、都市再生を推進することは、いわばこれから五十年、百年かけて進めていくという超長期の観点と同時に、資金やノウハウといった民間の力を引き出し、新たな需要を喚起したり、さらには土地の流動化に資するなど、厳しい状況にありますが我が国の経済の再生を図っていく上からも重要な役割を果たし得るものだと考えております。

こうした都市再生を推進していくに当たりましては、まずは、都市における開発投資の大宗を占める民間の役割が重要なことは当然でありますけれども、国や地方公共団体においても、そうした民間の力を十分に引き出すための条件を整えた

り、あるいは、民間では対応できない公共施設等の整備や良好な環境の保全、創出等に取り組んでいくという重要な役割があると考えております。

○金子(善)委員 ありがとうございます。

都市再生については、極めて多岐にわたる大きなさまざまな問題があるというふうな考えられるわけでありまして、

そこで、基本的なところでございまして、民間による都市再生、これを進める上で具体的にどのようなことが最も障害となつてゐると考えておられるか。要は、この新法人が業務を行う上で、どのような点に最も有効な仕事をできるかということとでございまして、そうしたことにつきます。

○河崎政府参考人 都市再生を実現する上で、民間事業者による都市開発事業を促進するということが必要不可欠になるわけでございます。しかしながら、実態を見ますと、例えば、細分化した敷地等を活用した都市開発事業でありますとか防災上危険な密集市街地を解消する事業では、地元土地権者等との合意形成などに相当の時間を要するというようなこと等がございまして、

また、大規模な工場跡地を取得して都市開発事業を行う場合には、必要となる公共施設がいつ整備されるか非常に不確定であつたり、あるいは事業の立ち上げに時間を要するといったようなことから、できるだけ早期に収益を上げ、結果を出したいという民間事業者にとっては、なかなか事業着手することが困難な場合が多いということとでございまして、

そうした民間事業者が事業着手する環境を整えるという意味で、こうした障害を解消する、具体的に、例えば工場跡地の土地利用転換とか密集市街地の整備といった、権利関係が複雑で事業期間が長期にわたるといったようなところでは、権利調整などのコーディネート業務あるいは関連する公共施設の整備、再開発事業や区画整理事業によつて敷地の整備や集約整形化を行うといったような条件整備を行うということがございまして、

それから、建築物の整備をできるだけ民間にゆだねるという観点で、敷地の整備を行ひまして、これを定期借地することによつて民間の賃貸住宅供給を支援するということが民間の活力を活用するというふうなことをやりたい。

また、大規模な再開発の場合に、まちづくりの初期段階で、市街地再開発事業等を成立させるために、民間だけではなかなか最初の段階では都市再生事業が成立しないという場合に、市街地再開発事業等の制度でございまして、参加組合員でありますとか特定建築者制度を活用いたしまして、機構が参画することによつて、民間の都市再生事業が成立するように支援をするといったような形で、都市再生に係る事業の民間事業者にとつてのいろいろな障害を解消して、民間事業者による都市開発事業を促進していきたいというふうな考えでゐるところでございまして、

○金子(善)委員 ただいま御答弁いただいたわけですが、要は、民間を誘導して、その民間の活動というものが都市再生の側面であつていくように条件整備を行うということの業務になるわけとでございまして、

それだけに、この新法人の経営ということになると、現在の都市公団以上に非常に厳しいことになるということも予測されるわけでございます。危惧されると言つた方がいかもしれません。どのようにして、経営上、いわゆる採算性というものを追求していくのか、この点につきますと確認をさせていただきたいと思ひます。

○河崎政府参考人 ただいま先生から御指摘ありましたように、新しい機構の業務は、民間の潜在力を都市再生分野で最大限に引き出すための誘導業務、条件整備に重点が置かれるということとで、比較的高い収益が期待される部分は民間事業者にゆだねるということになります。

したがつて、機構は、長期間事業期間を要するとか、あるいは収益性の低い業務というものが多くなりまして、そういう場合には、公共性の高い事業を行うという観点から、長期低利の資金や出資

金、補助金等の国費の投入ということも避けられない、必要になるというふうに考えております。しかしながら、一方では、機構におきましても、独立行政法人になりますと新しい外部評価の仕組みも入ってまいるといことがございますので、従来以上に経営の合理化、効率化を促進していくことが必要で、業務全般における工事コストの削減あるいは経費の削減、組織人員のスリム化といったようなことに一層努めていくということが必要であろうというふうに考えております。

いずれにいたしましても、機構として、限られた財政資源の中で、効率的な経営を行いまして採算性の確保を図り、都市再生の成果が最大限上げられるように努力していくことが必要であるというふうに考えているところでございます。

○金子(善)委員 今答弁ございましたが、新法人が取り組む事業の性格上、採算性を確保していかなければならない。これはこれからいろいろ努力をなさるということでございますが、新法人は都市公団の権利義務を継承して設立されるということになります。

そこで、現在の都市公団が保有する資産、負債等が問題となるわけですが、公団の担当理事さんの方から、現在の財務状況を確認させていただきたいと思ひます。

○西川参考人 お答え申し上げます。

都市基盤整備勘定の平成十年度末におきます財務状況は、総資産、総資本の規模は十七兆七千億円でございます。

総資産のうち九七％は事業用資産でございます。十七兆二千億円で、この事業用資産のうち、賃貸または分譲の用に供している完成資産は十兆三千九百億円で、事業用資産の約六割を占めております。この多くは七十五万戸の賃貸住宅資産で、七兆五千億円で、また、仕掛かり中の整備敷地等の建設仮勘定が六兆八千二百億円で、事業用資産の約四割でございます。

負債総額は十六兆九千八百億円でございまして、このうち、借入金や債券は十五兆六千四百

億円で、財投が九四％で、十四兆六千八百億円でございまして。

資本金は七千億円で、剰余金は約九十四億円で、このことになっております。

○金子(善)委員 公団の負債、これはかなり多額で、返済が大変だ、あるいは高金利の負債が多く、これも経営を圧迫しているのではないかと、いろいろ問題視される声も非常に強いものがございます。

今お聞きしますと、長期債務が十五兆六千億円で、かなり多い状況でございます。この債務の利払いですが、現在どのような金利の水準になつていくか、お答えいただきたいと思ひます。

○西川参考人 先生御指摘のように、十五兆六千億余りの借入金、債券の残高がございます。これに對して、十三年度におきます利払い額は六千四百億円でございまして。

六千四百億円を借入金総額で除しますと、平均で金利は約四％ということになります。

○金子(善)委員 このような状況の中で新法人の使命に取り組んでいくということはなかなか大変だ。安定的な経営を行っていくということが求められていくわけでございますから、そのためには、事業コストの削減、組織のスリム化、経費の削減、そして、今平均で四％というようにございまして、支払利息の低減等にも取り組んでいく、あるいはその他の方法があれば、それらもすべて動員するということになるわけでございます。

いずれにいたしましても、経営体質の強化を図っていくということが重要であると思ひますけれども、担当理事さんの決意をお伺いしたいと思ひます。

○西川参考人 先生ただいま御指摘いただきました事業コストの削減、組織のスリム化、経費の削減につきましては、みずからの努力によってできる話でございますので、これは積極的に取り組む必要があろうかというふうに考えております。

ただ、金利コストの低減等お話をされました。

この問題は相手方のあることでございまして、相手方は確かに政府部内ではございすけれども、これを業種的に見てみますと、貸金業もしくは金融業ということになろうかと思ひます。一般的に、こういった業種の方々と話し合いを持つということとは、その進展に関しては容易ならざるものがあるかと思ひます。ただ、さはさりながら、容易ならざることだとは思ひますけれども、事業に對して大変影響を及ぼすものでございまして。

具体的に申し上げますと、六千四百億円の支払い利息を払つて四％だ。四％が例えば一％軽減されますと、約千五百億円の支払い利息の軽減になります。千五百億円の軽減になりますと、今一般会計からいただいております補助金及び影響はかなりのものになるでしょうし、我々の公団のキャッシュフローに及ぼす影響は大なるものがあるかと思ひます。

そういう意味で、いろいろ話し合いが持たれていくと聞きますけれども、私どもとしては非常に大きな関心を持つていくということでございます。

関心を持つておりますのは、特に、私ども、これからリスクの高い事業をやつていかなきゃならない。国民の貴重な財産である賃貸住宅の維持管理をやつていかなきゃならない。そうすると、どうしても財政基盤の強化というものが必要でございますから、そういう意味で、この問題に對しては非常に関心を持つて推移を見守つていくということでございます。

ただ、先般、この委員会におきまして、財務省の方から繰り上げ償還に関する御答弁がございました。いろいろお話し合いが持たれていくと聞きますけれども、そのお話の内容を私も聞きますところ、なるほど納得できるものもありまして、けれども、うんそれとはということで、首をかしげざるを得ないようなものもございます。

そういったものもございすけれども、いずれにしましても、経営に大きな影響を与えるもので

ございすから、この話し合いが継続して今後とも行われるように大いに期待しているところでございす。

○金子(善)委員 ただいまの御説明がございました。特に支払い利息の問題についてはいろいろ問題があるということも改めて表明なさいました。

ただ、都市公団は特殊法人としてこれまで運営されてきたわけでございす。今度は独立行政法人であるという点が、私は、よく考えていかなきゃならない側面である、これは政府全体としても考えていかなきゃならないことであらうというふうに思ひます。これは、あくまでも私の意見としてとどめさせていただきますと思ひます。

次に移らせていただきたいと思ひますが、賃貸住宅の管理のことにつきまして、時間も迫つてまいりましたので、答弁の方は簡潔にお願い申し上げます。今度の法案は、居住の安定の確保ということも新法人の目的として明確に位置づけられていくところでございす。

そこで、今度は公団から独立行政法人に大家さんがかわるということになるわけで、居住者の方々にもさまざまな不安もあるということが事実でございます。

こうした点から、まずお伺ひしますが、イエス・オア・ノーで答えていただければそれで結構ですが、新法人が都市公団から継承し管理する賃貸住宅については、現在の都市公団とは同様の管理が継続されるということでしょうか。もう一点は、居住者の意に反した賃貸住宅の売却は今後も行われまいということでしょうか。この点につきまして、住宅局長さんの答弁をお願いしたいと思ひます。

○松野政府参考人 都市公団の管理しております七十五万戸、二百万人の方が居住されております。これは、四大都市圏の公的主体が管理します賃貸住宅の約四割にも相当するストックでございす。これは、大都市のファミリー向け賃貸住宅とし

て大変有用なストックでございます。これをリニューアルあるいは建てかえをしながら、場合によつては社会福祉施設等を併設するようなこともやりながら、この適切な管理を引き続き続けていきたいと考えております。

御指摘のような、居住者の意に反した賃貸住宅の売却が行われるのかどうかというようなことでございますが、整理合理化計画の中でも、このことにつきましては、居住の安定に配慮しつつ、入居者の同意を得た上で、可能なものは棟単位で賃貸住宅の売却に努める。というような表現になっておりますが、少なくとも、社会的な施設としての有用性が、当該住宅、棟にあるのかどうかという判断をした上で、場合によつて、もし、その入居者の同意を得た上で可能なものは売却することであり得るということで、決して、意に反してど

んどん売却するということとは考えているわけではございませんで、できる限りこれは有効に今後も活用していきたいことを考えているわけでございます。

○金子善委員 時間になりましたので、大臣に最後に質問させていただきます。

今度は、都市公団、特殊法人から独立行政法人に変わるわけでございます。特殊法人に對しましては、再三、大臣もいろいろな御質問に對しまして、徹底的な改革を行うんだという表明がなされたわけでございますけれども、改めて、この独立行政法人都市再生機構の改革についての決意をお聞かせいただければありがたいと思います。

○扇岡務大臣 金子議員も自治省出身で、いろいろな地方に勤務された経験もありますから、あらゆるところでそういう団地、ニュータウン等々を見てきてくださっていると私は思います。

そういう意味では、きょう、こうして議題に上がりました、最終を迎えましたけれども、昭和三十年、今日まで約五十年近く、四十八年ですけれども、戦後、今日まで四十八年間、これらの都市公団というものが我々の中で、一番最初に私なんか初めて聞きましたのは、ダイニングキッチンと

いう言葉が初めて出まして、ダイニングキッチンのある公団とはどんなものだろうと思った、新たな、私たちにとつてはとてと新鮮な響きでございました。そして、そういうダイニングキッチンというような新たな住宅様式というものを今日まで私たちは国民に提供し、そして確立してきたという意味では、大きな役割を果たしてきた。

それが今日まで、七十五万戸、現在も二百万人の居住者を生むという現状にあると私は思いますけれども、ニュータウンの整備でありますとか大規模な市街地の再開発等々を考えてみますと、常に時代を先導する大きな役割を果たしてきたし、また、その結果として、今申しました七十五万戸、二百万人の人たちに不安を与えないようにというのがこの委員会でも多くの議論になってまいりました。

しかしながら、今回の改革は、簡素で、そして効率的で、なおかつ透明な行政組織というものを実現しようということで構造改革の一環として行われるものでございますし、都市公団を廃止した上で、都市再生に集中する、そういう観点からも徹底的な見直しを行つていこう、そして、組織と定員のスリム化を図つていこう、また、先ほども議題になりました子会社、関連会社の整理もしていこうということで、今、委員会でお約束できることは、少なくともこの人員の削減、それは、私どもは新法人から五年間の間には一千人の人員削減を目指すというところ、そして、先ほど申しましたように、子会社、関連会社も、この都市公団、地域公団では五十八社ございますけれども、これも少なくとも三十社ぐらいに縮小できるのではないかと、そういう効率も図つていこう。

また、高齢社会、少子社会に對してどのように対応していくかということで、今後は、議題に出ましたように、バリアフリーあるいは地球環境等々の新たな良好な居住環境とか市街地の形成というところに改めて我々は対処していくためには、ぜひこれを有効に活用させていただく改革のリーディングヒッターになり得るような、より国民に、

二十一世紀型に、新たな夢を与える、そういう形になるように、新時代につながる都市をつくつていこう、努力していこうということで、私は、組織基盤の強化を図るのも当然ですけれども、まず、今回の改革やこのようなことを、公団に少なくとも可能性を持たせる。そして国民に、ああ、やはり、変わったけれども、我々が夢を持てるあれだな、住まいをつくつて持続してくれるんだなということだけは呼べるように、皆さんから愛されるような、あるいは安心して住める、そういうものを新たな機構の目標にしていこうと私は思つておりますので、ぜひ皆さん方にも今後見守つていただきたいし、また、育てていきたい。そして、経営の合理化、スリム化等々が実現できるかどうか、委員会でもぜひ見守つていただきたいと思います。

○金子善委員 力強い御決意、ありがとうございます。

これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○河合委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○河合委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。瀬古由起子君。

○瀬古委員 私は、日本共産党を代表して、たゞいま議題になりました独立行政法人都市再生機構法案に反対する討論を行います。

反対する理由を申し上げます。

その第一は、本法案によつて創設される機構が、都市再生機構という名前にあらわれているように、業務の中心を工場跡地や企業の遊休地の開発に移そうとしているからです。

現に、政府が指定した都市再生緊急整備地域では、民間プロジェクト立ち上げなど、ゼネコン、ディベロッパーを応援する事業を推進してまいります。そして、民業圧迫を口実に、公共賃貸住宅建設、供給から完全撤退するものであるからです。

政府の統計調査によつても、最低居住水準未満という劣悪な住居に住んでいる世帯はいまだに二百二十四万戸、五・一％に上り、そのうち民間借家が百三十五万戸に達しています。このような世帯に、良好で低家賃の公共賃貸住宅を供給することは、依然として必要です。公団の廃止は、少なくとも現在まで七十六万戸の公共賃貸住宅を供給してきた公団の役割を放棄すると言つても過言ではありません。

しかも、現在進めている土地有効利用事業では、大企業の不良債権化した土地を含め、百十二地区、百十三・八ヘクタールの土地を三千二百六十五億円もの巨費を投じて取得し、事実上の企業救済を行つています。本案に基づく機構は、その事業を一層大規模に継続しようとするものです。

第二は、公団に居住している現居住者の居住の安定を図る保証がないことです。

本案の審議の過程で、公団の内部資料では、家賃の値上げをも含めた家賃増収の取り組みが検討されていること、建てかえ事業では戻り入居しか住宅を建設しないなど、それによつて生まれた余剰敷地は民間に売却することもあるなどのことが指摘されました。

しかも、重大なのは、賃貸住宅事業での毎年三千億円もの利益は、バブル期以降に購入した三千三百八十一ヘクタールに及ぶ塩漬け土地購入費の利払いにその一定額が回されていることが明らかになったことです。

高齢化、低所得化の中で、大変な思いをして家賃を払っている多くの居住者はもちろん、国民にこうした事態をもたらした責任や問題点を明らかにしないまま、現在の公団を廃止し、新たな機構をつくることは、到底許されません。

長期不況の中で、ホームレスもふえています。国民に居住不安を与える今回の法案に反対することを表明して、討論を終わります。(拍手)

○河合委員長 次に、原陽子君。

○原委員 私は、社会民主党を代表して、議題となつております独立行政法人都市再生機構法案に

つきまして、反対の立場から討論を行います。

住宅・都市整備公団が都市基盤整備公団に移行したのは一九九九年。たった四年前のことです。今回の法案は、四年間に公団が当然済ませておくべき課題を放置し、不良資産を隠したまま、都市再生の名のもとで、既成市街地での新たな事業に移行しようとするものです。

しかし、どんな事業であれ、ノウハウは試行錯誤や失敗の総括から生まれるものであり、間違いを総括しないまま新しい事業に乗り出せば、同様の誤りを繰り返すことは必定です。既成市街地での地価高騰や、その逆の下落、不良資産の累積などが都市再生機構のもとで起きないとは限りません。

都市公団がこの四年間で解決すべきだった課題は、当時審議されたときの衆議院附帯決議の中に既に盛り込まれていました。一つは、子会社との関係です。決議では、「関係法人との随意契約の適用を厳格に行い、競争入札を原則とすることにより、民間事業者の業務機会の拡大に努めること。」とありますが、子会社の中では日本総合住宅が独占的に取引額の九割を占め、それと比例して多くの職員が天下っているなど、以前の住都公団が抱えていた課題はそのまま放置されています。道路公団と同様、解決方法も提示されていません。

課題のもう一つは、財務内容の公表です。附帯決議では、「関係法人を含め、財務内容等の情報公開を進めることにより、公平、透明な業務運営を行うよう努める」とあります。二〇〇一年十二月に閣議決定された特殊法人等の組織見直しの類型別ガイドラインでも、特殊法人から独立行政法人に引き継がれる資産及び負債については、時価評価を行うことを原則とすると定められています。

しかし、法案提出を前にそれらは全くクリアされず、ことしの二月にやっと都市公団内部の資産評価研究会の報告書が出て、これから資産評価方法が検討され、どの資産にどの評価方法を適用す

るかを決めるという段階です。不良資産の全容もわからないまま新法人へ移行する法案を提出するなど、傲慢であると思います。

そもそも、都市基盤公団の財務の悪化の原因は、むだな再開発や虫食いの土地保有、天下り官僚によるずさんな経営やファミリー企業の問題にあります。今回の法案は、国民共有に重要な賃貸住宅を売却して財政赤字の穴埋めにし、民間資本に切り渡し、一方、銀行やゼネコンを助けるもうけ口の都市再開発に特化させようという改革にほかならず、七十六万戸、二百万人の公団賃貸住宅住民に不安を抱かせるものです。

都市公団が住宅政策という本来の業務から踏み出さず、不良資産を整理しながら経営してきていれば、住宅部門の家賃を下げたり、より質の高い住宅を提供したりするなど、もっと人々に喜ばれる政策ができたはずですが、

初めに民営化ありきの競争至上主義ではなく、この国の住宅政策を一体どうしていくのか。豊かな住生活を保証するため、優良な賃貸住宅を一定数確保することは、国の住宅政策として不可欠です。今後、居住者の居住の安定、公的住宅政策の再確立、企業会計並みの財務諸表の公開、地方分権など、看板のかけかえだけではなく、本質的な改革がされることを願い、反対討論を終わります。(拍手)

○河合委員長 これにて討論は終局いたしました。

○河合委員長 これより採決に入ります。

独立行政法人都市再生機構法案について採決いたします。

本議案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○河合委員長 起立多数。よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○河合委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、栗原博久君外四名から、自由民主党、民主党、無所属クラブ、公明党及び保守新党の四会

派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。阿久津幸彦君。

○阿久津委員 ただいま議題となりました独立行政法人都市再生機構法案に対する附帯決議案につきまして、自由民主党、民主党、無所属クラブ、公明党及び保守新党を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文はお手元に配付してありますが、その内容につきましては、既に質疑の過程において、委員各位におかれましては十分御承知のところでありますので、この際、案文の朗読をもって趣旨の説明にかえることといたします。

独立行政法人都市再生機構法案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 政府は、住宅が国民生活を支える基本的な基盤であり、ゆとりある住宅に安心して住むことが生活の真の豊かさを確保する上で重要であることに鑑み、多様な居住を実現する政策を通じて国民生活の安定と福祉の増進に寄与するよう努めること。

二 政府は、高齢者その他の住宅に困窮する者をはじめ国民の居住の安定が図られるよう、公的賃貸住宅の計画的整備、高齢者向け賃貸住宅の供給の促進のための制度の拡充等により、国民の住宅セーフティネットの構築に努めること。

三 独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)は、都市基盤整備公団から承継する既存の賃貸住宅団地について、居住者の居住の安定を図ることを政策目標として明確に定め、居住者との信頼関係を尊重し、十分な意思の疎通と連携の下に住宅や利便施設等の適切な維持管理を行い、快適な生活環境の確保に努めること。

四 機構は、賃貸住宅の家賃の設定及び変更に当たっては、居住者にとって過大な負担とならないよう家賃制度や家賃改定ルールに対する十分な配慮に努めること。特に、低所得の高齢者等に対する家賃の減免や建替えに伴う急激な家賃の上昇の抑制については、居住者が安心して住み続けることができるよう十分に配慮すること。

五 機構は、老朽化した賃貸住宅の建替えに当たっては、居住者の居住の安定を図るとともに、良好なまちづくりとコミュニティの維持に努めること。また、賃貸住宅の建替えに併せた公営住宅や福祉施設等の整備への協力に努めること。

六 機構は、市街地の整備改善に関する業務の実施に当たっては、地方公共団体及び民間事業者との協力及び役割分担を図るとともに、関係権利者の意思を十分反映するよう努めること。

七 機構は、賃貸住宅事業その他の事業との区分経理を明確にするとともに、財務内容等の情報公開を積極的に進め、国民にわかりやすい業務運営を行うよう努めること。

八 国土交通省の独立行政法人評価委員会には、機構の賃貸住宅の居住者の意見が参酌されるよう配慮すること。

九 機構の子会社、関連会社等については、整理・合理化を図るとともに、財務内容等に関する情報公開を推進すること。また、機構と子会社、関連会社との契約に当たっては、関係法人との随意契約の適用を厳格に行い、機構関連業務の業務契約について、競争入札を原則とし、一般の民間企業の業務機会の拡大に努めること。

十 機構の設立に当たっては、都市基盤整備公団と地域振興整備公団の地方都市開発整備業務部門の統合の下で効率的な業務運営を行うことができるよう、組織等を定めること。機構設立後においても、事務・事業や組織の見

直しを行うとともに、経費の削減、支払利息の低減等による一層の経営基盤の強化、経営の合理化に努めること。

十一 機構の理事長その他の役員の選任においては、適切な人材を広く起用するよう十分配慮すること。

その際、役員の報酬及び退職手当については、独立行政法人通則法の趣旨を踏まえ、機構及び役員の業務の実績を的確かつ厳格に反映させること。また、政府は、機構の役職員の報酬及び退職手当の水準を、国家公務員及び他の独立行政法人の役員と比較ができる形で分かりやすく公表し、国民の理解を得るよう努めること。

以上であります。

委員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○河合委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○河合委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、国土交通大臣から発言を求められておりますので、これを許します。国土交通大臣扇千景君。

○扇千景大臣 独立行政法人都市再生機構法案につきましましては、本委員会におきまして熱心な御討議をいただきまして、ただいま可決されましたことを深く御礼申し上げます。

今後、審議中に賜りました委員各位の御高見、また、ただいま附帯決議において提起されました都市基盤整備公団から継承する賃貸住宅の居住者の居住の安定、一層の経営基盤の強化等につきましましては、今後、その趣旨を十分に尊重してまいり所存でございます。

ここに、委員長初め各委員の皆さんの御熱心な御討議と御協力に深く感謝申し上げます。御礼と

いたしたいと思ひます。
ありがとう存じました。

○河合委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○河合委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○河合委員長 次に、内閣提出、成田国際空港株式会社法案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。国土交通大臣扇千景君。

成田国際空港株式会社法案

〔本号末尾に掲載〕

○扇千景大臣 ただいま議題となりました成田国際空港株式会社法案の提案理由につきまして御説明を申し上げます。

新東京国際空港公団につきましては、特殊法人等改革基本法に基づき平成十三年十二月に閣議決定された特殊法人等整理合理化計画において、民営化に向けて平成十四年中に政府において結論を得ることとされております。これを踏まえまして検討を進めてきた結果、昨年十二月に閣議決定されました、道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について、平成十六年度に全額国出資の特殊会社にするにとされました。このため、新たに設立する特殊会社の設置根拠法を制定する必要があります。

このような趣旨から、このたびこの法律案を提案することとした次第でございます。

上げます。

第一に、新東京国際空港公団を解散するとともに、その業務を引き継ぐ特殊会社として、成田国際空港株式会社を設立することとしております。

第二に、会社の目的は、成田国際空港の設置及び管理を効率的に行うこと等により、航空輸送の利用者の利便の向上を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化に寄与することとし、そのために行う事業の範囲等を定めることとしたしております。

第三に、会社に対する国の助成及び監督に関する事項を定めることとしております。

第四に、公団から会社への事業の承継に伴う権利義務の承継について定めております。

その他、所要の経過措置等に関する事項を定めております。

なお、公団から会社への移行の期日は、平成十六年四月一日と定めることとしております。以上が、この法律案を提案する理由でございます。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○河合委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○河合委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その日時、人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○河合委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、来る十六日金曜日午前九時二十分理事会、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時十八分散会

成田国際空港株式会社法案

成田国際空港株式会社法

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 事業等（第五条—第十四条）
- 第三章 雑則（第十五条—第十七条）
- 第四章 罰則（第十八条—第二十三条）

附則

第一章 総則

（会社の目的）

第一条 成田国際空港株式会社（以下「会社」という。）は、成田国際空港の設置及び管理を効率的に行うこと等により、航空輸送の利用者の利便の向上を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化に寄与することを目的とする株式会社とする。

（成田国際空港）

第二条 この法律において「成田国際空港」とは、附則第十二条第一項の規定により会社が新東京国際空港公団（以下「公団」という。）から承継した公共飛行場をいう。

（成田国際空港等の設置及び管理）

第三条 成田国際空港及び成田国際空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第四項に規定する航空保安施設の設置及び管理は、国土交通大臣が定める基本計画に適合するものでなければならない。

2 前項の基本計画に関し必要な事項は、政令で定める。

（商号の使用制限）

第四条 会社以外の者は、その商号中に成田国際空港株式会社という文字を使用してはならない。

第二章 事業等

(事業の範囲)

第五条 会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。

一 成田国際空港の設置及び管理

二 成田国際空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法第二条第四項に規定する航空保安施設の設置及び管理

三 成田国際空港の機能を確保するために必要な航空旅客及び航空貨物の取扱施設、航空機給油施設その他の政令で定める施設並びにこれらの施設以外の施設で成田国際空港を利用する者の利便に資するために成田国際空港の敷地内に建設することが適当であると認められる事務所、店舗その他の政令で定めるものの建設及び管理

四 成田国際空港の周辺における航空機の騒音等により生ずる障害を防止し、又はその損失を補償するために行う次に掲げる事業

イ 緩衝地帯の整備のための土地等の取得、造成、管理及び譲渡

ロ 騒音防止工事等を行う者に対する助成

ハ 住居を移転する者等に対する損失の補償

及びその所有する土地の買入れ

ニ イからハまでに掲げるもののほか、成田国際空港の周辺における航空機の騒音等により生ずる障害を防止し、又はその損失を補償するために行う事業であつて政令で定めるもの

五 前号に掲げるもののほか、成田国際空港の周辺における生活環境の改善に資するために行う次に掲げる事業

イ 成田国際空港の周辺における航空機の騒音等により生ずる生活環境への影響を緩和するため必要であると認められる政令で定める事業であつて成田国際空港の機能の發揮に資するものを行う者に対し、出えんする事業

ロ 成田国際空港の周辺における航空機の騒音等により生ずる障害の防止、成田国際空港の周辺の地域の整備その他の成田国際空港の周辺における生活環境の改善に資する事業を行う地方公共団体に対し、政令で定めるところにより、交付金を交付する事業

ハ イ及びロに掲げるもののほか、成田国際空港の周辺における生活環境の改善に資するために行う事業であつて政令で定めるもの

六 前各号の事業に附帯する事業

七 前各号に掲げるもののほか、会社の目的を達成するために必要な事業

2 会社は、前項第七号の事業を行おうとすれば、あらかじめ国土交通大臣の認可を受けなければならない。

(生活環境の改善に対する配慮等)

第六条 会社は、成田国際空港の周辺の地域の住民等の理解と協力を得ることがその事業の円滑な実施を図る上で不可欠であることにかんがみ、その事業の実施に当たり常に成田国際空港の周辺における生活環境の改善に配慮するとともに、前条第一項第四号及び第五号に掲げる事業を適切かつ確実に営まなければならない。

2 国は、会社が前条第一項第四号及び第五号の事業を円滑に実施することができるよう配慮するものとする。

(一般担保)

第七条 会社の社債権者は、会社の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

(資金の貸付け)

第八条 政府は、予算の範囲内において、会社に対し、第五条第一項第一号及び第二号の事業に要する経費に充てる資金を無利子で貸し付けることができる。

(新株、社債及び借入金)

第九条 会社は、新株若しくは新株予約権を発行し、社債(社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第二十二号第二号において同じ。)を募集し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。ただし、新株予約権が行使されたことにより新株を発行しようとするときは、この限りでない。

2 前項本文の規定は、会社が、債券を失った者に交付するために政令で定めるところにより債券を発行し、当該債券の発行により新たに債務を負担することとなる場合には、適用しない。

3 会社は、第一項ただし書の場合においては、当該新株を発行した後、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(代表取締役等の選定等の決議)

第十条 会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第二十一条の八第七項に規定する監査委員の選定及び解職の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(事業計画)

第十一条 会社は、毎営業年度の開始前に、国土交通省令で定めるところにより、当該営業年度の事業計画を国土交通大臣に提出して、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(重要な財産の譲渡等)

第十二条 会社は、国土交通省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

(定款の変更等)

第十三条 会社の定款の変更、利益の処分又は損失の処理、合併、分割及び解散の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(財務諸表)

第十四条 会社は、毎営業年度終了後三月以内に、その営業年度の貸借対照表、損益計算書及び営業報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

第三章 雑則

(監督)

第十五条 会社は、国土交通大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要であると認めるときは、会社に対し、業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第十六条 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社からその業務に關し報告をさせ、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(協議)

第十七条 国土交通大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第三条第一項の基本計画を定めようとするとき。

二 第五条第二項、第九条第一項、第十一条、第十二条又は第十三条(会社の定款の変更の決議に係るものについては、会社が発行する株式の総数を変更するものに限る。)の認可をしようとするとき。

第四章 罰則

第十八条 会社の役員又は職員が、その職務に關して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約

しない。

束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第十九条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第二十条 第十八条第一項の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第四条の例に従う。

第二十一条 第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の役員は、百万円以下の過料に処する。

一 第五条第二項の規定に違反して、事業を行つたとき。

二 第九条第一項の規定に違反して、新株若しくは新株予約権を発行し、社債を募集し、又は資金を借り入れたとき。

三 第九条第三項の規定に違反して、新株を発行した旨の届出を行なかつたとき。

四 第十一条の規定に違反して、事業計画の認可を受けなかつたとき。

五 第十二条の規定に違反して、財産を譲渡し、又は担保に供したとき。

六 第十四条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告書を提出せず、又は不実の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

七 第十五条第二項の規定による命令に違反したとき。

円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第二十条から第三十四条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

（設立委員）

第二条 国土交通大臣は、設立委員を命じ、会社の設立に關して発起人の職務を行わせる。

（定款）

第三条 設立委員は、定款を作成して、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

（会社設立の際に発行する株式）
第四条 会社の設立に際して発行する株式に関する商法（明治三十二年法律第四十八号）第六十八号ノ二各号に掲げる事項は、定款で定めなければならない。

（株式の引受け）
第五条 会社の設立に際して発行する株式の総数は、公団が引き受けるものとし、設立委員は、これを公団に割り当てるものとする。

2 前項の規定により割り当てられた株式による会社の設立に關する株式引受人としての権利は、政府が行使する。

（出資）
第六条 公団は、会社の設立に際し、会社に対し、その財産の全部を出資するものとする。この場合においては、新東京国際空港公団法（昭和四十年法律百十五号）第三十三条の規定は、適用しない。

（創立総会）
第七条 会社の設立に係る商法第八十条第一項の規定の適用については、同項中「第七十七号ノ規定ニ依ル払込及現物出資ノ給付」とあるのは、「成田国際空港株式会社法附則第五条第一項ノ規定ニ依ル株式ノ割当」とする。

（会社の成立）
第八条 附則第六条の規定により公団が行う出資に係る給付は、附則第二十条の規定の施行の時に行われるものとし、会社は、商法第五十七条の規定にかかわらず、その時に成立する。

（設立の登記）
第九条 会社は、商法第八十八条第一項の規定にかかわらず、会社の成立後遅滞なく、その設立の登記をしなければならない。

（政府への無償譲渡）
第十条 公団が出資によつて取得する会社の株式は、会社の成立の時に、政府に無償譲渡されるものとする。

2 前項の規定により政府に無償譲渡される会社の株式は、政令で定めるところにより、一般会計又は空港整備特別会計に帰属するものとする。

（商法の適用除外）
第十一条 商法第六十七号、第六十八号第二項及び第六十一条の規定は、会社の設立については、適用しない。

（公団の解散）
第十二条 公団は、会社の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において会社が承継する。

2 公団の解散の時における政府の公団に対する出資金のうち政令で定める金額は、公団の解散の時において、政府の会社に対する無利子貸付金となつたものとする。

3 前項の無利子貸付金に係る権利は、政令で定めるところにより、一般会計又は空港整備特別会計に帰属するものとする。

4 公団の平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、新東京国際空港公団法第二十七号第二項及び第三項（監事の意見書に係る部分に限る。）に係る部分を除き、なお従前の例による。

5 第一項の規定により公団が解散した場合における解散の登記及び第二項の無利子貸付金の償還に關し必要な事項は、政令で定める。

（権利義務の承継に伴う経過措置）
第十三条 前条第一項の規定により会社が承継する債務に係る新東京国際空港債券についての第七号の規定の適用については、これを会社の社債とみなす。

2 前条第一項の規定により会社が承継する公団の新東京国際空港債券に係る債務については、附則第二十条の規定による廃止前の新東京国際空港公団法第三十条の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該新東京国際空港債券に係る債務について従前の条件により存続するものとする。

3 前条第一項の規定により会社が承継する債務に係る新東京国際空港債券又は借入金が財政融資資金による引受け、応募若しくは買入れ又は貸付けに係るものである場合における当該新東京国際空港債券又は借入金についての財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第十条第一項の規定の適用については、会社を同項第七号又は第八号に規定する法人とみなす。

4 前条第一項の規定により会社が承継する債務に係る新東京国際空港債券が日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十四条第三項第四号に規定する郵便貯金資金及び同項第五号に規定する簡易生命保険資金による引受け、応募又は買入れに係るものである場合における当該新東京国際空港債券についての同法第四十一条及び第四十五条第一項の規定の適用については、会社を同法第四十一条第四号に規定する法人とみなす。

（政府の出資）
第十四条 政府は、当分の間、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができる。

（債務保証）
第十五条 政府は、当分の間、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、

国会の議決を経た金額の範囲内において、第五
条第一項第一号から第三号までの事業に要する
経費に充てるため会社が発行する社債に係る債
務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関
する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律
第五十一号）第二条第一項の規定に基づき政府
が保証契約をすることができ、債務を除く。）
について、保証契約をすることができ、

2 政府は、前項の規定によるもののほか、会社
が債券又はその利権を失った者に交付するため
に政令で定めるところにより発行する債券又は
利権に係る債務について、保証契約をすること
ができる。

（商号についての経過措置）

第十六条 第四条の規定は、この法律の施行の際
現にその商号中に成田国際空港株式会社という
文字を使用している者については、この法律の
施行後六月間は、適用しない。

（事業計画についての経過措置）

第十七条 会社の成立する日の属する営業年度の
事業計画については、第十一条中「毎営業年度
の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞
なく」とする。

（会社の設立に伴う農地法の適用に関する経過
措置）

第十八条 附則第六条の規定により公団が会社に
対し行う出資に係る農地法（昭和二十七年法律
第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地
又は採草放牧地についての権利の取得について
は、同法第三条第一項本文の規定は、適用しな
い。

（政令への委任）

第十九条 附則第二条から前条までに規定するも
ののほか、会社の設立及び公団の解散に関し必
要な事項は、政令で定める。

（新東京国際空港公団法の廃止）

第二十条 新東京国際空港公団法は、廃止する。

（新東京国際空港公団法の廃止に伴う経過措置）

第二十一条 前条の規定の施行前に同条の規定に

よる廃止前の新東京国際空港公団法第二十一条
の規定により国土交通大臣が定めた基本計画
は、第三条第一項の規定により国土交通大臣が
定める基本計画とみなす。

2 前条の規定の施行前に同条の規定による廃止
前の新東京国際空港公団法の規定によりした処
分、手続その他の行為は、この法律の相当規定
によりした処分、手続その他の行為とみなす。

3 前二項に規定するもののほか、新東京国際空
港公団法の廃止に伴い必要な経過措置は、政令
で定める。

（罰則の適用に関する経過措置）

第二十二条 附則第一条ただし書に規定する規定
の施行前にした行為及び附則第十二条第四項の
規定によりなお従前の例によることとされる事
項に係る附則第二十条の規定の施行後にした行
為に対する罰則の適用については、なお従前の
例による。

（公職選挙法の一部改正）

第二十三条 公職選挙法（昭和二十五年法律第百
号）の一部を次のように改正する。

第三百三十六条の二第二項第二号中、「新東京
国際空港公団」を削る。

（航空法の一部改正）

第二十四条 航空法の一部を次のように改正す
る。

目次中「第五十六条の五」を「第五十六条の
四」に改める。

第三十八条第一項中「及び新東京国際空港公
団」を削る。

第五十五条の三の前の見出し、同条及び第五
十六条を削る。

第五十六条の二の前の見出しを削り、同条を
第五十六条とし、同条の前に見出しとして「第
一空港等の特例」を付し、第五十六条の三を
第五十六条の二とする。

第五十六条の四第一項中「第五十六条の第二
項」を「第五十六条第一項」に改め、同条第
二項中「但書」を「ただし書」に改め、同条を

第五十六条の三とする。

第五十六条の五第六項ただし書中「但し」を
「ただし」に改め、同条第七項中「差別的取扱
」を「差別的取扱」に改め、同条を第五十六条
の四とする。

（航空法の一部改正に伴う経過措置）

第二十五条 前条の規定の施行前に同条の規定に
よる改正前の航空法第五十五条の三第一項若し
くは第二項又は第五十六条の規定によりした処
分、手続その他の行為は、前条の規定による改
正後の航空法の相当規定によりした処分、手続
その他の行為とみなす。

（関税法の一部改正）

第二十六条 関税法（昭和二十九年法律第六十一
号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中、「新東京国際空港公団」
を削り、「港湾施設」の下に「若しくは空港施
設」を加える。

第三十八条第一項中、「地方公共団体及び新
東京国際空港公団」を「及び地方公共団体」に
改める。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第二十七条 地方財政再建促進特別措置法（昭和
三十年法律第九十五号）の一部を次のように
改正する。

第二十四条第二項中、「新東京国際空港公団」
を削る。

（空港整備法の一部改正）

第二十八条 空港整備法（昭和三十一年法律第八
十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「新東京国際空港」を
「成田国際空港」に改める。

第三条第二項中「新東京国際空港は新東京国
際空港公団」を「成田国際空港は成田国際空
港株式会社」に改める。

第十二条中「新東京国際空港公団」を「成田
国際空港株式会社」に改める。

（所得税法等の一部改正）

第二十九条 次に掲げる法律の表新東京国際空

公団の項を削る。

一 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）別
表第一号の表

二 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別
表第一号の表

三 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）
別表第二

四 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五
号）別表第二

五 消費税法（昭和六十三年法律第八号）別
表第三号の表

六 独立行政法人等の保有する情報の公開に関
する法律（平成十三年法律第四十号）別表
第一

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関す
る法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十条 前条（同条第六号に係る部分に限る。
以下この条において同じ。）の規定の施行前に
同条の規定による改正前の独立行政法人等の保
有する情報の公開に関する法律の規定に基づき
公団がした行為及び公団に対してなされた行為
については、なお従前の例による。

（公共用飛行場周辺における航空機騒音による
障害の防止等に関する法律の一部改正）

第三十一条 公共用飛行場周辺における航空機騒
音による障害の防止等に関する法律（昭和四十
二年法律第十号）の一部を次のように改正す
る。

第二条中「ひん繁な」を「頻繁な」に、「新
東京国際空港」を「成田国際空港」に改める。

第十一条第一項中「新東京国際空港」を「成
田国際空港」に改める。

第十六条の前の見出し中「新東京国際空港」
を「成田国際空港」に改め、同条第一項中「新
東京国際空港」を「成田国際空港」に、「とと
のわな」を「調わな」に改める。

（空港整備特別会計法の一部改正）

第三十二条 空港整備特別会計法（昭和四十五年
法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三十二条 空港整備特別会計法（昭和四十五年
法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「この会計に帰属する国庫納付金」の下に「この会計に所属する株式の処分による収入」を加える。

附則第八項に次の一号を加える。

五 この会計に所属する株式でこの会計において保有する必要がなくなつたものについて、政令で定めるところにより、一般会計に所管換をする場合

(石油パイプライン事業法の一部改正)

第三十三条 石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第三項を削る。

(新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法の一部改正)

第三十四条 新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法（昭和五十三年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法

置法

第一条中「新東京国際空港」を「成田国際空港」に改める。

第二条第一項中「新東京国際空港」を「成田国際空港」に、「一を」を「いずれかを」に改め、同条第三項中「新東京国際空港」を「成田国際空港」に改める。

第三条第一項第三号中「新東京国際空港」を「成田国際空港」に改める。

第六条を削る。

第七条第一項中「並びに前条第一項」を削り、同条を第六条とする。

第八条を第七条とし、第八条の二を第八条とする。

理由

特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、新東京国際空港公団を解散して成田国際空港株式会社を設

立する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国土交通委員会議録第十六号中正誤

ページ 段 行 誤 正
元 四 三 かもしれませ。 かしれません。

平成十五年六月二日印刷

平成十五年六月三日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

P